

北海道議會時報

第 3 卷 第 8 號

目 次

議會の動き	1
• 第四回定例道議會	
會 合	33
資 料	34
• 公職選舉法改正意見	
• 十勝川水源の総合開發調査開始さる	
• 町村自治體警察の存廢をめぐる動き	
附 録	61
• 請 願	
• 陳 情	
• 參考送付	
• 事務局人事異動	
圖書室だより	70

北海道議會事務局

北海道議會時報第3卷第8号(昭和26年第4回定例道議會)

議会の動き

第四回定例道議会

第四回定例道議会は七月十七日開會せられた。今議会は主として教育費及び公共事業費の一部を除いてすべて行政運営上の基礎的経常費所謂骨格豫算について措置した追加豫算その他の案件であつて、普通會計五十一億九千五百二十二萬圓、特別會計六億二千六百二十六萬圓、合計五十八億一千六百七十八萬圓につき審議が行われたのであるが、開會當日知事より施政方針並びに開發局設置問題の經過について説明を聴取、ついで野口副知事より提出議案に對する説明を聴取議案第七十四號原案可決、決議案第一號及び意見案第一號を満場一致可決し、議案調査のため七月十八日より四日間休會、二十三日再會本格的審議に入つたのである。モテ各黨代表質問の西田信一(自)議員をかきわきに各黨代表質問並びに個人質問があり、活潑なる論議が交され、豫算、職員定數條例などについてはなお慎重審議の必要ありとし、特別委員會設置(豫算審査特別委員會)の動議が提出され賛意あつてこれに決し、委員長に岩田留吉(自)副委員長に糸川章夫(農)を互選しいまなお慎重審議が續行せられているのである。

なお今議會に提出せられた案件並びにその經過はつぎのとおりである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加豫算
- 議案第二號 北海道起債議決變更の件
- 議案第三號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第四號 昭和二十六年度北海道恩給基金歳入歳出追加豫算
- 議案第五號 昭和二十六年度北海道學校職員恩給基金歳入歳出追加豫算
- 議案第六號 昭和二十六年度北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算

- 議案第七號 昭和二十六年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第八號 昭和二十六年度北海道酪農検査費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第九號 昭和二十六年度北海道醫科大學費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第十號 昭和二十六年度北海道病院費歳入歳出追加豫算
- 議案第十一號 昭和二十六年度北海道地方競馬費歳入歳出追加豫算
- 議案第十二號 昭和二十六年度北海道自動車競技費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第十三號 第三百六十七回北海道起債に關する件
- 議案第十四號 第三百六十八回北海道起債に關する件
- 議案第十五號 第三百六十九回北海道起債に關する件
- 議案第十六號 第三百七十回北海道起債に關する件
- 議案第十七號 第三百七十一回北海道起債に關する件
- 議案第十八號 第三百七十二回北海道起債に關する件
- 議案第十九號 第三百七十三回北海道起債に關する件
- 議案第二十號 第三百七十四回北海道起債に關する件
- 議案第二十一號 第三百七十五回北海道起債に關する件
- 議案第二十二號 第三百七十七回北海道起債に關する件
- 議案第二十三號 第三百七十八回北海道起債に關する件
- 議案第二十四號 第三百七十九回北海道起債に關する件
- 議案第二十五號 第三百八十回北海道起債に關する件
- 議案第二十六號 第三百八十一回北海道起債に關する件
- 議案第二十七號 第三百八十二回北海道起債に關する件
- 議案第二十八號 第三百八十三回北海道起債に關する件
- 議案第二十九號 第三百八十四回北海道起債に關する件
- 議案第三十號 第三百八十五回北海道起債に關する件
- 議案第三十一號 第三百八十六回北海道起債に關する件
- 議案第三十二號 第三百八十七回北海道起債に關する件
- 議案第三十三號 第三百八十八回北海道起債に關する件
- 議案第三十四號 北海道起債議決變更の件
- 議案第三十五號 北海道起債議決變更の件
- 議案第三十六號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第三十七號 北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件

議案第三十八號 北海道人事委員會の委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償並びにその支給條例設定の件

議案第三十九號 北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十號 北海道稅務手當支給條例設定の件

議案第四十一號 北海道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十二號 北海道立學校の授業料、入學料、入學檢定料及び寄宿舎使用料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十三號 北海道の設置する高等學校の生徒の結核健康診斷手数料條例設定の件

議案第四十四號 北海道立教員保養所使用料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十五號 消費生活協同組合運轉資金貸付の件

議案第四十六號 農業再生産資金貸付の件

議案第四十七號 北海道簡易水道取締條例設定の件

議案第四十八號 北海道立林産指導所條例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十九號 北海道林産物檢査條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十號 北海道立療養所條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十一號 北海道立治療院條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十二號 保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十三號 北海道立診療所條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十四號 北海道立旭川授産場條例を廢止する條例設定の件

議案第五十五號 北海道蠶業取締所設置條例設定の件

議案第五十六號 北海道農産物受檢條例設定の件

議案第五十七號 北海道農産物檢査條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十八號 北海道立家畜人工授精所條例設定の件

議案第五十九號 北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十號 北海道魚介類行商取締條例等の一部を改正する條例設定の件

議案第六十一號 繼續費の繼續年度及び支出方法變更の件

議案第六十二號 北海道有財産條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十三號 議會の議決又は住民の一般投票に附すべき財産營造物又は議決に附すべき契約に關する條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十四號 財産の取得に關する件

議案第六十五號 財産の取得に關する件

議案第六十六號 財産處分に關する件

議案第六十七號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加豫算

議案第六十八號 昭和二十六年度北海道模範林費歳入歳出更正豫算

議案第六十九號 昭和二十六年度北海道公有林歳入歳出更正豫算

議案第七十號 昭和二十六年度北海道々々有林野事業費歳入歳出豫算

議案第七十一號 北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔の件

議案第七十二號 北海道議會議員報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件

議案第七十三號 北海道生業資金貸付條例の全部を改正する條例設定の件

議案第七十四號 空知郡上富良野村を町とするの件

議案第七十五號 北海道々々有林野條例設定の件

議案第七十六號 第三百七十六回北海道起債に關する件

議案第七十七號 工事請負契約の締結に關する件

議案第七十八號 土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔の件

議案第七十九號 北海道放送株式會社に對する出資の件

議案第八十號 一時借入金に關する議決の一部變更の件

議案第八十一號 一時借入金の件

議案第九十三號 職員に對する年末一時金貸付の件中議決變更の件
議案第九十四號 北海道職員に對し年末資金貸付の件中議決變更の件
議案第九十五號 北海道職員に對し年末資金貸付の件中議決變更の件
議案第九十六號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
議案第九十七號 運送業に對する事業税の軽減に關する件

▲施政方針並びに開發局設置問題に關する知事説明

本日ここに第四回定例道議會開會に際し施策の太要を申上げるに先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

四月地方選舉後初の道議會に際しましては、親しく御挨拶を申上げるべき處でありましたが、時あたかも北海道開發局設置問題折衝の爲、上京致し、さし迫つた實情から歸道致し兼ね、不本意ながら御挨拶の機を得なかつた事は誠に遺憾に存じて居る次第でありまして、この點前議會におきましても野口副知事を通じ御了解を願つた次第であります。

皆様におかれましては正しい民意の反映によりまして、四百三十萬道民の輿望を擔い、御當選の榮譽を勝ち得られました事は、誠に御同意にたえないところで御座います。衷心よりお喜びを申し上げる次第でございます。私も又道民各位の御支援を得て、再び道政執行の量任を擔う事と相成つた次第で御座います。私と致しましては今後四カ年間道民の負托に應え、最善の努力を致す決意で御座いますので、何卒皆様方の格段の御協力御鞭撻を御願申し上げる次第で御座います。

顧みますれば、昨年私はドツジ經濟安定對策に對處して、本道の經濟危機を克服し、將來の發展を期して、いわゆる三大重點政策の實現に努めて参りました。

即ち、一、電源の開發、二、農村經濟の安定、三、社會政策の推進をかけた、これが強力なる推進を圖つたことは皆さん御承知の通りであります。この間にあつて、突發的に朝鮮動亂が起りましたために、日本經濟の安定を期するドツジ・ラインの方向と逆行し、日本經濟の跛行性の傾向は、極

めて強く、これを喰いとめることは重大なことがらであつたと共に、三大政策は、この激動期にあつてよくその効果を發揮し得たと信するのであります。

然るに、今日、新に世界および日本客觀情勢は、大きな變化に直面したのであります。

即ち、世界の客觀情勢の一番大きな變化は、近く對日講和條約が締結され、日本が獨立して自力を以て新に世界經濟の渦中に進んで行かざるを得ないことであります。

第二は朝鮮動亂の問題であります。朝鮮動亂は一應停戰の状態となるに至つたことは、世界平和のためよろこびに堪えないのであります。二つの世界の對立は容易に融合すべくもなく、世界の軍備擴張は依然續くことが豫想せられるのであります。

他面、過去一カ年において、わが國は輸出貿易と特需は増大し、生産は戰前の昭和七年十一年ベースに比し、本年四月には一四〇と飛躍的上昇を示し、企業利潤は著しく増大したのであります。しかしその反面、昨年からは本年春にかけて物價は昂騰し、六月以來本年五月までの間に、卸賣物價は五割二分の騰貴率を示し、通貨は膨張し、インフレの趨勢をさけることは出来なかつたのであります。

物價水準は、漸次高騰し、戦前の七割五分前後に回復していた消費水準は、七割に低下し、安定しようとする國民生活に相當な影響を興えているのであります。

以上の如き内外の客觀情勢の下におきまして、朝鮮動亂の停止は、特需の打切り、貿易の減退、またはマーカント聲明に基くインフレ抑制策のため財政金融の引きしめは必至であり、しかも、財政金融の引きしめにより未開發資源地帯である本道の總合開發は、急速に實施することは困難になる虞があるのであります。

たとえ開發が行われたと致しましても、産業の高度化は、後まわしにされ、資源の開發のみが、強く要請せられる可能性があり、本道の自然的、

らに自らの秩序を擁護する確固たる信念が確立されなければならぬ。これこそが、もつとも強力な防衛力となり得ると信ずるものであります。

かゝる觀點に立つて私は、廣く道民大衆諸君の理解に訴えんと共に、我々の生活と産業を自らの秩序によつて防衛する強力なる運動を期待するものであります。

私はこんど道民のみなさんの民主的自衛意欲強化のために強く呼びかけたいと存するのであります。

第五に、千島齒舞諸島の返還懇請と抑留同胞の總引揚促進であります。對日講和條約締結が迫つて参りましたが、當然これらの事項が、重大課題であるのであります。しかも従來これらについては、道民の強い輿論運動がおこりつゝあつたのであります。私としても之に應えて協力し、その成功を期したいと存する次第であります。

次に昭和二十六年年度の具體的施策々定の裏付をなす道財政の事情に就き一言申し上げます。

道財政の状況を前年度に對比致しますと、義務的経費中の道職員及び學校教職員の給與關係のみに於ても、當初豫算に計上致してあります如く前年度の四十一億六千五百餘萬圓が、本年度に於ては、石炭手當、寒冷地手當、年末手當を當初豫算に計上致した關係もありますが、其の額は六十二億六百二十餘萬圓に達し、實に二十億五千餘萬圓の増額を示すに至つております。なお道職員につきましては、當初豫算としては、一應現員現給により計算致しております關係上、事業費豫算の執行に伴い當然欠員補充に要する経費が追加せられるものであります。

歳入面は稅收入に於て前年度最終豫算の三十五億一千百餘萬圓が、今次の地方稅法改正に伴う法人事業稅の増收を見透ししても、四十一億七千餘萬圓でありまして、僅に六億六千餘萬圓の増收を見込まれる程度であり、又地方財政平衡交付金に於ても總額の延びと事務配分の経費等を勘案推算を致しましても、前年度の本道に對する交付額四十九億九千二百八十六萬圓に對し、本年度は五十一億七百九十九萬圓となり、これまた、僅かに一

億一千五萬圓の増を見込み得る程度であります。

以上財政困窮の現象は、獨り本道のみでなく、地方公共團體の問題であります。

即ち本年度の全國地方財政の規模は、當初五千九百九十八億圓と推定せられておりましたが、その後更に歳出需要が増加され、現在では六千五百十九億圓に達したのであります。これに對する裏付は年度當初に於いて五千四百五十一億圓の財源措置をされたのみでありますから、差引き七百六十八億圓、即ち一割二分の財源を不足して居るような苦しいアンバランスの制約を受け、未曾有の財源難に直面して居るような實情であります。

現に最近實施される結核豫防法の改正、或いは、社會福祉法、その他國の施策に伴なう地方自治體の事務量と経費は、著しく増加するにも拘わらず、充分なる財源を附與されていないのであります。

かゝる地方財政の苦しい悩みの中に、財政の許す限りに於いて、可及的に事業の高率化を計ると共に、豫算経費の高率的使用に努めることを考へた次第であります。

こゝに、今日の社會經濟將又政治情勢の見通しと分析の上に立ち、四カ年の基本方針と、財政の實態に照應しつゝ作定した昭和二十六年年度の諸施策の主なるものについて申し上げます。

まず總合開發の推進についてであります。この點については、二月道議會開發審議會において決定された「北海道總合開發第一次計畫」こそは本道開發の在り方を卒直に示したものであると確信する次第であります。

御承知の如くに、第一次計畫は、その開發の第一歩としての基礎施設を擴充強化して、産業の立地條件を是正することを目標として居るものであります。従つてこの計畫を實現するためには、財政的、金融的裏付が根本問題でありますので、開發公共事業費の確保に努力することは勿論でありますと共に、更に、北海道開發金庫又は日本開發銀行札幌支店設置の要請を通じまして、開發資金の導入の實現に對しても、極力努力して参りたいと存じます。

開發計畫の具申化方策に關しましては、総合的、科學的根據に立つた第二次計畫としての工業計畫を立案中でありませんが、これと並行して全道にわたる工業地帯調査を實施し、それぞれの實情に即應して工場誘致計畫を推進し、工業生産力の増強をはからんと致してゐるのであります。

即ち昨年度においては中央地域全體の綿密な調査計畫が出来上りましたので、その基礎の上に立つて、本年度は北海道全體の視野からも総合的にしかも一貫した考え方の下に、それぞれの地域、地區の開發計畫を推進致したいと存じてゐるのであります。

かゝる總合開發計畫の具體的な一つの事例として、十勝川水系總合開發調査をはじめ、石狩地區の天然ガスの調査、並びに諸河川の水力、火力の電源開發等に關しましても、着々基礎調査を行い漸く實施の段階に入らんとしてゐるのであります。

然しながら、これを急速に、しかも正確に實施致しますには、科學技術の高度なる活用を必要とするのであります。

即ち、そのためには、道内における自然科學、人文科學の研究機關をあげて積極的に活用し、開發技術を振興すると共に、開發計畫の具體化を技術面からも推進するために、北海道科學技術審議會の強化を計りたいと存じます。

私は以上の如くに本道總合開發計畫の推進を基本課題として押し出してゐるのでありますが、これと同時に、斯る基本對策の一環として、農業、林業、水産等の産業振興政策についても、より積極的に對處いたしたいと考へるのであります。

本道産業は、多くは氣象の制約による自然的條件及び、經濟の後進性による社會的條件のためにその基礎が甚だ脆弱でありまして、しかも終戦後の經濟變動を反映して、人口の重壓、經營の零細化の問題が具體的に起つてあります。

例えば農業においては、一戸當り經營面積は戦前五町二反でありましたが、昭和二十五年度には三町一反にまで激減し、特に零細農家、兼業農家が

著しく増加してゐるのであります。

私はここに生産強化と、經營の安定を目標として、本道の産業對策を推進して行かなければならないのであります。

かゝる見地から私は、昨年度の重點政策の一つとして、農村經濟の安定對策を探りあげたのであります。農業につきましては本年度も引續き牝牛貸付による北海道農業の有畜化を積極的に行つて參りたいと考へるのであります。また農業生産力擴充のためには土地改良、耕土改良の推進を圖り、さらに優良種苗の生産ならびに普及に努め、お又農業改良普及教育の強化を圖るつもりであります。

こうした生産面の諸施設と並びまして、その營農資金の圓滑をはかるために北海道信用農業協同組合連合會への貸付けによる農業金融對策強化、流通面對策としての農業倉庫の建設に意を用いた次第であります。また北海道農業開拓の上からも重視しなければならぬ開拓者の生活と營農につきましても、開拓道路建設、住宅建築、開墾助成等營農諸條件の整備を先行的とする合理的法式的確立に努力致して參つたのであります。

水産業に就きましては本道の重要産業でありながら、水産資源の涸渇と消流經營條件の劣悪により、ますます零細化し、漁民の生活にかなりの低下が見られるのであります。

即ち、現在の專業漁家は全體の三割五分にすぎないのであります。第一種兼業が四割八分、第二種兼業が一割六分であつて、專業が豫想外に少ないのであります。兼業の多くは潜在失業を示すといふべきであります。これが今日の本道水産の實態であります。

私はこれが對策として漁業協同組合の弱體がその運營の拙劣に起因するもの多きに鑑み、組合實務者教育のために、水産協同組合講習所を設置し、また、水産資源の培養のため沿岸漁山を改良し、特に零細漁民の生活安定を期すると共に、尙又、資源開發の重要な課題たる未開發漁田開發を積極的に開發しなければならぬと思ふのであります。

林業對策に關しましては、戦時中、戦後の過伐による森林資源の減少は、

本道の總合開發は勿論のこと、道民生活にも深刻な影響を及ぼしてありますので、日本の他地區に例を見ない緊急造林施設等を講じ、森林資源の培養と優良種苗の圓滑な供給を第一と致しました。

次に森林資源の高度利用のために、道有林特別會計においてわが國始めの硬質纖維工場の建設を計畫いたしましたのであります。

さらに年來の懸案であります模範林、公有林兩會計を合併致しまして、道有林特別會計を創設して道有林經營の合理化を進めたいと存じます。

私は道政を通じて建設的な部面においては、綜合開發の推進をはじめ産業經濟の振興をはかると同時に、道民生活の擁護のために、あくまで社會政策の實現を計らねばならぬことは諸汎の情勢分析と基本方針の中に申し述べた通りであります。

社會政策の第一は、労働政策の一環としての失業對策の徹底を期することとであります。御承知の如くに、今後の朝鮮動亂の停止に伴う特需景氣の下降に際して發生するであろう事態を顧慮いたしまして、この際、特に失業者の増加と社會不安の防止のために、各種の應急施策の強化をはからなければならぬと考えるのであります。

それと共に、一般労働者のための施設として、前年度に引續き、労働會館の設置、労働者の教育を通じて民主的な労働組合の育成をはかり、特に生活文化の向上のために、勤勞文化賞の制度を確立いたしたいと存するのであります。

労働對策の積極的の推進をはかると共に、これを並行して、社會保障制度を確立することも、また極めて重要性を持つております。

即ち從來の生活保護法、児童福祉法並びに身體障害者福祉法に基く一切の事務は、知事の責任において行われることになりましたので、現下の情勢に鑑み政府による財政裏打の不充分にも拘らず特にこれが強化に努力を傾注せんとするものであります。

具體的には、各支廳に、福祉主事を配置するの外、前年度に引續き生業資金の貸付を行い、更に母子世帯、傷病者、引揚者等への援護對策を推進

して参りたいと考えるのであります。

この外に養老施設は勿論のこと、児童福祉對策といたしましては、敎養院、乳兒院、虚弱兒童施設、肢體不自由兒童施設等、強化を計りますと共に、婦人福祉對策として、母子寮、保育所の充實をはかり、今後共、婦人青少年の實地調査を行い諸對策の適確を期したいと考えます。

更に道民生活の安定向上についての最大の急務は云うまでもなく生活の本據たる住宅問題の解決であります。

住宅問題は、從來燃料の豊富なこと舊來の住宅生活の傳統、對寒建築技術の不完全、指導面の窮體のために甚だしい困難に直面致して居ります。殊に根本的原因は、道民經濟の弱さに基くのでありまして、窮極に於て、道經濟の發展をはかることが必要であります。當面廉價な耐寒耐火資材の供給に努力致さなければならぬので、この種の資材の使用を普及宣傳致しまして、市場の擴大によつて價格引下げを促進し、一般の建築費の程度で耐寒建築が可能となる様に、又住宅金融についても特段の努力をはりたいと存する次第であります。

最後に社會福祉の觀點から致しまして、道民生活安定の基盤である道民衛生の改善の問題は極めて重大であると考え、次第であります。

しかして、最近本道に於ける保健衛生對策は、これまでの立遅れを急速に取りもどし、全國的に高く評價せられつゝありますことは、道民のみならずと深く喜びに堪えない次第であります。

さらに保健所の整備充實、無醫村部落の解消のための診療所設置等のために極力努力すると共に更に進んで本年度は、死亡者年間約一萬人にも及ぶ結核患者に對する結核撲滅五カ年計畫の一環として結核療養所を新設し結核豫防對策を強化したのであります。

これ等の社會政策の實現に努力すると共に、本道經濟の後進性のために常に不安と動搖の中にさらされている。

中小企業に對しては、特にその保護育成對策を強化したいと思つてのであります。

この點に關しましては、從來から實施して参りました。機械貸與、信用保證制度の徹底、中小企業金融對策、生産技術の改善に伴う中小企業の振興についての指導に努めて参りましたが、本年度においては、更に一段の努力を拂ひたいと思つてであります。

以上申上げました現状分析、基本方針に基く諸施策を講ずることと致しました結果、今回提案の追加豫算は、普通會計五十一億九千九百餘圓、特別會計六億二千六百餘萬圓、合計五十八億千六百餘萬圓となるに至つたのであります。

これを既定豫算に合せますと、普通會計百六十三億三千二百餘萬圓、特別會計二十六億三千五百餘萬圓、合計百八十八億六千八百餘萬圓となるに至つたのであります。

次に普通會計、歳出豫算に見合ふ収入としては、國庫支出金十九億七千八百餘萬圓、道税七億九千二百餘萬圓、道債七億八千八百萬圓、平衝交付金五億七千五百餘萬圓、その他雜收入、使用料及び手数料等を見込まして收支の均衡を得た次第であります。

以上の内容の詳細に關しましては、野口副知事をして説明せしめます。尙卒慎重御審議賜わらんことをお願い申上げます。

尙この際開發局設置問題の経過について一言し申上げたいと存じます。去る五月早々中央において北海道開發局設置問題が起つたのであります。私は事の重大性に鑑みまして、急遽上京致しまして中央關係當局並に、國會方面に對し道自治行政と開發行政を分離することの適當ならざる理由を陳べて種々要請を重ねてきたのであります。

開發行政の分離問題に對する私の基本的考え方なり當時の経過などにつきましては、既に第三議會開會の節、野口副知事をして詳細に説明させましたのみならず、又、新聞其の他においても充分報導されておりますので茲に重ねて甲上げることは省略致したいと存するのであります。ただ本道の總合開發を強力に推進するためには、自治行政と開發行政が、一體的に且つ、総合的、有機的に運營されることが、その絶対條件であり、い

ゆる總合開發の主體性は北海道そのものに存するということは、私の堅い信念であります。

これに反し、開發廳長官並に道選出の衆、參兩院議員の大多數の方には多額の國費導入のためには開發局の獨立がどうしても必要であると主張されまして、私と最後まで所説を異にするに至りましたことは甚だ遺憾に存する次第であります。

國會における北海道開發法の一部を改正する法律案の審議は、御承知の如く長時日に亘り慎重検討を加へられ其の間、幾多活潑なる論議が交されたのであります。結局去る六月四日、國會を通過致し、改正法案の成立を見るに至つたのであります。

私は當時の心境を直ちに聲明書の形を以つて表明致したのでありますが、其の中で特に

「私の心から心配する事は、開發局設置問題によつて起る行政執行上の諸種の混亂と經費の増高を來すこととであります。

私としては、これらの點について關係方面と折衝し、道民の支持と協力により最少限度に喰ひ止める努力を惜しまないものであります。政府は今後あり得るであろう諸種の問題については輿論の上に立つて納得の行く様に行動される事を望むものであります」と申上げ私の決意を披瀝致しました。

そこで問題の経緯は別として、一度國會において成立しました改正法律は充分にこれを尊重すべきであり、隨つて新設の北海道開發局の運営につきましても、出來得る丈の協力を惜しまない所存であります。すなわち、開發行政の分離の結果當面の事業の混亂乃至滯滞を來し、その結果は道民生活にマイナスとなるようなことは極力避けなければならぬのであります。之がため取あえず政府に申入れを行い開發廳との間に了解事項を取決

め
一、昭和二十六年において國及北海道は、事業實施上の混亂と滯滞を避けるため、昭和二十七年三月三十一日までは次の事項につき特に協力態

勢をとることに努むること。

1 職員の配置及分掌事務

2 廳舎、官舎、公宅、その他諸施設の使用

3 機械器具、物品その他の使用

二、道路法、河川法、港灣法、漁港法、都道府縣災害土木國庫負擔に關する法律、その他の關係法令及慣行による北海道開發のための國庫負擔の特例を繼續するよう努力すること。

三、北海道開發豫算の編成及び實行については、道の意見を聴きこれを尊重すること。

四、國費及び地方費による北海道開發事業に對應する實施機構並に機械器具その他の諸施設整備の爲に要する經費に對し適切なる財政措置を講ずるよう努力すること。

五、北海道開發局と北海道の相互に關連する人事については、豫め關係者間において協議すること。

六、自治法附則第八條及び自治施行規程第七十條に基いて置かれてゐる開發關係職員を將來道吏員に身分の切替を要する場合は、自治法附則第五條及び自治法施行規程の定むるところに準じた法的措置を講ずるよう努力すること。

の六項目を約して相互に誠意をもつて自治行政並に開發行政の圓滑なる遂行を期する事と致しました。尙、此の了解事項については目下開發廳を煩はし、關係各省との間にも取決めを行つて居る次第であります。

たゞ現實の問題と致しましては、例を廳舎に取つて見ましても全體として狹隘を告げている現況下においてこれを如何に解決して行くかといふことは寔に困難な問題であり、また、人員の整備、機械器具の分割調整等これを一舉に急速に解決することのむづかしい色々な問題が多いのであります。これが爲には双方の理解と互讓による努力が必要であり、また、ある程度の時日を要することも已むを得ない所と考へるものであります。

議員各位におかれても、どうか以上の實情を御諒答の上充分なる御協力

を御願ひする次第であります。

▲昭和二十六年北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他に關する知事説明

茲に提出いたしました昭和二十六年北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

本年度の道費既定豫算は地方公共團體の首長並びに議會議員の改選が四月に行われました關係もありまして、教育費及び公共事業費の一部を除いては、すべて行政運営上の基礎的經常費のみを計上する所謂骨格豫算を以て形成せられて居るのであります。仍て今回社會經濟の現情を直視し、その推移と實態を見透しつゝ、本道の産業復興、道民生活の安定等に寄與する諸施策の具體化を圖つた次第でありまして、その豫算の總額は

普通會計	五十一億九千五百二十二萬圓
特別會計	六億二千六百二十六萬圓
合計	五十八億一千六百七十八萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次申し上げます。

先ず始めて産業經濟費についてありますが、本道農業の基本的なあり方は寒地産業即ち有畜化された多角經營の確立にあると存するのであります。この様な經營方式への移行を強力に推進するために前年度において牝牛の購入貸付を實施いたしました。が、本年度もこれを繼續することとし一般及び開拓農家の分を合し二千頭を購入貸付することとし、この經費八千万圓を計上いたしました。外、本道畜産資源の改良を圖りますための貸付種牝牛五十頭の購入費千四百萬圓、同じく種牝馬六十二頭の購入費二千九萬圓を計上致したのであります。更に家畜の保護育成を圖りますため、家畜保健衛生所三十三カ所の設置並びに運営費一千九百二十七萬圓又これと併行して家畜衛生の徹底を期しますため、家畜傳染病の豫防檢診の經費とい

牛の結核病検診費 三百二十八萬圓

馬の流行性腦炎豫防費 一千五百十一萬圓

同じく傳染性貧血豫防費 八百九十七萬圓

同じくバラチフス豫防費 七百九十五萬圓

等合せまして四千七百七十七萬圓を見込みますと共に、傳染病罹病のため斃

殺するの止むなきに至つた斃殺畜に對する補助金八百五十六萬圓を計上

いたしました次第であります。

次は、農業生産力の基盤をなす地力の増進並びに耕土改良等の経費につ

いてありますが、石灰購入費補助として國庫補助分二千八十六萬圓に道

費補助分一千八百萬圓を加えて三千八百八十一萬圓を、また石灰撒布機購

入費補助四十臺分五割補助で百萬圓、混舂耕心土耕を實施するためのトラ

クター及びトラクター用プラオ等耕土改良用農機具の購入費千八百七十七萬圓

傾斜地土砂流亡保全のためヒルサイドプラオ及びヒルサイドカルチベータ

一各々五〇臺の購入助成費五割補助で四十五萬圓を計上いたしました。

更に主要作物病害虫防除のため支廳病害虫防除機動班の活動費六百萬圓

市町村共同防除のため螢光誘蛾灯一〇〇灯分の設置助成費五割補助で六十

三萬圓、

また品種改良により増收を圖りますため優良種苗の生産普及費といたし

まして、

道直營の十四原種農場經營費 九百五萬圓

原種圃經營委託並びに管理委託費水稻外十六品種 二千八百二十萬圓

綠肥作物原種圃設置費補助 九百六町分 一千三百六十萬圓

水稻八百十一町歩及び麥種六百二十一町歩の採種圃設置費補助 一千二百四十五萬圓

を見込みますと共に農業機械化促進のため輸入農機器具購入費入費一式

分百三十九萬圓を更に又農業技術の改善向上を圖りますため農業改良普

及員を本年度更に百五十名を増員することとし、これが活動費

一千六百六十七萬圓

普及員の素質向上のための訓練講習會費並びに農業改良相談所整備費と

して 六百六十八萬圓

を計上いたしております。

以上の外、

陸苗代設置費補助金 三十三萬坪分 七百九萬圓

薄荷、亞麻、除虫菊等輸出農産物増産獎勵費 七百六萬圓

甜菜増産獎勵費 一千九十万圓

アスパカス等の園藝作物増産獎勵費 三百十萬圓

農産加工場設置助成費 二百八十萬圓

農業共済組合育成費 二千四百三十五萬圓

石狩川流域の泥炭地に於ける水稻試験費等農業試験場の経費 四百十四萬圓

簡易畜肉利用加工施設助成費 十一工場分 三分の一補助で 百九十七萬圓

種畜並びに綜合牧野設置助成費 百七十萬圓

種畜場費 四百萬圓

等農業振興のための諸経費を計上し、その遺憾なきを期しますと共に農業

委員會法の施行によつて發足する道及び市町村農業委員會の運營費全額國

庫補助金を見込み四千六百六十七萬圓を計上いたしました次第であります。

次は林森關係の経費について申し上げます。森林資源を培養保續するた

めには、植伐の均衡を保持することは勿論、積極的には造林意欲を高め、

他面森林經營の合理化と木材利用の高度化を圖ることにありますことは今

更申すまでもないところでありますが、本年度におきましては、森林荒廢

の現況に鑑み造林の振興に重點を指向しこれが對策といたしましては、

優良苗木を購入斡旋のための経費 五千萬圓

緊急造林二千町歩實施に對する出資金 一千二百萬圓

造林指導員設置助成費 三百萬圓

民營苗圃の獎勵費 二百八十萬圓

道直營二十六苗圃の維持運營費 八百四十七萬圓

種子採取費

八百六十八萬圓

を見込みました外。

國庫補助の對象となる造林事業費、人工植栽一萬一千町歩、人工播種四十町歩、天然下種補整一萬一千八百八十町歩、學校植林千五百町歩、これらの助成費を合せまして一億九千三百七十九萬圓を計上いたしますと共に他面奥地林の開發のための、

林道新設費

二千九百四萬圓

山地崩壞復舊治山事業費

三千八百七十九萬圓

野鼠防除等森林保護費

八百八十七萬圓

民有林施業案改善施設費

四千六百五十三萬圓

木材利用加工の高度化を圖るため林業指導所における林産工業中間試験

費 三百八十二萬圓

等を見込み森林資源の培養を圖ります一方保護と利用加工等についても適正なる方途を講じてゆきたいと考へるのであります。

以上の外、

林業技術普及員六十三名の普及事業費

一千三百五十五萬圓

林業經營指導員八十名の經營指導費

二百四十萬圓

林野火災警防費

百六十萬圓

獵政諸費

百五十七萬圓

林政調査費

百六十五萬圓

耕地防風林設置助成費

二百萬圓

木炭生産指導講習會の經費

百五十萬圓

木材糖化研究費

百九十萬圓

を計上いたしております。

次は商工業の關係についてであります。

中小企業振興對策として、前年度において北海道信用保證協會と三億圓を限度とする損失補償契約を結び、更に金融逼迫を緩和し、資金源強化に備へるため、本年度當初において同協會に對し一億圓の貸付をいたしました

たことについては、既に御承知のとおりであります。今回右損失補償契約に基づく補償金二千四十七萬圓を見込んでおります。

なお昭和二十三年度以來繼續實施いたしております機械貸與施設費としまして三千四百萬圓を又、本道の經濟センターとしての北海道産業會館建設負擔金 二千萬圓

企業の經營合理化を圖りますため、中小企業相談所の運營助成費七百五十萬圓等を計上いたし、本道産業特に中小商工業の進展に寄與いたしたいと存する次第であります。

次に中小電源の開發施設の助成につきましましては本年度も引續きこれを實施することとしこの經費四千萬圓を見込んでおります。

以上の外、幾春別川、芦別川をはじめ夕張川その他地點の電力開發調査費 一千萬圓

貿易振興諸費

五百二十四萬圓

觀光宣傳諸費

二百十九萬圓

商業振興諸費

百六十萬圓

建築材料及び留雨支場に於ける燃料化學工業試驗費合せまして

四百五十萬圓

天然ガス等地下資源調査費

三百四十萬圓

度量衡檢定取締費

百二十萬圓

を追加計上いたしました。

次に水産に關する經費について甲上げます。

確固たる漁業生産體制を確立し、農村經濟の安定を期しますためには、漁民個々の團結を礎として組織されました漁業協同組合の育成強化を圖ることが第一の要件であると考えられるのでありまして、これが育成指導を目的とし、組合の中堅役職員を養成し經營の健全化を圖りますため、

水産協同組合講習所の設置費

一千二百萬圓

更に荒廢せる沿岸漁田を改良し、これが増殖を圖り沿岸零細漁民の生活安定の基盤をつくりますため、投石、岩礁破碎、岩面搔破、欄土、コンクリ

ト礁、魚礁施設等に對する助成費及び貝類増産施設費を併せて

二千五百萬圓

斜里助ウトロ外五カ地點の未開發漁田開發費

三千四百萬圓

鮭鱒孵化事業費新設事務所 十カ所分

一千四十萬圓

水産技術の普及を圖りますため普及員設置助成費

百十一萬圓

魚族の回游狀況調査及び北見沿岸における帆立増殖資源調査並びに以東底曳網漁業資源調査等水産試験場に於ける試験調査に要する經費

六百八十萬圓

等を計上いたしました外、

漁業秩序確立のため七十五屯級の取締船一隻の新規建造費

三千四百萬圓

既存取締船の運営費並びに近時漁場入會操業による紛争の頻發する狀況に鑑み取締備船費を合せまして

四百八十四萬圓

なお漁業制度改革に伴う

海軍漁業調整委員等々の運営費並びに内水面漁場管理委員會費として

九百六萬圓

漁業權補償、漁業權免許、登録等改革事務費

三百三十四萬圓

を見込みました外新に海洋科學を究明し、併せて水産業に對する道民の理解と認識を深め斯業の振興をはかる爲、水族館の建設費として三千萬圓を計上いたしました次第であります。

次に開拓關係についてありますが、先ず入植に伴う國庫補助の對象となる開墾費及び諸施設に對する助成費といたしまして開墾作業助成費

二億七百九十二萬圓

住宅建設助成費

九千八百八十八萬圓

小學校建設助成費

一千三百四十四萬圓

等夫々補助交付の見透しを得ましたのでこれを計上いたしましたのであります
なお既入植者對策としては前述の牝牛貸付の外
營農指導員百五十名の活動費 百八十萬圓

開拓指導農家設置費

三百六十萬圓

を計上いたしますと共に更に

酸性土壤矯正事業助成費、五千四百六十町歩分

三千九百三萬圓

綠肥作物種子購入助成費、千三百七十四町歩五割補助

三百七十一萬圓

を、又文化厚生施設費といたしましては、電氣施設助成費三分の二補助で十カ所分をはじめ巡回映畫開催費及び巡回文庫設置費等合わせまして

八百七十五萬圓

開拓者標準住宅建設助成費

三分の二補助で二十四戸分三百八十四萬圓

を見込んでおります。

更に道内非助成入植者千戸及び増反四千戸の計畫を樹てこれが促進を圖る爲に前年に引きつゞき道費をもつて開墾面積六百七十町歩に對し三割助成をすることとし、

之が補助

一千萬圓

又地元入植増反用地配分費

二百萬圓

開拓者信用基金制度第二號基金として

四百二十五萬圓

開拓審議會費

二百八十八萬圓

拓殖實習場費

百十七萬圓

等を計上いたしました開拓事業の促進を期したいと存するのであります。

次に農地關係の經費といたしましては、農業經營上の勞働生産性を高めるため交換分合計畫の樹立並びにこれが指導費として 百六十六萬圓を更にこれが實施主體である市町村農地委員會及び土地改良區等八十五地區に對する助成費

一千二百七十五萬圓

を計上いたしました外

市町村農地委員會費補助

一千三百二萬圓を

見込みました。

次は農業協同組合の育成強化對策についてありますが、今回農業金融對策費において貸付金壹億圓を計上いたしましたのは、金融端境期における農業金融硬塞を緩和するため北海道信用農業協同組合連合會に對して

北海道議會時報第3卷第8号(昭和26年第4回定例道議會)

を貸付せんとするものであります。

次に農業協同組合の基本的施設である農業倉庫の建設に對し前年度に引續きこれが助成をなさんとし、その經費二千萬圓を又、北海道厚生農業協同組合連合會の經營する醫療施設に對する助成費 四百萬圓を前年度に引續きこれを見込んだ次第であります

次は土木費についてであります、第二回定例道議會におきましては當面緊急を要する主として公共事業費のうち繼續事業の概ね第一・四半期の所費額を計上いたしましたのであります、既に年間事業量も確定いたしましたので、それが豫算化を圖りますと共に、併せて道費關係の經常的事業費を追加計上いたしました次第であります。

先ず道路橋梁費から申上げますと、

- 道路指定修繕費 四千四百三十萬圓
 - 道路小破修繕費 四千萬圓
 - 永久橋架換費 八百萬圓
 - 一般橋梁架換費 六千八百四十萬圓
 - 橋梁指定修繕費 八百九十萬圓
 - 橋梁小破修繕費 二百萬圓
 - 橋梁塗裝費 四百二十萬圓
 - 舗装道補修費 五百十萬圓
 - 災害防除費 九百萬圓
 - 道路側溝費 一千萬圓
 - 石狩及び暮別の渡船場費 百四十萬圓
 - 市町村道路改良費補助 二千萬圓
- 等であります。
- 次に河川費であります、
- 河川改修費 一億六千八百萬圓
 - 河川維持費 二千九百萬圓
 - 砂防工事費 二千八百五十萬圓

河川保護修繕費 一千五百萬圓
海岸堤防修築費 一千二百五十萬圓
災害土木助成費 一千三百萬圓

市町村上水道施設助成費 八百八十七萬圓
町村河川災害防除工事助成費 二百萬圓

等が主なものであります。
港灣につきましては、
漁港修築費繼續十四港 新規二十一校分 三億二千二百三十七萬圓
簡易工事費につきましては前年度同額とし既決額との差額一億八百萬圓を見込み

港灣調査費 六百九十萬圓
荻伏港外五港の港灣災害復舊費 一千百十三萬圓
命令航路費補助 二百萬圓

都市計畫費につきましては
都市計畫街路事業費 三千萬圓
都市計畫現況調査費 六百四十九萬圓

繼續費の設定により昭和十九年度以來實施してまいつた東札幌土地區劃整理事業費本年度變更支出額 二千二百七十一萬圓
震災復興土地區劃及び街路事業費 五百八十三萬圓
都市計畫地方審議會費 二百萬圓

以上の外
觀光土木施設費 三千萬圓を計上いたしております。

次は土地改良事業であります、
道營灌漑排水事業費繼續五地區 新規二地區分 一億六百十四萬圓
道營軌道客土事業費 東和地區分 一千八十五萬圓

右の外國庫補助事業として
灌漑排水事業費補助 一千八百七十五萬圓

右の外國庫補助事業として
灌漑排水事業費補助 一千八百七十五萬圓

暗渠排水事業費補助

七千五百九十萬圓

軌道客土事業費補助

四千二百七十一萬圓

普通客土事業費補助

一千八百四十二萬圓

區劃整理事業費補助

百四十五萬圓

農道事業費補助

三百八十萬圓

溜水溜池施設費補助

五百二十二萬圓

を夫々計上いたしました。なお前年度においては灌漑排水事業、暗渠排水事業並びに普通客土事業につき夫々國庫補助対象地区以外のものについて道單獨の補助金を支出し又軌道客土事業につきましては國庫補助事業費につきその二割額の上置き補助を實施致したのでありますが、この分については本年度におきましては御承知の農林漁業金融通法による融資の道が折けてまいつたのと一面道財政の窮状に鑑み、之を前記融資を活用して施行すること、し道に於ては從來補助金を交付いたしてまいつた限度において償還元利金相當額を負擔すること、致したいと存じ、この度本年度借入金の子補給として百八十二萬圓を見込んだ次第であります。

次は社會及び労働施設費についてありますが、

先ず社會福祉に關する事項といたしましては、從來民生委員及び児童委員に委ねて居りました公的保護事務即ち生活保護法、児童福祉法、並びに身體障害者福祉法に基く一切の事務は、町村の關係にありましては、これを道府縣知事の責任において行うこととなりましたので各支廳にこの事務を行う機關を置きます外、地域の廣汎な本道の實情に鑑み、出張所を十一カ所、駐在所を七カ所設置することとし、この經費四千萬圓を見込みますと共に、社會福祉事業の専門化とその高度の技術化に即應いたしますため職員指導訓練費二百五萬圓を計上して公的保護事務の徹底を期する反面保護施設費 十カ所分

道立養老院費

二千四十二萬圓

身體障害者福祉指導費並に同相談所費

三百八萬圓

社會事業振興費

一千二百三十八萬圓

をそれ〴〵追加計上いたしました。いよいよ社會事業の強化徹底を圖らうとするものであります。

次に生業資金貸付事業費として五千八十萬圓を計上いたしましたのでありますが、この事業の性格とその成果の効果を期しますため、本年度は生業資金の貸付を行う市町村に對し、その資金の六割相當額を貸付けること、いたした次第でありまして、市町村の上置き額を合せますと事業量としては前年度に比し三百余萬圓増加を示すこととなるのであります。

次は引揚者に對する援護對策であります。先ず住宅設置費として三百九十五戸分、五千二百二十五萬圓を計上いたしました外、引揚援護費の運動費 百六十萬圓

更生資金貸付事業費

一千六百三十二萬圓

を見込みまして、その對策に十全を期せうとするものであります。

次に児童福祉に關する事項といたしましては児童相談所並に児童福祉施設の整備擴充に重點を指向いたしました

児童相談所費

八百三十四萬圓

救護院費

九百六十六萬圓

乳兒院費

三百五十八萬圓

虛弱兒施設費

百五十萬圓

肢體不自由兒施設費

一千萬圓

母子衛生費

百三十四萬圓

を計上し児童福祉のことに努める外

婦人の對策といたしまして

婦人福祉費

一千二百五十萬圓

を見込みまして母子療、保育所の充實を圖りますと共に婦人家庭の實態を把握し、その對策に遺漏のないようにいたしたいのであります。

また國民健康保險の振興に關する事項についてありますが、この事業の滲透徹底を期しますためには國民健康保險を行う者に道營の診療機關を持たしめることが極めて肝要でありますので、直營診療施設五十六カ所の

設置費補助四千七百六十五萬圓を計上してその創設費の二分の一額を補助いたしますと共に、

保健婦設置費補助 七百十二萬圓
保険者事務費補助 百二十六萬圓

をそれ〴〵見込みまして國民健康保險事業の強化を圖ろうとするものであります。

次に消防に關する事項については、昨年度に引續き道費一部負擔により二十カ町村を口途としてモデル貯水槽等の設置を勵弊すると共に道民の火災豫防思想普及等のため消防振興費四百二十八萬圓を計上しました、これ等の施策と相俟つて全道五萬二千余の消防職員並びに消防團員の教養訓練の徹底を圖り近代消防に要求されている高度の科學化に即應した消防人を育成するため、消防學校施設の充實と當面の教育諸経費として消防學校費に二千百十四萬圓を計上いたしました次第であります。

次は勞政關係についてありますが、健全な勞働組合の育成助長を圖り勞使協力態政の確立を期しますことは講和を目標にして最も緊要事とするところでありますので、この良既決豫算に追加して勤勞者の社會的文化的地位の向上並びに勞働者の福利厚生を圖るため昭和二十三年度以降實施して參りました勞働會館建設費補助 七百萬圓

日雇勞働者に對する福利厚生施設費並びに勞働組合福祉活動指導費に要する経費として 二百十八萬圓

勞政事務所維持に要する経費 二百三十一萬圓

をそれぞれ計上いたしまして勞政行政の圓滑な運営を圖ろうとするものであります。又勞働教育に關する事項といたしましては勞働大學開催並びに短期勞働學校開設の外巡回勞働文庫の経費等を併せて二百七萬圓を計上致し更に勞働文化祭の一環行事として行ふ藝能大會費及び演劇班巡回移動費陳畫勞働教育費等として二百九萬圓を計上いたしましたのであります。

次は失業對策並びに一般職業行政についてでありますが、本道の失業情勢は今尙樂觀を許さない狀況にありますので、第二・四半期以降におきま

しても國の計畫に即應しつゝ失業者の救済と社會不安の防止に全力を傾注致したいと存じ

失業對策事業費 一億二千七百六十三萬圓
地方失業應急事業費 三千萬圓
失業土木事業費 一千萬圓

を追加計上し、これによつて第二・四半期以降年度内に延六十一萬八千名の失業者を吸収し、また之に加えて市町村營の失業對策事業によりましても五十二萬八千名を吸収出来る見透しに於てあります。

次に職業輔導所費 五百萬圓
共同作業施設費補助 六百萬圓

を追加し職業輔導事業並びに共同作業施設の強化を圖りますと共に
求人開拓費 二百一萬圓

雇用状態調査費 四十七萬圓

を計上いたしましたので、求人開拓の強化による雇用量の増加並びに雇用趨勢失業の實態把握等に當りたい所存であります。

以上の外、日雇勞働對策の一環として日雇勞働者寄場施設費百五十萬圓を見込みまして日雇勞働者の福利厚生を圖ろうとするものであります

次に住宅行政についてであります、先づその建設面においては庶民住宅建設助成費として既定豫算 七千九百三十九萬圓

に今回 一億二千四百萬圓
を追加して千百四十八戸の住宅を

また賃貸住宅建設促進費として 二千四百五十萬圓
を計上して昨年度に引續き住宅金融公庫の融資により四百二十戸の住宅を

建設しようとするのであります。また住宅改善費 三百十萬圓

を計上して防寒住宅の試験建築を實施し併せて防寒改修の具體的方途を研究しようとするのであります。

次は保健衛生費についてであります。先ず保健所の整備充實を圖るため新たに保健所の支所を本所に昇格すると共に七保健所の廳舎増改築等を行うために要する経費として
 四千四百九十八萬圓
 を計上し

また無醫村の保健対策といたしまして本年度において五箇所の診療所を新設することとしこの経費
 三百四十八萬圓
 を追加いたしますと共に無醫村部落を對象として巡回診療を實施するため
 五百萬圓
 の経費
 を計上いたしました次第であります。

次は傳染病の豫防対策についてであります。急性傳染病は終戦後漸次減少して居りますが、獨り赤痢のみは昨年来逐次増加の傾向にありますので、この豫防対策の経費並びに市町村傳染病院建設費補助として
 二千二十四萬圓
 を計上いたしました。

次に結核豫防のことにつきましては、昭和二十四年度において樹てました結核撲滅五カ年計畫に基き鋭意努力いたして參つて居るのであります。特に本年度においては結核豫防法の劃期的な改正もありましたので、夕張市に百床の結核療養所を新設すると共に幌西療養所に五十床を、旭川療養所に二十床を増築するための経費として五千二百九十二萬圓を見込み、また、結核豫防接種費
 八百七萬圓
 結核豫防費
 一千九十二萬圓
 結核豫防事務費
 六百二十三萬圓

をそれぞれ計上いたしますと共にこの度結核豫防法の改正により新たに結核患者に對しその治療費の半額を負擔することとなりましたので、この経費
 六千二百七十四萬圓
 を追加いたしました次第であります。

次に性病豫防対策についてであります。街娼婦密淫賣婦の増加に伴い性病まん延の一途を辿つて居りますので、この対策として診療施設の整備

並びに檢診治療の強化等に萬全を期しますため、

性病豫防費
 百九十二萬圓
 性病病院費
 二百萬圓
 千歳診療所費
 二百八十八萬圓

を計上し、また精神病豫防対策としては、帯廣市に五十床の道立精神病院を新設するための経費
 千八百八十五萬圓
 を追加し、更に、薬事諸費
 百九十八萬圓
 環境衛生諸費
 千六百四十九萬圓

公衆衛生普及指導費
 三百五十萬圓
 衛生研究所費
 二百八十二萬圓
 食糧栄養所費
 百六十萬圓
 看護費
 二百五十四萬圓

をそれぞれ計上いたしました次第であります。次は教育に關する事項であります。學校費につきましては、新學期との關連もあり、概ねその年間所要額につきこれを計上致しておりますのでこの度は、校舎建築、施設整備乃至は社會教育、保健體育等の臨時的経費につき之を措置することと致しました。

而して今回北海道教育委員會より送付を受けました歳入歳出の見積につきましては、教育の重要性に鑑み財政上能う限りの考慮を拂つた次第であります。先ず高等學校關係の経費につきましては
 四百九十五萬圓
 男女共學施設の整備費
 一千萬圓
 生徒用机椅子等の購入費
 一千五百萬圓

校舎及び寄宿舎等の修繕費
 五千萬圓
 札幌伏見及び札幌北高等學校の改築費
 二百五十六萬圓
 稚内及び中標津高等學校の寄宿用建物買收費
 九百三十八萬圓
 教員の住宅建築及び同敷地買收費

をそれぞれ追加計上して之が態勢の整備にとめた次第で御座います。なお生徒の急激な増加等に原因いたしました、教室屋内體育場等の増築

を要するものが尠くない現状にありますが、之に要する起債の見透しは目下頗る困難なる事情にあり、又道財政の枠についても非常な窮迫を告げて居る現状でありますので、諸般の方策を検討いたしました結果、それぞれの地域において地元の御協力を求め、一應其の責任において之等の事業を實施することとし、其の經費については据置期間を含み六カ年の年次計畫により道において負擔したいと考へ本年度に於ては一億五千萬圓を限度として之が推進をはからんとするものであります。

次に定時制高等學校費におきましては、夜間授業を行う場合最も必要な電灯、施設整備に要する經費として六百萬圓をまた教員の住宅、建築及び敷地、買収に要する經費三百七十一萬圓を追加いたしました。

次は、盲ろう學校費についてであります。近來特殊教育に對する一般社會の認識が昂まつて參つて居りまして生徒兒童の就學率も急激に上昇したために學級増加が必要となりましたので、これに伴う教員及び寮母計四十三人の定員増加を圖ることとし、この所要經費三百七十一萬圓を計上いたしますと共に

備品の整備費	二百萬圓
札幌及び小樽ろう學校々舎改築費	三千六十五萬圓
札幌、及び旭川ろう學校々地買収費	六百五萬圓
校舍寮舎の修繕費	百八十五萬圓
をそれぞれ追加いたしました。また	
教育委員會公報發行費	五百四十一萬圓
教育調査費	百十一萬圓
教育弘報費	五十七萬圓
をそれぞれ見込みまして教育行政の刷新充實を企圖いたしました外、教職員の厚生施設費として	
既設の教職員會館の修繕及び土地買収費	百九十五萬圓
日學宗谷教職員會館新設費	二百七十萬圓
公立學校共済組合定山溪保養所設置費補助	四百萬圓

を計上し、更に教員の資質向上及び養成のために要する經費といたしまして

無資格教員現職教育費	一千萬圓
教員養成費	六十萬圓
幼稚園小學校研究集會費	三百六十二萬圓
中等教員研究集會費	三百七十四萬圓
全國中學校長研究集會費	百萬圓
教育研究所費	百六十八萬圓
をそれぞれ計上いたしました次第であります。	
次に社會教育費におきましては	
成人學校の開設及び獎勵費	六百萬圓
公民館の設置促進及び活動費	五百萬圓
視聽覺教育費	百九十萬圓
を計上して一貫した方策の下にその強化徹底を圖ろうとするものであります。	

また保健體育の振興に關する經費といたしましては

教職員及び高等學校生徒等の結核檢診費	四百六十三萬圓
教員保養費	七百九十七萬圓
第六回國民體育大會派遣費	五百四萬圓
日米陸上競技大會北海道大會分擔金	三百萬圓
國民體育大會招致費	五十萬圓
をそれぞれ見込んだ次第であります。	

次に道職員費並びにその他の行政費について御説明申し上げます。既定豫算による道職員費は本年二月の現員をもつて計上して居るのであります。その後保健所その他において補充を要するものが、三百十一名生じて參りましたのに加えまして今回新なる法令の實施等に伴う増員九百一名を要しますので其の經費として既定豫算に加え九千五百十一萬圓を追加いたしました次第であります。

また公安委員会費において二千十二萬圓を追加いたしました主な事由はこの度警察法の一部が改正に伴い、國家警察の各方面隊毎に公安委員會を設置する様關係當局の要請もありましたので、之が所要の經費を計上いたしますと共に治安維持連絡協議會費四百五十萬圓の費目を組替えたのによるのであります。

以上の外

弘報費

七百萬圓

CI E圖書館運營費等の繰替金

七百九十萬圓

札幌短期大學並びに私立高等學校費補助金

五百六十萬圓

統計調査費

一千四十五萬圓

寶くじ發行費

一千八百九十萬圓

廳舎營繕並びに職員住居施設費

五千六百六十萬圓

徴稅費

三千九百七十一萬圓

自治講習所改築費

二千二百萬圓

無線電話費

一千百七十四萬圓

町村恩給組合補助金

一千百四十二萬圓

渉外勞務費

四百六十二萬圓

北海道綜合開發調査費

八百四十萬圓

人事委員會費

八百三十四萬圓

をそれぞれ追加計上いたしまして諸般の行政遂行に萬全を期せうとするものであります。

次に勤勞青年に對する大學教育施設の擴充は道民生活文化の向上を期する上においてもつとも緊要なことに存しますが今回小樽商科大學に於て夜間部を設けんとする計畫が進められ道に對してもその協力を求められましたので、此處に經費一千萬圓をもつて校舎を建築の上これを無償貸與し子弟の教養向上に資せんとするものであります。

又今回民間放送事業の擴充に伴い北海道放送株式會社が設置せられることとなりましたが本施設はこれまた道民生活文化の向上に極めて適切なる

施設であると存じますので道においても三百萬圓を出資しこれが推進に協力せんとするものであります。

以上は普通會計の歳出についてその概要を申し述べたのでありますが次にこれに見合う歳入について御説明申し上げます。

道稅收入につきましましては、過般の稅制の改正に伴い法人事業稅につき申告納付の制度を採用することとなりました關係上、これが増収を見込みましたのとまた一而滞納繰越額の徴收整理に重點を置き、極力これが増収を企圖いたしました次第でありまして道稅の總額は、四十一億七千七百四十一萬圓となり、既決豫算額に對比し、七億九千二百十八萬圓の増加と相成つたのであります。

次にこれが内容を申し上げますと

第一に、地方稅法改正による法人事業稅の課稅標準の増加による増収は普通法人において、五億六千七百八萬圓となりますが

特別法人において、非課稅の範圍擴張に伴い二百三萬圓の減収となりますので差引五億六千五百五萬圓の増加であります。

第二は滞納繰越分の増収であります。昭和二十五年度の未納繰越額について、前年度の徴收實績等を勘案しまして、この増收二億二千七百十三萬圓を見積つたのであります。すなわち

入場稅

千二百五十九萬圓

遊興飲食稅

五千二百九十七萬圓

自動車稅

七百五十九萬圓

事業稅

一億二千七百五十六萬圓

特別所得稅

百三十萬圓

舊法による稅

二千四百二十八萬圓

等がその主なものであります。

次に稅外收入といたしましては

國庫支出金

十九億七千八百四十四萬圓

地方財政平衡交付金

五億七千五百三十九萬圓

を追加計上いたしますと共に寶くじの發賣等による

公營企業及び財産收入

三千五十五萬圓

分擔金及び負擔金

一億八千三百七十五萬圓

寄附金

九千九百九十萬圓

道債

七億八千八百萬圓

繰越金

二億三千九百一萬圓

雑收入

三億九千七百四萬圓

を見込み又使用料及び手数料につきましては極力増収を圖ることといたしまして一億一千四百二十三萬圓を追加して收支の均衡を圖つた次第であります。

なお起債につきましては未だ中央の承認を得ていないものが尠くないのでありますが、今後中央との折衝に當つて充分連絡を密にして起債引當事業の確保を期して行きたい所存であります。

次に特別會計について御説明申し上げます。先ず恩給基金特別會計において一千三百八十三萬圓を、また、學校職員恩給金特別會計において二千四百四十六萬圓をそれぞれ追加いたしましたのは本年三月法律第八十七號をもつて恩給法の一部を改正する法律が公布施行せられたのに伴ひまして恩給額が前者については約三割また後者については約三割五分額それぞれ引上げられたのによるのであります。この財源といたしましては普通會計から三千八百二十九萬圓を繰入れた次第であります。

次に醫科大學費特別會計において一億五千六百七十一萬圓を追加いたしましたのであります。その主なものは、

昭和二十四年度以來繼續して實施して参りました校舎の建築費

五千萬圓

前年度建築校舎の附帯工事費及び設備費

二千九百八十萬圓

精神病院及び外科病棟建築費

五千八百萬圓

でありまして、歳入といたしましては起債一億八百萬圓普通會計からの繰入金四千四百四十八萬圓、手数料六百四十五萬圓、雑収入七十七萬圓をも

つて充てたのであります。

また、病院費特別會計におきまして三百三十二萬圓を追加いたしましたのは、當面急を要する鬼脇病院の増築費二百萬圓各病院の給水衛生施設費百一萬圓を見込みましていよいよその整備を期せんとするものであります。

次に道有林野事業特別會計について御説明申し上げます。

従來道有林野の管理經營に關する豫算は公有林費並びに模範林費特別會計の二本建となつていたのでありますが、今回これらの會計を整理統合し新に道有林野事業費特別會計を設定したいと存じ別案條例と共にここに提案いたしました次第であります。かねてから公有林費及び模範林費會計の統合につきましては、屢々論議されていたところでありましたが、夫々設置の趣旨等もありまして今日までその實現を見なかつたのであります。戦後經濟復興並びに國土保全の問題が大きく取上げられ、荒廢せる森林の急速なる復興が強調せられてまいり道有林野六十五萬町歩の管理經營についても、再検討の必要を認め、各界の意見を徹し慎重検討を加ましたところ公有林費模範林費會計設定の趣旨にもとらないう限りに於てこれを合併し、もつて冗費をはびき事務事森の能率化を圖り併せて經營の合理化により企業體としての性格を活かし獨立採算性の確立を期すべきであるとの結論に達した次第であります。而して當初豫算におきましては、公有林費四億二千三百六十七萬圓、模範林費一億七千三百七十五萬圓と相成つておるのであります。がこの會計は本年八月を目途としてこれを廢止し、殘餘の事業費はすべて新設の道有林野事業費會計に引續ぐべしといたし、こゝに五億五千七百七十四萬圓の豫算案を提案いたしました次第であります。

次に林産物検査費について申し上げます。今回本會計において七百五十七萬圓を追加計上いたしておるのであります。本道に於ける木材、木炭の生産は單に産業振興上の重要性を認めるばかりでなく、戦後の復興と國民生活に大きな關連を持つものであります。統制撤廢後最後嚴正なる検査の勵行は各方面から強く要望せられておるところでありましてこのため品質

の改善と収益歩上り並びに技術の向上を圖る強力なる指導監督を必要といたしますので、今般これらの經費を見込み歳入におきましては現下の經濟事情にてらし現行手數料の約五割の引上げを見込み別案をもつて條例の改正案を提出いたしておりますが、この間の事情を御諒承の上よろしくお願い申し上げます。

次に道營自動車競技費において九千五百三十六萬圓を追加いたしましたのは前年度において本州各地において運營上二、三の不祥事件を惹起したため、これが競技の一時中止を餘儀なくせられたため、豫定のスケジュールの實施不能となり、その結果豫定の歳入に對し一千二百二十二萬圓の欠陥を生じたのでありますが、本年度は所定の施設を整備強化し現在までに三回十八日間を實施し、概ね豫期の成績を挙げつゝあるものでありますのでこれが増収を見込み、この害前年度の歳入欠陥に對し繰上充用の措置を講じようとするものであります。

次に地方競馬費についてであります。前年度は折柄の經濟事情の影響或いは新たに自轉車競技の開催諸般の悪條件に浸され、遂に不振を極め結果に於て八百六十六萬圓に及ぶ歳入欠陥を來たしましたことは遺憾に堪えないところであります。本年度は現在迄小樽二回、岩見澤、旭川、帯広北見の各地一回迄二十八日間を實施いたしました。道民各位の御協力を得まして、前年度に比し三割乃至五割の増収を見ておるのであります。未だ所期の歳入を擧げることには困難なる状況にありますので、此の際人件費を大幅に節減し一方廣告宣傳による觀客の吸収を圖り、これが増収を見込み又開催經費の壓縮等により前年度歳入欠陥を補充致したいと鋭意努力を致して居る次第であります。こゝに計上いたしました二千二百二十六萬圓の追加豫算は前年度に於ける歳入欠陥に對する繰上費用並びに開催に要する諸經費でありますので、何卒よろしく御諒承願います。

次に酪農検査費について申し上げます。酪農製品検査につきましては既に御承知の通り本年度第一回定例道議會に於てバター、れん粉乳の検査條例が廢止せられましたので、これにもとづき歳入を減額いたしました一面

牛乳クリームについては所定の料額によるものと増収による増収を見込みますと共に手數料の過年度收入を引當てとして前年度の歳入欠陥額三百三十二萬圓の繰上充用をなさんとするものであります。

次に水産物検査費において一千三十二萬圓を計上いたしましたのは本検査事業費はその性格上、全道沿海各地に多くの支所、駐在所を有しておりますので此の機會にこれらの出先の廳舎公舎等の整備充實を圖りたいと存じこれが經費を追加いたしました次第であります。

次に北海道職員定數條例の一部を改正する條例について申し上げます。職員を増員については道民の負擔を軽減するため極力抑制いたして參つて居るのであります。法律政令等により事務の増嵩と共に職員を設置を義務づけられたもの乃至は結核療養所、道立養老院等の如く施設に伴つて必要とする最低の所要人員は、これを増員せざるを得ないのであります。

今其の内容を申し上げますと先ず知事の事務部局及び大學の職員においては社會福祉事業法に基く社會福祉事務職員三百七十名、保健所の新設並びに格上げに伴う國庫補助職員を増二百七十八名北見及び釧路結核療養所、道立養老院並びに女子教護院の開設に伴う職員百二十四名、畜産改良増産指導員等で官吏からの身分振替によるもの百五名、林業、經營指導、家畜保健衛生及び農業協同組合検査指導員等法律による事務の増嵩に基く國庫補助職員を増百五名、診療所五箇所の新設に伴う職員十五名、完全看護のため醫科大學附屬病院におく病室婦二十五名、その他合せて千五百六十六名の増員を見込んだのであります。また反面事務の廢止乃至は縮少等を充分勘案して極力減員を圖ることとしてその數六百三十四名控除して差引九百三十二名を今回増員することとした次第であります。

また教育委員會の事務部局の職員において十四名増員いたしましたのは教員保養所の増床に伴う所要の職員であり、道立盲學校及びろう學校において四十三名を増員いたしましたのは、児童數の激増によるものであります。

以上の外、この度新設せられる人事委員會の事務部局の職員として二十

名を見込みまして、その圓滑な事務の遂行を圖ろうとするものであります

次に北海道稅條例の一部を改正する條例について御説明申し上げます。

今次の地方稅法改正の目標とするところは地方稅務行政の改善と地方稅負擔の合理化を圖ることによつて、地方稅收入を確保する事にあるのでありまして、更にこれを現行の道稅に關する部分について具體的に申し上げますと、法人事業稅の圓滑なる徵收を圖るため申告納付の制度を採用したこと、地方稅の徵收順位を國稅と同順位とする外、特定の場合においては同族會社、親族その他特殊關係ある者に納稅義務を負わせ得るものとし、或は徵收猶豫の制度を設けるなど國稅と略々同様の制度を採用したこと遊興飲食稅中、兒童生徒等の修學旅行に對する課稅を廢止したことなどが、その主要なものであります。道稅條例の一部改正案は、以上の地方稅法の改正に伴つた外遊興飲食稅中飲食營業臨時規整法の廢止に伴い、外食券食堂等の制度が廢止されましたので之に關連する免稅措置等を講ずる様いたしましたのであります。

次に空知郡上富良野村を町とすることについて御説明申し上げます。上富良野村は上川支廳管内の稍南部に位置し、面積二百三十七平方料、戸數二千百餘戸人口一萬三千二百餘人を擁し、農村として發展し現在本道の穀倉である上川支廳管内においても上位にあり、また近時農畜業の經營も合理化する五カ年計畫を樹立し農産加工業の急激なる振興等により着々と市街形態も充實し町としての各般の施設も整備するに至つたのであります。さらに十勝岳を中心とする觀光施設の完備に伴つて一層その發展が期待されておるのであります。

今回村民の強い要望にもとづき、この際町に昇格を計り、住民の自治意識を昂揚して今後一層の伸展を期そうとする意圖のもとに村議會において満場一致の議決を経て申請があつたものであります。道におきましてもその實態につき調査いたしましたところいずれも「町としての要件に關する條例」に定める諸條件を具備しておるものと認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

以上は今提出いたしました豫算案その他につきましてその概要を申し述べたのであります。なお詳細につきましては御質問に應じて御答辯申し上げます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

◎議事の經過

○七月十七日午前十一時十二分開議 議席の一部を變更、會議録署名議員指名、諸般の報告があり、去る六月九日元道會議員林松藏氏及び六月二十九日元衆議院議員地崎宇三郎氏の逝去に際しそれぞれ弔詞を贈呈した旨報告、次いで日程第一に議案第一號乃至第七十八號を議題に供し、田中知事より、施策の概要並びに開發局設置問題の經過についての説明を聴取し、午後零時休憩、午後一時十七分開、野口副知事より、提出議案に對する説明を聴取、議題中議案第七十四號空知郡上富良野村を町とするの件は、緊急を要すると認め、直ちに總務委員會に付託、時間を延長して午後二時十七分休憩、午後三時五十分再開、諸般の報告のうち、西田總務委員長（自由）より、議案第七十四號の審査の結果について報告、本案は委員長報告の通り原案可決、日程に決議案第一號千島及び齒舞諸島返還懇請決議の件及び意見案第一號電力料金値上反對に關する件を追加議題に供し、いずれも原案の通り可決、議案調査のため十八日より二十一日まで四日間休會することに決定して午後四時五分散會。

○七月二十三日午前十一時二十五分開議 緊急を要する昭和二十六年年度費追加豫算（議案第一號）（農業委員選舉費、失業對策費など總額一億五千六百萬圓）並びに起債議決變更の件の二件を議題に供し、これを原案どおり可決、ついで各黨代表質問に入り、午後六時二十分散會。質問要旨つぎのとおり。

西田信一（自由）

一、本道總合開發に對する投資方式如何
二、工業誘致の一方策として道より獎勵金の交付乃至は道、國、市町村稅等

について一定年限の減免措置等講ずべきであると考えざるが如何

三、本道總合開發計畫並びにその實行に關し議會の決定によらずしては、内閣又は開發廳に對し知事は意見具申の權限なしと解するが如何

四、本道の治安維持及び生活と産業防衛に關する對策如何

五、法人事業税及び入場税、遊興飲食税は見積り過大であり、平衡交付金は満度を越えて計上するなど財政を不安にしているが知事の見解如何

六、人件費の増嵩に伴い、事業費豫算が人件費の犠牲となる狀況にあるが開發局設置を機會に行政機構の簡素化と人件費を節減する意志なきや

七、新設の道有林野事業費特別會計豫算が現行公有林費、模範林費兩會計廢止當時の殘豫算額の二倍を計上している理由如何

八、本年度の農産物の作況は冷温にわざわいされその成育が相當遅れているが今後の冷害對策如何

九、暖房用石炭の消流についてどのような對策を講ずるか

知事

一、學識經驗者及び道議會開發審議會の意見を十分聞いて、その意見を含めてきているので何ら含むものがないことを御了解願いたい。

二、御指摘の方策は方法として考え得る問題であるが、今後具體的になお検討を續行して行きたい。

三、意見具申について違法の點はないと考える、問題によつて議會の意向をよく聞いた上で措置して行きたいと考えている。

四、治安維持の問題については單に警察力或は海上保安隊の力のみで依存する考え方でなしに、われわれが産業を大いに伸して行く生活の安定を圖つて行く、そうして自衛意欲をもつてこれらの事態に對處することが最も妥當と考える。

五、税の見積りは決して過大であるとは考えていない。又税外収入についても本州各府縣の例をも考慮して計上したのである。

六、人件費の増加は法令制定によつて増員するものであるから止むを得ないことと思う。行政簡素化については今後の國と道との行政事務再配分

の面から検討したい。

七、當初豫算においては昨年の單價を基礎として計算していたので、今回は非常な値上りをしてるので、この値上り増を計上したからである。

八、冷害對策については農業試驗場及び氣象台と連絡して萬全の措置を講ずるつもりである。

九、暖房用炭の確保については山元との話を進める外、國鐵に對しては貨車の増配等を要請して萬全の對策を講じつゝある。

武田治作（農協）

一、總合開發推進のための財政資金の導入方法、又公共事業費の中に開發豫算として特別ワクを設定してもらつとも現在本道から吸上げていく國稅なり資源から得た利益等の收入を開發が完了するまで、本道に還元してもらつとも中央と折衝する考えはないか。

二、開發行政の分離によつて本道として財政的負擔が増大すると發表しているが、そこに行政の合理化を生かすべきで、この點どう考えているか、この機會に行政機構の改革を行う意思があるかどうか。

三、開發金庫の設置に對する構想如何。

四、産業振興策特に農村對策の具體的構想及び方法如何。

五、牝牛貸付について如何なる方法をとるか。

六、土地改良は前年度からみて後退しているのではないか。

七、生業資金について市町村分を見込んだのは如何。

八、社會福祉事業については國の金だけ見込んで道自體の獨自の政策がないのは如何。

九、網紀肅正についてであるが、二百數十名にのぼる教職員が選舉違反にわれ目下司直において取調べを受けているがその處置如何。

知事

一、總合開發實行のための資金の裏打ちの方法については、第一次計畫書の中に強調している通り、特別の枠を設定することが望ましい。なお本道における國庫の收支の數字について二十四年度をとつて見ると、國費

の歳入超過額が一般特別の兩會計を合せ、大體百五十億圓餘りの見當になつてゐる。

二、開發局設置による經費増をきたすのではないかということについてはあくまで最少限の經費で能率的な行政運営をやつていきたい、行政機構の改革については適切妥當な行政再配分の上に立たなければかえつて行政の混亂を生ずる恐れがある。

三、開發金庫の構想については第一次計畫に述べた段階以上に申げることには存在しないがとりあえず開發銀行の北海道支店設置について具體的な折衝をしてゆきたいと考えてゐる。

四、農村經濟の安定と、農民の地位向上と、農村文化の確立という三本筋の大きな目標に向つて他の産業との總合關連性を考へて對策を強力に推進してゆきたい。

五、現地支廳長の意見を十分徴して、できるだけ公正な配置をしていきたい。

六、土地改良については道營灌漑事業及び道營軌道客土事業の面で相當多額の豫算を増額し強力に推進して行つてゐる。

七、道の財政の逼迫からやむなくこのような措置をとつたが市町村の協力を期待してやまない。

八、社會福祉事業については國の財政的裏うちが不十分な状態にあるにもかゝらず、ぜひやりたいと云うことで、に豫算的措施を圖つたのである。

岡村教育長

九、司直の決定をまつて嚴正なる行政措置を行う考へである。

三澤正男議員（社會）

一、今日の世界並びに日本の客觀情勢の變化が本道にどのような影響を與えるか。

二、開發局設置に伴う混亂防止措置、綜合開發計畫の推進方法、歳入超過は道か國か又開折土木行政を國に委任したらという意見の見解如何。

三、産業合理化による勞働力強化が今後豫想されるが、使用者教育に對する對策如何。

四、地域給の取扱が非常に不合理性が多いようであるがこの點如何。

五、勞働階級の福祉機關たる勞働金庫に對し道より融資してやる意思あるかどうか。

六、教職員の給料の引上及び旅費、避地手当、定時制夜間高等學校教員の勤務手当は極めて小額であるが、これに對して如何なる見解をもつてゐるか。

七、牝牛貸付については二千頭の貸付牛で事足りると思うか、更に今後の追加豫算等について増額する用意はないか。

八、牛乳の加工品を消費流通面で有利に處分する方法として牛乳處理施設を單位農業協同組合に持たしてはどうか。

九、昨年アメリカより優良種牝牛四頭の輸入を見て酪農民は非常にこれに期待をかけてゐるが、本年は一錢もこの豫算を見込んでいないが次の議會に豫算化する意思がないか。

一〇、道立種畜場の經費は非常に道費を消耗してゐるが、この事業經營の合理化についての所見如何。

一一、土地改良災害復舊工事の補助金が被害農民に對して三年、四年も経つても、支拂われていないという事實があるが、これに對する措置如何

一二、漁村における生産的社會協同態勢の強化、及び漁業證券資金の活用についての所見如何。

一三、未開發漁田に對する漁民入殖についての所見如何。

一四、内地漁船の入會漁業についての解決策如何。

一五、警察法の改正で本道だけ十四箇所公安委員會を置くことは、特殊事情によるものか。

知事

一、産業態勢或は社會保障政策の面に於てなお今後對策をさらに強化するよう検討してゐる。

二、開発局設置にあつては政府と取極めを結んで混乱の防止に努めた。綜合開發計畫の推進については武田議員の答辯で了解していただきたい。歳入超過は國費歳入超過ということである。

開拓土木行政という事業内容から考え全部國に委任するという考え方は正しいことではないと考える。

三、使用者教育についても労働教育の一環としてますます強化して行くべきであると考へてゐる。

四、地域給については官公廳連絡協議會とも相諮り新しい資料によつて不合理の點を強く人事院に主張し是正方に努めてゐる。

五、労働組合員の委託による預金強化が最も根本的であると思うが道の融資については他産業の面と勘案して今後検討して行きたいと考へてゐる。

七、貸付牛の増加については豫算があればと思うが今日の財政事情からしてこれ以上増加する事は困難な事情にある。しかし仔返しの方法をもつて返すという事を考へると相當な効果を具現する事ができると考へる。

八、このことについては酪農振興の一つの對策として研究して行きたいと考へてゐる。

九、輸入された種牡牛四頭とも人工授精によつて、まだその成績を見ていないので成績を見え上で次の對策を講じたいと考へてゐる。

一〇、現在は復舊最中であるので相當經費を喰つてゐるが、今後は合理的な事業運営を圖つて行きたいと考へてゐる。

一一、災害復舊補助については、災害の都度農林省が補助して適宜な處置を講じてゐるが、豫算の制約の問題、時期がずれてゐるということは、遺憾に存じてゐるので、この點農林省當局に對しそれらの處理の改善を強く要望してゐる。

一二、水産協同組合制度の改革によつて強化されると思う。又漁業權證券五十一億圓のうち約四十五億圓が漁業者の手に渡ることになつてゐるが

本年は約二十億圓が資金化されるので、この運用については適切な指導を加えて行きたいと考へてゐる。

一三、入植については道、道協連、道信漁連或いは道議會、地元市町村長というような關係者による審議會を作つて公正な入植者選定を進めてゐる。

一四、入會漁業が本道漁業經濟に及ぼす影響の大きなるに鑑み、政府に對し嚴重な措置を強力に要望しつゝある。

一五、公安委員會は方面隊の警察の敷から推して大體五にすることが妥當ではないかと考へてゐる。特殊事情ということについては最近の國際的諸問題から因由するところの事態を豫想したものではないかと思う。

岡村教育長

六、教職員の待遇及び旅費その他の手當については機會あるごとに増額を要求してゐるが財政上の都合でその引上が困難であつたが、適當な機會に増額を願うつもりである。

○七月二十四日午後一時二十分開議前日に引続き各黨代表の質問にはいり午後四時二十分散會質問要旨次の通り。

大島三郎（民主）

一、知事は就任以來三度も施政方針を變へてゐるが政策の行き詰まりをきたしたのではないか。

二、綜合開發の推進方策としては産業の振興を主體とし開發は従とすべきではないか。

三、水族館設置問題については獨善的な行爲があるが、水族館室蘭内定の経緯如何。

四、生活と産業の防衛の具體的方針如何。

五、千島諸島の返還ならびに引揚げ問題は基本方針として掲ぐべき問題と性質が違ふ特にこれを取上げた理由如何。

六、寒地農業に對する施策が乏しいが知事の見解如何。

田中知事

一、施政方針は客觀情勢の變化とにらみ合せてきめたもので、政策の行詰りではない。

二、開發は道民生活の問題と産業の問題とを総合的に考え合せて行くべきだと考える。

三、水族館は設立準備委員會の専門委員の意向について検討し、豫算提案したが設立準備委員會の方でも最終的結論がでていないが一應室蘭を豫定して提案したので、議會の審議によつて決定さるべきものである。

四、生活と産業の防衛は道民の自主的な防衛意欲の強化を待つべきで、それには生活の安定が必要と考える。

五、千島諸島並びに引揚げ問題は道民生活にとつて重大であるから特にとり上げたのである。

窪田長松（公正）

一、學者を處遇する方法についての知事の考え如何。

二、科學技術審議會の豫算は不十分であると思うが、審議會の内容と運営方針如何。

三、中小企業振興に新たにいかなる點について努力を拂うつもりか。

四、公有林と模範林を一本とすることに、町村は納得するか。

五、教育環境の危機打開策、教員定数の増加に對する考え如何。

六、自轉車登録條例は施行するか、しないのか。

田中知事

一、學者を處遇する途は、國においてもつと強力に施策を講じてほしい事で、道としては財政的に許す限り優遇の途を講じて行きたいと考えている。

二、科學技術審議會の豫算は少ないが、この措置で研究はよく進められ効果があがると思つてゐる。

三、中小企業振興は指導面における諸對策の的確なる措置及び金融對策の強化に努力している。

四、道有林の一本化については、おのおの財産を明確にしているので、町村には理解してもらえらると思つてゐる。

五、教員定数は多すぎるとは考えていないが財政面とにらみ合せて善處し

たい。

六、自轉車登録條例は市町村側の意向を問いた上で實施する。

岡村教育長

五、最少限度小學校九百名、中學校七百名の教員増が行い得れば、教育の危機は切抜け得るものと考えている。

山内廣（勞農）

一、日米經濟協力態勢等の客觀狀勢の變化によつて、總合開發第一次計畫書を變更する必要があるのではないか。

二、公安委員會は他府縣に一箇所しか置かれぬのに、本道のみ五箇所設ける理由如何。

三、日雇勞務者の稼働日數と、賃金に對する施策如何。

四、道職員の要求している生活補給金については、いかなる處置を考へてゐるか。

五、追放解除の個人審査の判定を慎重ならしめるため、資格審査委員會を復活しては如何。

六、生活と産業の防衛對策は日經連の産業防衛と同じではないか。又平和

三原則に對する知事の所信如何。

七、千島齒舞諸島返還懇請に對する具體策如何。

田中知事

一、豫想される客觀情勢の變化は道の開發にプラスにならない恐れがある現状では、むしろ第一次計畫を強力に確認せしめる努力を拂う段階にあると考える。

二、公安委員會は民主警察行政の推進がよくはかられる得るといふ意味において五箇所が適當と考える。

三、日雇勞務者の稼働日數は大體二十日を目途としているが、この日數の確保については最善努力を拂う。又賃金については政府は二百十三圓と定めているが、しかし情勢の變化に應じて政府と折衝して行きたいと思つてゐる。

四、生活補給金の要求は二、五月分の要求であるが財政の問題もあるものでこれに對する態度は未定で研究中の問題である。

五、資格審査委員會の復活については、現行制度下においては認められてゐない。

六、日經連の産業防衛は存じていないが、生活の安定と産業の振興の裏うちをもつて民主的な自衛意欲の強化をはからなければならないと考えている。又平和三原則については直接知事として道政に關係のない問題であるから答辯を差控えたい。

七、千島齒舞返還懇請については、あくまでも平和的に懇請をし続け、世界の輿論に訴えるというふうに考えている。

〇七月二十五日午前十一時十分開議 個人質問に入り午後五時四十五分散會。質問要旨つぎのとおり。

三室光雄（自由）

一、知事は開發局設置について、道議會の意見を徴さなかつたのは、議會を無視した非民主的なやり方ではないか。

二、現職廳であるところの開發局ができたことによつて、港灣管理者として、いかなる權限の縮少が行われたか。

三、知事は人事委員がなくてもさしたる不都合がないということ、未設置のまま今日に及んでいるが、石炭手當の支給及び人事委員の研修を受けしめなかつたこと等についても支障がなかつたと考えるかどうか。

四、監査委員報告事項の處理不徹底であるが、指摘事項についての知事の考え如何。

五、職員疑獄事件は昨年だけでも八件もあるとのことであるが、これらに關し職員委員會は何んべん開いて何人審査を行つたか、又教職員令に關し執行されたものゝ處置を如何にするか。

六、一億九千何にがしかの職員の貸付金を未回収のまま、今日まで放置してゐるのはなぜか。

七、定例會の招集開催日を告示で極ておいた方が都合がよいのではないか。

八、道産雜穀の検査を道營検査でやられる意思はないか。

九、公共性をもつところの運送關係業者の事業税について、特例を設ける考えはないか。

一〇、教職員の給與の號俸を特に引上げた理由、及び給與條例を未だに提案しない理由如何。

田中知事

一、道議會における過去の意志表明を十分に了承し、尊重してやつたので道議會無視の意思はない。

二、このたびの場合は一方面的に國が施行することになつていたので、これはその意味において管理權を侵害するものであると発言したので了解願いたい。

三、人事委員會の未設置については委員の選考上結論がでなかつたので、遅延しているので遺憾に存じている。人事委員の研修については事務職員をして受講せしめ、遺憾のないよう對策を講じている。又石炭手當については地方公務員法の経過規定及び地方自治法並びに關係法令によつて措置したので支障がない。

四、監査報告の指摘事項に就ては是正に極めてきたが、今後とも部下を十分督勵して、あやまちなきように最善の努力をして行く考えである。

五、職員委員會は大體十回位開催されているが、信賞必罰の點については具體的な事實に基いてはつきり措置している。

六、貸付金の未回収については今日の經濟情勢のため遅延したので、回収延期についてはあらためて本會期中にお願いしたいと思つてゐる。

七、議會の開催月については、大體今までの過去四年間の經驗、並びに政府、道議會の諸種の事情を勘案してやつてゐる。

八、雜穀検査については、今般法律第四百十四號をもつて農産物検査法が制定されたので、この法律の規定するところに従つて道がそのような規定をして國をしてやらしめるという法の建前上、このようになるので御理解願いたい。

九、運送關係の事業税については、具體的な實情に即して減免の措置をす
るよう研究中である。

一〇、給與條條については人事委員が決定次第、委員會とも諮つて適正な
條例案を作りたいと考えている。なお現在は施行法附則の規定に基いて
官吏の給與法によつて運営されているので支障はない。

岡村教育長

五、令狀を執行されて取調べを受けているものについては、司直の判定を
まつて措置したいと考えている。

一〇、教職員の給與引上については、教育に専念させたいという意圖から
増俸したのである。

知事並びに教育長に對し、三室議員登壇して再質問を行つたが、同二時
四十分西村議員（社會）から、議事進行について發言があり、議場は一時
騒然、同二時四十五分議長は休憩を宣し、次いで午後三時二十六分再開、
個人質問を續行。

天谷平信（農協）

一、生産と技術の指導體である各種協同組合に對し相當額の助成を考えら
れないか。

二、高校と舎増築と設備の整備充實に對する措置如何。

三、中小家畜の種畜の確保を全然顧みないとは如何なる理由か。

四、全道の種馬種牛の共進會の助成を今年計上しないのは如何なる理由か。

五、種馬、種綿羊、種豚の登録事業に對し助成の途を講ずる意思がないか。

六、民間の人工授精の施設に對し助成の途を講ずる考えはないか。

七、トラクターの購入補助として國費より六千萬圓の助成があり、道費の

助成は三千万圓であるが、國費補助については、それと同額の道費を見
合ふことが條件であるとすれば、三千万圓は國に返納しなければならな
いのか。

八、道は薄荷、亞麻、甜菜等の特用作物の奨励施策につき、極めて消極的
目つ、冷淡であると思うが如何。

九、農業總合指導實踐繁落の事業豫算が全然計上されていないのは如何な
る理由か。

一〇、農民經濟力の危機を救うため金融的施策を講ずる意思がないか。

一一、今年の氣象と作況から推測して、凶作が豫想されるがこの対策如何。

一二、本道の特殊な氣象から見て専門的な農業氣象の研究機關を設立す
る考えはないか。

一三、總體豫算を檢討するに、政策豫算としては極めて消極的且つ退歩的
であると考えるが如何。

田中知事

一、團體助成については少くとも今日の財政の面からは、抑制せざるを得
ない状態にあることを御了解願いたい。

二、校舎に對する起債の見透しがないので、豫算外義務負擔の措置をとり
且つ關係機關の協力を求め十分努力して行く方針である。

三、財政その他より重點主義に牛馬に就て考へ比較的單價の安い小家畜に
就ては住民の力に訴えるという方針をとつていたので御了解願いたい。

七、三千万圓の差額は政府に返す必要がないと考えている。しかし今後
における國費助成に悪影響のないように、中央にも十分了解を求め今後の
助力を得て行きたいと思つてゐる。

九、財政面よりとりあえず指導事務費を計上したが、この問題は今後最善
の努力を續けて行きたいと考えている。

一〇、北信連に對し一億圓の道費を貸付し、協同組合に對しその金融難の
打開を策したが、その他農業手形の融資限度引上げ、農林漁業資金融通
法に基く長期資金の導入、中金の自己資金の操作等の對策に道として努
力を盡いこの端境期の突破を圖りたいと考えている。

一一、冷害が生じた場合は、それらの農家に對し供出の減免、食糧供給の
方法、生活を保全する方法及び再生産に對する金融措置というような各
般の措置を圖つて行く決意である。

一二、政府に於ても重大問題として、とりあげているが、今後十分に研究

して施設強化をはかつていきたい。

一三、總體豫算については地方財政の現實面から、満足するような措置を取りがたい状態に迫込まれているが、最善の努力をして行きたいと思つている。

河村經濟部長

四、共進會の助成については地方開催に重點をおき又財源の都合もあつて全道地區の共進會には助成を計上しなかつたのである。

五、種畜の登録事業は家畜改良上重要な事業であるが、財源の都合で今回計上いたしかねたので御了承願いたい。

六、人工授精所の合理的運営に努力するために人工授精用の種牡畜を豫算に計上したので御了承願いたい。

八、特用作物の奨励指導については、北海道獨特の作物であるので、これらについては奨励助長に最大の努力を拂つている。

岡林歡喜（社會）

一、失業對策豫算は「焼石に水」の感があるが、今後の問題として本年中に萬全の豫算措置をなすべきであると考えがこの見透し如何。

二、日雇勞務者の集合所を今後さらに數多く設置する考えはないか。

三、日雇勞務者の福利厚生施設として將來簡易食堂の設置を取り上ぐべきであると思つてこれに對する見解如何。

四、知識層の失業對策費は昨年頭切以來全然放置されているようであるが人材起用の觀點からも更生施策を強力に推進すべきと思つて見解如何。

五、失業者の中には先天的な天分を持ち短期一、二箇月の輔導で、役立つものが澤山あると考えられるので、短期輔導を實施する考えはないか。

六、日雇失業保険は職業安定所の所在地以外は適用されていないから、出張所の増設、或いはこれにかわるべき行政手續等について考慮される意圖がないか。

七、大都市に集中している失業者を、地方に活用するため出稼資金貸付制度を設けては如何。

八、道職員が要求中の諸給與に對する經過、措置及びその見透し如何。

田中知事

一、失業對策費は充分ではないが、特に社會政策の推進の強化をはかる趣旨において、この對策を進めて行きたい。特に冬期對策については本道の特殊事情に即應する對策を樹て政府にも要請し事態を乗り切つていきたい。

二、集合所については本年二乃至三箇所の設置補助を豫定して計上したが今後は順次これが強化を圖つて行きたい。

三、日雇勞務者の福利厚生については、研究を要する面が非常に多いので十分に研究して行きたいと思つている。

四、失業者中における比率から見ると少かつたことと、財源の關係から一時中止したのであるが、今後の事態の推移とにらみあわせて善處をする決意である。

五、簡易職業輔導については、その必要性を感じまた研究も進めているので今後においても善處して行きたいと考えている。

六、この對策としては職業安定所の分室を増設し、不公平のないような行き方に對して努力中である。

七、失業對策事業の都市集中について關連ある出稼資金貸付制度についてはなお研究してみたいと思つている。

八、職員の生活の苦しみは良く了解している。従つて關係筋に對し給與の改善を強く要望もしているが、道の財政面からは非常に苦しい立場にあるのでこのことについては苦慮しているわけである。

池戸芳一（勞農）

一、石炭産業は人類文化社會に欠くべからざる樞要な基礎産業であるが、國管廢止後における中小炭礦の經營難の現状をどうするか。

二、知事の公約を再確認するため、確たる所信を披瀝していただきたい。

田中知事

一、地下資源開發には調査を進めて努力している。中小炭礦の危機には經

營面に對して、特に社會政策の面という立場から推進をはかつていきたく。

二、公約については徹底的にこれを實現する決意である。

○七月二十六日午前十一時三十分開議 前日に引續き個人質問を續行。午後五時二十二分散會。質問要旨つぎの通り。

朝倉義衛（自由）

- 一、牝牛貸付制度土地改良などの農業振興対策は長期にわたる一定計畫に基いて行つてゐるか。又農業振興には道路交通、教育、醫療などの諸施設の整備が必要と思うが具體策があるか。
- 二、農村子弟教育のために實業課程の高校制度を實施する意思はないか。
- 三、政府は目下行政整理を計畫中であるが、これが整理を漸行される考えはないか。
- 四、道職員汚職事件の多發に鑑み、綱紀肅正を行う考えはないか。

田中知事

- 一、總合開發第一次計畫書中に具體的に立案されているので、御理解願いたい。
- 二、行政整理を叫ばれても、法律のできるたびに今日の地方自治體に對する仕事がどんどんふえるという現状とにらみ合せなければ、能率的な諸対策は講ぜられないのである。
- 三、今後ともよく監督し、また研修制度その他の方法をさらに續行してかかることのないように戒めて行きたいと考えている。

岡村教育長

二、今まで文化に恵まれていない農、漁村地帯に定時制の學校の分をふやす方針でやつてゐる。

田呂善作（農協）

- 一、極左、極右の擡頭を政策によつて防止せんとしてゐるが何を基準として説明してゐるか。
- 二、道信連に對する貸付金の利子は條例に日歩一錢九厘となつてゐるが、

消費生活協同組合に對する貸付金の利子は一錢となつてゐるのは、どういう理由で、農村の方が勤勞者の方より高率であるのか。

三、耕土改良補助に對する道の措置は熱意がないのではないか。

四、開拓事業が始められてから五カ年を経過してゐるが、その成果が極めて緩慢であるが開拓の根本方針如何。

五、現在五十二萬町歩が賣渡をされず、残つてゐるにも拘わらず、その土地の整理もしないで買収を繼續してゐるがいかなる構想か。

六、開拓適地と森林適地の利用區分を明確にして、できる限り競合を避ける対策を講ずべきと考ふるが如何。

七、二萬三千戸の入植者が營農の困難から、逐年脱落し定着七五パーセントという現状であるが、今後これに對する對策如何。なお早期入植をなせ講じてほしいのか。

八、開拓協同組合の今後の具體的な指導方針如何。

田中知事

- 一、左右のフアシズムの擡頭に對する防衛については、二つの面が考えられるが一つには生活の安定面であつて、これを裏打ちする産業の振興が行われなければならぬと同時に民主的自衛意欲の強化ということも合せて考へてゐる。
- 二、道信連への利子はその貸出の性質よりみて農手の利子と同率としたわけでは消費協同組合の關係については社會政策的な面を特に強調したのであるから御了解を願いたい。
- 三、耕土改良補助については、道の財政の許す範圍で豫算を計上し、なお國費の増加について積極的な折衝を政府に重ねてゐるので御理解願いたい。
- 四、過去の數年間の矛盾した不合理な開拓を合理的に遂行するには基礎的施設立地條件の改正及び生活の裏打ちを考へて、入植者の生活水準の維持乃至向上をはからねばならぬと考へて努力中である。

開拓部長

五、今後も法律の定めている範囲内に於て買収を繼續して行かなければならぬと考えている。

六、造林との競合問題については今後利用区分を明確にし、土地の利用面における諸調整を計画的に行つて、土地開發のむだを少くするという方向を執りつゝある。なお今年より安本の土地調査委員會の調査も施行されるので、道も同意見なので早く調整ができることを望んでいる。

七、従來の入植は引揚對策、失業對策として行われた傾向が強いが、今後本格的な意味で行いこれのため道路、給水、住宅などの諸施設の整備のために少額ながら豫算を計上した。

八、開拓の成功、不成功は人によるので、内部監査その他を十分組織的にして指導に全力を盡くしていく考である。

井口泉み(社會)

一、母子寮、託兒所、保育所及び授産所、助産施設等母子家族に對する豫算措置が薄弱であるが、この點知事はどのような決意をもつてゐるか。

二、生業資金の貸付として今次豫算に道費六割、市町村費四割の負擔として五千萬圓を計上しているが、財政難にあえぐ市町村が果してこれに協力する見透しがあるか。

三、社會福祉事務所の設置について乏しい道財政で責任持てるものとして誕生できるかどうかこれに對する見解及び今後の運営の見透し如何。

四、年少労働者を保護するため、地方條例が必要であると思ふが所見如何。

五、本道の各種の文化政策については、一元化された有機的な構想をもつて進むべきであると考えが、何等かの研究調査をすす考えがあるか。

田中知事

一、母子寮その他の問題については今までの調査では足りない點があるもので、精密に生活の實態をつかみ、これによつて的確な對策を講ずるつもりである。

二、生業資金の貸付は直接住民と直結する市町村の深い理解が必要であり市町村としても協力してくれると信じてゐる。

三、社會福祉事務所設置の豫算は決して十分だとは考えていないが、一應今の豫算で最善を盡くしておいて、政府に財源の裏打をしてもらうよう努力するつもりである。

四、街頭の年少労働者對策については、兒童福祉法及び労働基準法等にもとづき、それぞれ關係當局と協力し萬全を期しつゝある現狀である。

五、今まで、このことについては、それぞれ擔當の部においてやつてきたわけであるが、今後十分研究してみたいと考えている。

大久保和男(民主)

一、本道の中小企業は、崩壞の危機にあるが、これに對する道の對策は消極的であり、また弱小企業家は金融機關から相手にされず苦境にあるが金融對策について如何なる手を打つてゐるか。

田中知事

一、本道經濟の後進性を打破することが、中少企業振興の根本對策であるから、このために基礎的經濟施設、基礎産業の確立強化ということに重點をおいている。指導行政面についても、とぼしい財源の許す限りで經費を計上した。中小企業の金融對策としては、三億圓の中小企業別枠融資を日銀に折衝中でこのうち一億圓程度の了解がえられた。

平野榮次(公正)

一、道と開發廳で取り交した覺書の内容は、カ努力するカなどの字句を用い何ら決定的のものでなく實効が期待できない。

二、財源を起債に求める場合に起債の獲得は九月下旬と推定されるが、事業期間の短い本道では完全を期しがたいと思ふが、この對策如何。

三、北海道内の牛をただ北海道で買うだけでは牛をふやすということの對策にはならないのではないか。

四、中小家畜の種牡畜の確保を圖るため、少くとも馬百二十頭、種羊百五十頭、豚六十頭を購買する意思がないか。

五、殺処分による代馬購入のための助成豫算を計上する意思がないか。

田中知事

一、開發廳との了解事項には當初道側が申入れをしたときは、もつと強い表現であつたが、先方の熱意を信頼し、この表現をもつて了解したのである。

二、起債及び公共事業費なども、全国的なワクをにらみ合せて決定されるので、やむを得ない實情にあるが、事務改善等政府に對し要望していきたい。

三、牛をふやす對策としては牛の頭數増加の諸對策を講じて行きたいと考えている。

四、財政面の事情も勘案して牛馬重點という方向を取らざるを得なかつた實情であるから、この點御了解願いたい。

五、傳賃馬の殺處分についての改善については、十分研究しなければならぬと考へている。

新川輝隆（勞農）

一、暖房用炭の價格對策についての所見を承わりたい。

二、寒冷地給與審議會を設け、本道の官公吏の合理的な給與を決める考へはないか。

三、道職員の二、五日分の生活補給金の要求について、いつごろまでに回答ができるか。

四、青函航路の機雷の問題で、本道と内地の輸送が相営制約されているが道として保安船の増配について積極的に取り上ぐべきではないか。

五、獨立採算のとれない開拓バス路線に對し道においては補助その他の方法について研究する意思がないか。

六、庶民住宅の完備について、今後どういうふうに取り上げて行くか。

七、魚族の濫獲防止と資源保護をはかる意味から水産部に取締課を置く必要なきや。

八、水産關係の販路擴大を圖るために大阪及び東京に水産關係の係官を配置してはどうか。

田中知事

一、暖房用石炭の月賦購入や、資金のあつせんなどを考へている。なお單なる値下げ運動は生産を阻害するのではないかとこのことを考へて慎重に検討している。

二、寒冷地給與審議會は、目下在札官公首長會議で検討中で未だ結論に達していない。

三、生活補給金の問題については、財政的に非常に苦しいので、苦慮中であつて決して逃げようと思つてゐたのではないからこの點御了解を願いたい。

四、青函航路の運輸問題については、今後に於ても對策を強く政府に對し要望したいと思つている。

五、開拓バス路線對策については、もうすこし研究させていたゞきたい。

六、庶民住宅對策については、豫算面の逼迫ということが根本問題であるがこの對策については大いに重點を置いて一層の努力をいたすべく考へている。

七、取締課設置のことについては、検討させていたゞきたいと思ふ。

八、販路擴大の面で大阪に水産關係の者を配置するということについては十分考へてみたいと思つている。

○七月二十七日午前十一時二十分開議 個人質問を續行、西田正一（民主）をもつて一應個人質問を了し、追加議案七件（職員に對する年末一時金貸付の件議決變更の件など）について知事の説明を聴取し午後五時十分散會質問要旨つぎの通り。

笠井幸衛（農協）

一、農協組の育成助長對策の具體的方針如何。又北信連に對する一億圓の貸付を増額する考へはないか。

二、知事は寒地住宅建設が、北方生活文化確立の基礎と主張しながら、わずかの豫算を資材の研究に向けている以外、何んらの豫算措置がとられていないがあらためて何らか具體化される考へがあるか。

三、土地改良事業に對し、特別な融通資金もしくは起債等の方法を考へる

とかできるだけこの事業を推進し得る方法について考え方如何。

田中知事

一、農協組育成対策は農業問題全般の一環として考え、総合的な対策を進めているが、とくに農協組対策として組合役職員の教育、組合再建整備の推進その他の施策を行つてゐる。北信連への融資は、道自體が預金に不足をきたし、金融機關から借入れられる場合もあり、財政全體の運営をも考えなければならなかつた點を御了解願いたい。

二、寒地住宅豫算については、現在の豫算の中にも建築部以外の豫算にも根本的研究費を計上している。農村のモデル住宅の問題も今検討中である。

三、償還財源については農民各位が危惧することなく、土地改良をやつてもらいたい一般道費の支出については、私の責任において提案し議員各位の協力を得たいと決意している。なお道の起債については今年はこのところ見直しを持つていないが明年度に於ては大いに努力する考えである。

井野正揮（社會）

一、社會保障制度の基礎ともいふべき醫療機關、とくに道の保健所三十五個所中衛生技師員（定員百三十三名）の實員は、わずか四十五名であるが、充足対策如何。

二、保險經濟の窮迫が、診療を取扱う際に、保險診療費の支拂に對する基金の査定において、制限診療をしている傾向を著しく強めて、そのため醫師の良心的な診療を極度に否定し忌避する傾向となりつゝあるが、知事においてはこの確保に對する基金制限診療の弊害を當局に對し強く要請される意思があるか。

三、國民健康保險事業の振興策として市町村關係者官民の理解を深める運動賦課金の徴收に對する適切な措置、公的醫療機關の急速なる整備等に求めなければならぬと思うが知事は如何なる解決策を持つてゐるか。

四、水産資源の保護の根本策は、第一には海上秩序の確立であり、第二に

は沿岸漁民の保護、沖合漁業への轉換助成であると考えるが知事の所信如何。

五、經濟消流については、漁獲の出荷、輸送、商品等の一貫した系統體系と、經濟組織を確立にする方向に向つて指導が行われ、行政措置としては金融の助成、加工技術の指導並びに施設の強化、販路の開拓を圖るべきであると考えるが知事の所信如何。

六、將來の政變或いは政府の反省により開發局が廢止されたときには、國費關係職員を何ら不利益を與えないで受入れる用意あるかどうかを伺いたい。

七、他府縣及び政府職員においては、生活補給金の措置がなされつつあるが、知事は職員の補給金に對する要望に應え生活不安を除去する決意があるか。

田中知事

一、行政面に關係のある醫師自體の不足のため、全国的に充足の困難を感じているが、今まで講じてきた充足対策及び札幌醫大、北大或は全國の大學に呼びかけ採用し、又地元醫師を囑託するとか、札幌醫大から應援派遣を願つてやつてゐるが、なお今後の対策として醫學生への給費制度によつて要員獲得も考慮している。

二、社會保險事業の保險醫の制限診療については診療費の審査に審査委員會で厳正公平に審査を行つてゐるわけで、支出の制限についてはよくこれを調査して、審査の公正妥當を期せしめるよう努力したいと思つてゐる。

三、國民健康保健の強化対策についてはいろいろ隘路の指摘があつたが、井野議員の意見に同感であり、今後これが強化についての対策をできるだけ圖つて行きたいと考えてゐる。

四、海上秩序保持の対策については御意見とは少しも違ひないと考えてゐる。なお又政府に對する入會問題の違反船に對する處罰とか、この取締の強化については從來から強力にやつてゐる。その他漁船の諸対策につ

ては漁民の生活文化の確立を圖するという意味で、漁業制度改革ということとを良心的にやつてゆきたいと考えている。

五、消流面の対策については、御意見の通りであると考ええる。

六、開發局の職員であつても、ひとしく道民であるのでそういう意味であくまで総合開發を生かすということを申上げ答辯にかえたい。

七、生活補給金の問題について更に決意を問われたのであるが、決意についてはあえて人後で落ちないつもりであるが、但し財政の問題もあるので苦慮中である。

宮坂壽美雄（民主）

一、札幌市に發生した中央バスの慘事に對する道當局の措置如何。

二、中小企業金融對策として知事は今後信用保證協會に對しさらに貸付金を増額し、商工中金に對して道が預託を行い金融の促進を圖る意思がないか。

三、國においては、中小企業協同組合に對する助成策を講じ、又各府縣でも同様の措置をとられておると聞いておるのであるが、ひとり北海道だけがこの措置をとらないということは如何なる理由か。

四、中小工業振興費は、今期豫算に、わずか三千四百九十萬圓を計上しているが、昨年度は六千萬圓を計上されたのに比べると、昨年度の約半額であるが、減じた理由如何。

五、中小發電施設補助金は、今期豫算にわずかに四十萬圓を計上しているが、昨年は六千二百九十萬圓計上されているのであつて、人口がふえ農村においても電化がますます奨励されつゝある今日、逆に減らされるということは一體いかなる理由であるか。

六、道有林特別會計で硬質纖維板製造工場の設置を計畫しているが、もし道直營の企業體であるならば民業壓迫ではないか。

七、工事請負契約の締結について雨龍川總合開發事業工事指名入札の際、道内にも有力な業者がいるにもかかわらず一名も入れない理由如何。

八、住宅對策については、年賦分割により樂につくれる方策、又寒地住宅

の資料として、煉瓦、ブロック建築に移行する考えはないか。

九、賃貸住宅建設促進費二千四百五十萬圓は住宅、公社に融資する高級アパートの建築資金で月四千圓以上の家賃であるが、社會政策推進を標榜する知事のとるべき施策ではないと考えるが、このような高い家賃を引下げる具體策如何。

田中知事

一、中央バス事件の罹災者に對しては、痛惜哀悼にたえない次第である。もし生活保護關係に關連のある人があつたら適切な措置をとりたい。

二、具體的な社會情勢、並びに中小企業の實態、さらに又財政ともならみ合せて、信用保證協會の強化については考慮して行きたい。又道からの豫託金は、當座的のものであつて必要に應じ、いつでも引出さなければならぬので、一般市場の金融源として融資するということは、極めて困難な事情にあることを了解願いたい。

三、中小企業協同組合の育成については、協同組合指導費並びに中小企業相談所費を計上し一應の對策としているが、これで決して十分なりとは考えておられないができるだけこれが強化を圖つて行きたいと考えている

四、中小工業振興費は今後ますます強化するという決意をもつていてるので了解したい。

五、中小發電施設については、受電施設をはかるようにしたいと考えているのでこの點御了解願いたい。

七、鷹泊のガムの建設契約に關しては、決して本道の業者を初めから受入れないという意圖を持つていなかつたが、純粹な技術的なことの結果によるものである。

八、無盡の方法でやつた縣もあつたが成功していない。いかにして安い住宅を建設するかを考究しているが、最大原因は道民の總體の經濟力が弱いからで、これには建築材料を低廉に供給することが解決策と考え検討中である。又ブロックについては需要面も考え製造工場の事情も調査

して対策を講じたい。

九、賃貸住宅の家賃の高すぎることは全く痛感している。償還年限の延長、利子の低減融資の緩和をするというような方法で解決の道がないかと検討し努力中である。

小瀧林務部長

六、硬質繊維工業（ハードボード）は森林の経営合理化のための機関であつて、製材の合理化を考へているわけで、現在の段階では技術的に民間としてはいまだ具體的なところまで行つておらないから、決して民業壓迫にはならないでむしろこれを指導する立場になる。

土井干海（農協）

一、産業會館水族館の設置など、不急事業に多額の道費を計上し、基礎的産業に積極的な対策を講じていないが、不急的な豫算を撤回し基礎的産業に向けられる意志がないか。

二、土地改良費について、農林中金への融資は、非補助に對するところの金融で補助に對する金融ではないので、勢い一億数千萬圓に上る農村の金融を壓迫せんとしているが、この際この議案を撤回して前後措置をとる用意なきや。

三、自轉車登録條例は一カ年を経過する今日、いまだに施行されていないことは如何なる理由であるか。

四、道職員の貸付金の返還は三月三十一日の期限であるから、當然三月の議會に提案されなければならないのに、本年の前議會にも提案されず、今議會の當初においても提案されないのは如何なる理由か。

田中知事

一、産業會館水族館は産業振興の面から文化施策としても有効である點を考慮して苦しい財政の中から諸種の対策を講じた。

二、農林中金の融資について補助を受けているものに對しても、融資が受けられるよう最善の努力を致すつもりである。中央に對する折衝、過去の實績、今後の見通、財政の事情、金融措置等をにらみ合せて結論が出る

たのであるが、土地改良資金については本道の特殊事情を中央に訴え枠を廣げるよう努力する。

三、自轉車登録條例の施行については、諸種の事情により遅れているが、速急に運ぶよう努力したいので御了解願いたい。

四、貸付金返納の時期の繰越についての提出が遅れたことは、まことに申譯がないと思つている。今後十分注意いたしたい。

西田正一（民主）

知事は、眞に本道の總合開發を推進し、本道と國家との間に立つて大きな役割を果すために、黨籍を離脱して努力していただきたいと思うが決意如何

田中知事

私は政黨人ではあるが、ただ黨利黨略のために道政を誤り、道民を犠牲にするようなことは考へられないし、あつてはならないと考へているので、社會黨員として今後なお公明正大に道政を遂行して行きたい。

○七月二十八日開會に先だち、午前、午後の三回にわたり、議會運営委員會で道側より提案された人事委員の選任問題について協議したが、各黨の話し合がまとまらぬため同委員の選任は監査委員とともに八月四日まで持越すことになり、午後五時三十分開議、道職員にたいする年末一時貸付金にかんする議決變更の件ほか六件の追加議案を議題に供して質問に入り

三室光雄（自由）

一、二十三年、二十四年の年末一時貸付金總金額四億二千萬圓は昨年十二月末までに回収するという條件付で貸付したのであるが、今日まで未回収のまゝ、放置していたことは、議決を無視するものであると考へるが如何なる見解をもつて提案したか。

二、各市では、道に於て平衡交付金が減額されるという話があつたので困難な事情の下に返済したが、地財委では貸したものは回収して歳入に計上する意見であり北海道の財政に對する考へ方は妥當でないから、平衡交付金は或る程度しかやれないと云つていてと想像するが所見如何。

三、教員に對する二十三、二十四年の貸付金については結果からみて、約

束を果さなくてもよいというような措置に出た見解を承けたまわりた
5。

四、開拓事業の區分決定と同時に道は八十名の定員増を提案しているが、
道民負擔の軽減の立場から配置轉換などの措置により處置することがで
きなにか。

田中知事

一、債權を放棄したのではなく種々回収に努力したが困難なる客觀情勢に
逢着したので今回提案し、この債權につきはつきりした公明正大なる措
置をとつたのであるが實情を十分御勘案していただき御協力願いたい。
二、地方財政委員會に於ては、返済せしめることについては了解がついて
いるし、今日の客觀情勢についても相當深い理解があるものと考えてい
る。

四、八十名の定員増は綜合開發事業を實行するために必要な最小限度の人
員である。

遠山管理部長

三、道職員と同一條件にて貸付したのであるのでその返済については道と
同一歩調をとりたい。

以上で質問を打ち切り、追加議案七件を關係常任委員會にそれぞれ付託する
こととし、午後六時五分散會。なお本會議は各委員會の審査が終る八月三
日まで休會することに決した。

○七月二十三日午前十時二十五分議長室で開議、本日の代表質問者は西田（自由）武田（農協）三澤（社会）の三議員を終らせることに決し、次で西田（信）委員より千島齒舞返還懇請につきその後の措置を質問、蒔田議長よりこれが経過について説明、午前十一時散會。

○七月二十四日午前十時二十五分議長室で開議、本會議の運営及び公安委の設置、定例会の會期制定につき質疑應答があり知事の説明あつて午前十一時散會。

○七月二十五日午前十時十五分議長室で開議、個人質問の順位について協議、山内委員の發言により大體質問の順位は代表質問の順位によることに決し、引續き持時間と發言時間の關係について質疑應答があつて午後三時十五分散會。

○七月二十六日午前十時三十分議長室で開議、各黨持時間の確認を行い、持時間の餘つたものは他黨に譲つても差支えない旨を決定、尙知事側より今後提出豫想の議案につき説明あり午前十時七分散會。

○七月二十七日午前十時十五分議長室で開議、持時間の整理及び本日の發言順位を決定し、次で土木事業促進委員會の問題を討議、岩田委員長より本委員會の性格、内容等についても更に黨の意見を纏め今一度練り直して議長の諮問に應じたい旨を諮り、これを決定した。尙本日は午前十一時開會、引續き質疑に入り、後動議により豫算特別委員會を設置することにし、動議は自由黨より提出することに決定、午後一時二十分散會。

○七月二十八日午前十時十五分議長室で開議、岩田委員長より人事委員監査委員の問題について知事より昨夕各派と交渉の結果、未だ意見が纏まらず、本日提案することが出来ない、出来れば本日後一時半までに各黨の意見を纏めたいと考へている旨の申し入れがあつた爲午後一時半より黨代表者會議、午後二時より運営委、午後二時半より本會議を開議する旨を諮り、これを承認したが結論が出なかつたため、時間延長のための本會議を持ち直ちに休憩することとし、八月四日に本會議を持ち會期延長を諮ることを決し再度休憩に入つた。午後三時二十分再會、蒔田議長より、

主として石炭手當、及び寒冷地手當の一部前渡しについて理事者より了解を求めているので説明を受け何分の協力を願いたい旨の發言があり、このことについて野口副知事より説明、その具體的方法につき質疑應答あり、岩田委員長よりこの問題は各黨に諮りその上で決定することに異議なく決し、更に議案付託等につき質疑があり午後四時四十五分散會。

▲總務委員會

○七月六日午後四時四十分第一委員室で開議、上富良野村長より、町制施行方についての陳情を聴取、地方課行政係長より、上富良野村が町としての要件その他の條件を具備している旨を説明、委員會として村の實地調査を行うためこれが派遣委員五名を決定して午後六時散會。

○七月十四日午前十一時第一委員室で開議、議會事務局議事課長より、議會運営委員會の取扱事項及び從來道議會で行つてきた豫算審議の方法並びに各府縣における豫算審議の方法について概括的な説明を聴取、これに對する質疑應答があり、この問題は又改めて審議することに決し、次いで國警總務部長より、警察法の改正要點について説明を聴取、これに對する質疑應答があつて午後四時二分散會。

▲文教委員會

○七月六日午後一時四十分第一委員室で開議、總務課長より、教育長室、總務、教職員、施設、調査、指導、社會教育、保健體育の各課の追加豫算要求の概要について説明を聴取、これらに對する質疑應答があつて午後四時三十分散會。

▲水産委員會

○七月十八日午後一時十五分第一委員室で開議、水産部長及び漁政課長よ

り、漁業權證券の資金化問題、農林漁業資金の融資状況、魚菜卸賣市場條例の一部改正、さけ、ます孵化事業の國營移管問題等について、水産課長より、魚田開發事業の實施計畫について、水産部長より、さんま漁業制限及び道外底曳網漁業の入會について説明を聴取、これらについての質疑應答があつて午後五時二十分散會。

○七月十九日午前十時五十分第一委員室で開議、水産部長より、部追加豫算の概要について、漁政、水産、漁業制度の各課長及び水試庶務部長、水檢所長より、所管の追加豫算の内容についてそれぞれ説明を聴取、これらに對する質疑應答があつて午後三時四十分散會。

▲民生委員會

○七月十六日午前十一時二十分第二委員室で開議、民生部長より部の事務分掌の概要について、社會、保護、婦人兒童、保險、消防、世話の各課長より、所管の事務分掌についてそれぞれ説明を聴取、これらに對する質疑應答があつて午後五時散會。

○七月三十日午前十一時二十分第二委員室で開議、付託議案の審議にはいり、議案第五十四號北海道立旭川投産場條例を廢止する條例設定の件を原案通り可決、議案第七十四號北海道生業資金貸付條例の全部を改正する條例設定の件は市町村に貸付額の四割を負擔せしめるといふ點について異論があり、明日各自の意見を持ちよつて結論を出すことに決定して午後二時散會。

○七月三十一日午前十時二十五分第三委員室で開議、付託陳情の審査にはいり、陳情第三十六號北海道社會福祉協議會經費助成に關する件外一件を採擇に決定、ついで北海道消費生活協同組合運營委員の推薦について委員長に一任することに決定し、委員長より、金澤(自由)、濱森(社會)、大島(民主)、新川(勞農)、本多(農協)の各委員が指名推薦された。ついで議案第七十三號北海道生業資金貸付條例の全部を改正する條例設定の件を議

題とし、各委員より賛成、反對に對する討論があり、起立の方法による採決の結果本案の賛成者起立少數で否決に決して午前十一時四十三分散會。

▲農政委員會

○七月三十一日午前十時五十分第一委員室で開議、付託議案、請願の審査にはいり、議案第五十五號北海道蠶業取締所設置條例設定の件外二件を原案の通り可決、議案第五十六號北海道農産物受檢條例設定の外一件は研究を要するため保留に決定、次いで本道甜菜糖業振興對策に關する意見を本會議に提出することを決定、請願第一號幕別町相川に農業試驗場十勝支場の分場設置の件不採擇、請願第二號薄荷蒸溜機に對し道費助成の件外十二件採擇、請願第三十八號西足寄町に家畜保健衛生所設置の件外二件保留、をそれぞれ決定して午後五時十分散會。

○八月一日午前十時第一委員室で開議、昨日研究のため保留した議案第五十六號北海道農産物受檢條例設定の件を原案の通り可決、又本案に關連し保留とした請願第五十二號農産物檢査法第二十一條にもとづく道條例設定の件を採擇に決定、陳情の審査にはいり、陳情第一號地力増進對策に關する件外二十七件採擇、陳情第六號東瀬棚村に道立家畜衛生保健所設置の件外一件保留、をそれぞれ決定、次いで昨日保留とした議案第五十九號北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件については、修正箇所が多く加えて非常に複雑となるので、本案を撤回したい旨理事者側より要望があり、これを諮つてそのことに決定して午後零時三十分散會。

▲衛生委員會

○七月三十日午前十時五十分第三委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第四十七號北海道簡易水道取締條例設定の件外七件原案の通り可決、請願第十一號道立診療所設置の件外二件採擇、請願第七十五號豊浦町に道立結核療養所設置の件保留、陳情第十五號留壽都村に道立

診療所設置の件外九件採擇、をそれぞれ決定して午後二時三十五分散會。

○七月三十一日午後零時四十分第一委員室で開議、付託請願の審査にはいり、請願第百十五號若小牧市に道立結核療養所設置の件を採擇に決して午後零時四十五分散會。

▲開拓委員會

○七月三十日午前十一時第一委員室で開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第二四號弟子屈町地方の開拓促進に關する件外四件採擇、請願第五〇號釧路村島通地區開拓計畫促進の件保留、陳情第二六號野幌開拓地の用水設備並びに農道補修工事に對する道費補助の件外十四件採擇、陳情第七四號釧路村遠矢地區開拓計畫樹立の件外一件を保留、をそれぞれ決定宮北委員長より、農林省及び大藏省に對する家畜導入資金融資方について折衝經過の報告があつて午後五時二分散會。

▲林務委員會

○七月四日午前十一時十五分第一委員室で開議、林務部長より、部の所管事務の概要について、林政、林産、林業、道有林の各課長より、二十六年年度事業計畫についての説明を聴取、次いで林業指導條例及び林産物検査條例の一部改正案について討議し午後四時四十六分散會。

○七月三十一日午前十一時十分第二委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第四十八號北海道立林業指導所條例の一部を改正する條例設定の件外二件を原案の通り可決、請願第一〇四號水源地附近の伐採中止、植林應急工事施行の件採擇、陳情第一〇二號サロマ湖觀光地帯に對し觀光設備を設置方の件外三件採擇、をそれぞれ決定して午後三時四十分散會。

▲土木委員會

○七月十四日午後一時五十分第二委員室にて開議、昭和二十六年年度道費豫

算追加計上額（知事査定後の）について土木部次長、管理課長、河川課長、港灣課長、都市計畫課長、よりそれぞれ説明を聴取、これらに對する質疑應答あつて午後三時五十分散會。

○七月二十八日午後三時三十分第一委員室にて開議、今次豫算に對する土木委員會として豫算審査特別委員會への意志反映のため參考として各課の昨年、本年度に特に變つた點について土木部次長、河川課長、港灣課長、都市計畫課長から夫々説明を聴取、ついで提出豫算案に對する意見開陳についてはデリケートな問題ありとして協議會を持つことに決し、午後三時四十分一日休憩、午後四時十九分再開次期委員會を、又札幌市の土木施設調査を夫々八月三日に行うことを決定して午後四時三十分散會。

▲建築委員會

○七月二十八日午後六時二十分第一委員會で開議、今次追加豫算中住宅費のうち農漁村寒地住宅建設助成費一〇、三〇〇、〇〇〇圓、庶民住宅建設助成費一三、二六〇、八〇〇圓及び道産資源による防寒耐火住宅資材の企業振興生産設備貸與一〇、〇〇〇、〇〇〇圓（本豫算は商工部抜の工礦業振興機械貸付條例による貸付制度の引伸を設定し事業の運営は建築部の所管とする）をそれぞれ増額することについて豫算審査特別委員會に要望することを決定、ついで次期委員會を八月三日招集することとして午後七時散會。

▲一道東北七縣議會事務局長會議

○七月九日新潟縣中頸郡名香山村妙高ホテルにおいて開催、全國議長會に提出する公職選舉法改正意見について協議を行つた。

▲東北七縣北海道議長會會議

○七月十日新潟縣中頸郡名香山村久邇別邸において開催、九日事務局長會議において協議した公職選舉法改正意見案につき審議の上別掲の通り改正意見を全國議長會に提出することに決定、次いで知事議長會議の副會長（議長側）に岩手縣議長會議長を決定し、從來の一道北部七縣議會協議會は、これを解消し議長會として發足することを決定して散會した。

▲東北七縣北海道知事議長合同會議

○七月十日新潟縣中頸郡名香山村觀光ホテルにおいて開催、次の事項について協議を行つた。

議 題

- 一、地方財政の確立について
- 二、行政事務の再配分について
- 三、東北七縣總合開發計畫の推進について
- 四、災害復舊事業費について
- 五、道路整備事業國庫補助について
- 六、二十六年度産米の供出について
- 七、勤務地手当支給區分について
- 八、市町村消防に對する國の助成について
- 九、東北興業會社出願の水利用について
- 一〇、諸給與の改善について
- 一一、社會福祉事業法施行に伴う生活保護法一部改正による都道府縣費支出増加について
- 一二、國有財産法並びに舊軍用財産の貸付及び讓與特例に關する法律

等改正について

- 一三、登録税法適用の改善について
- 一四、國の委託業務に對する經費附與の増額について

▲積雪寒冷單作地帯知事議長合同會議

○七月十一日新潟縣中頸郡名香山村妙高ホテルにおいて開催、松浦積雪寒冷單作地帯振興對策審議會々長、坂田同審議會總合部會長、内藤同審議會農業經營部會長、農林省鹽見官房長及び伊藤總務課長より、積雪寒冷單作地帯振興對策に關する経過報告があつて、この問題について協議にはいり各府縣より質疑應答があり、その結果次の決議を決定して國會及び政府に提出することとして散會した。

決 議

積雪寒冷單作地帯振興法に基く農業振興計畫の推進について
全國米生産量の五割を生産し、國內食糧生産の中核をなしている一道一府十六縣は、一面それぞれ積雪寒冷單作という悪條件の下に生産能率の低い農業を營むことを餘儀なくせしめられている。
今般この地帯農民年來の宿望に應えて積雪寒冷單作振興臨時措置法が公布せられた。關係道府縣にはこの法の成立と同時に積極的な意欲と熱意をもつて一應の計畫樹立を完了し、事業の推進に着手せんとする態勢にある政府においては本計畫推進のため、速やかに豫算的裏付を決定し、道府縣が農民の最少減の負擔において、各々實態に即應した重點事業を急速に遂行し得られるよう適切な措置を講ぜられたるに特に要望する。

▲全國都道府縣議會議長會常任幹事會

○七月二十三日東京都議會會議事堂に各常任幹事縣が出席、次の事項について協議を行つた。

協議事項

- (一) 公職選舉法改正意見のとりまとめについて
- (二) 地方稅財政確立運動方法について
- (三) その他について

資料

公職選挙法改正意見

(七月十日開催の東北七縣北海道議長會より全國議長會に提出せるもの)

區分	意	理
選期	市町村の議會の議員及び長の選挙は都道府縣の議會の議員及び長の選挙が終了した後に實施すること。 (法三三)	一般選挙において住民に身近かな市町村の選挙を先にすればその後實施される都道府縣の選挙に熱意を失うことが多いと思われるから選挙期日について明文化することが適當である。
投票	代理投票及び不在者投票の不正防止の方法を検討すること。(法四八、四九)	過去の實情から見て不正防止の方法を検討する必要がある。
公職の候補者	一、地方公共團體の議會の議員が在職のまま國會又は他の議會の議員に立候補しうること認めること。 (法八七) 二、一般職に屬する公務員は退職後六月から一年の間、公職の候補者になることができないよう制限すること。 (法八九) 三、選挙公營に要する経費の分擔金を合理的に定めること。(法九四)	候補者が當選した場合に何れか一方の議員の職を辭退すればよいこととし立候補の制限を緩和することが適當である。 一般職に屬する公務員の選挙運動制限の効果を完全ならしめるため必要がある。 選挙公營を擴充するためその裏付として、候補者が豫め納付する分擔金を合理的に定める必要がある。
當選人	地方公共團體の長の選挙における法定得票數を引下げること。(法九五)	決戦投票をできる限り回避して選挙運動に関する支出の輕減を圖ることが適當である。
特別選挙	議會の議員が禁治産者の宣告を受け又は選挙以外の犯罪若しくは他の選挙に關する犯罪により禁錮以上の刑に處せられた場合に裁判所の長は當該議會の議長に對してその旨を通知しなければならないことを規定すること。 (法一一一)	議會の議員に欠員を生じた場合に、議長は當該選挙管理委員會に通知する義務があるが、地方自治法二二六條又は公職選挙法二五四條による以外にその事實を知りうる法的根拠がないからこれを明確化する必要がある。
同時選挙の特例	同時選挙に關する臨時特例を屢々行わないこと。 (法一一九)	無効投票が多く、又、選挙運動が混亂するから、これを防止する必要がある。
同時選挙の特例	一、選挙運動の期間を短縮すること。 (法一二九) (なお各縣提案の意見は別紙の通り)	選挙運動に關する支出を輕減するため必要である。

出 支	動	運	學	選
<p>選挙運動に關する支出金額を合理的に引上げること。 (法一九四)</p>	<p>十三、一般職に屬する公務員の組織團體による選挙運動を禁止すること。</p>	<p>十一、公營施設使用の個人演説會の會場のうち議事堂を削除すること。 (法一六一)</p> <p>十二、勞務者的選挙運動者を制限し、義務教育中の者の選挙運動を禁止すること。</p>	<p>十、立會演説會、その周知ピラ及び選挙公營についての公營を都道府縣の議會の議員及び市町村の長にまで擴大すること。(法一五二、一六七) (選挙運動二、三參照)</p> <p>九、ラジオによる政見放送(録音)を都道府縣議會の議員にまで擴大すること。 (法一五〇)</p>	<p>二、戸別訪問を全面的に禁止すること。 (法一三八)</p> <p>三、連呼行爲を全面的に禁止すること。 (法一六六の二)</p> <p>四、擴聲機の使用を一台に制限すること。 (法一四一)</p> <p>五、選挙運動のため使用する葉書の枚数は當該選挙區の有権者の數に比例して相當數を増加すること。 (法一四二)</p> <p>六、選挙運動のため使用するポスターの枚數を増加すること。(法一四四)</p> <p>七、人氣投票、署名運動などの選挙期日前の投票類似行爲を禁止すること。</p> <p>八、特定候補者の當選を目的とするものの新聞報道を制限すること。 (法一四八)</p>
<p>現行の額は過少であるから實情に即するよう引上げる必要がある。</p>	<p>一般職に屬する公務員の選挙運動制限の効果を完全ならしめるため必要である。</p>	<p>禁止しても演説會の開催に不便はなく、また議事堂の管理上支障をきたさず禁止する必要がある。</p> <p>勞務者的選挙運動の不均正と不正支出を防止し、選挙に關する判断力の乏しい義務教育中の者の選挙運動を禁止する必要がある。</p>	<p>戸別訪問及び連呼行爲を禁止する意見に伴い選挙公營を擴大し運動の公正を期し支出の輕減を圖るため必要である。</p> <p>選挙運動の能率を高めるため必要である。</p>	<p>不正行爲の因となるから禁止することが必要である。</p> <p>靜穩を害し、選挙運動に關する支出の増嵩をきたすため、禁止する必要がある。</p> <p>選挙運動に關する支出を輕減するため必要である。</p> <p>現行の枚數は過少であるから實情に即するよう増加の必要がある。</p> <p>現行の枚數は過少であるから實情に即するよう増加の必要がある。</p> <p>選挙運動の公正を期するため、弊害があるから、これらを禁止する必要がある。</p> <p>報道の自由の濫用になる虞がありかつ、選挙運動の公正を期するため制限の必要がある。</p>

則罰

選挙違反の取締を強化し特に事前運動の不正を防止すること。

選挙の公正を期するため必要である。

一般職に属する地方公務員が選挙又は投票において地方公務員法三六條二項の政治的行爲の制限に違反した場合の刑罰規定を設けること。

地方公務員も國家公務員と同様に違反行爲に對して刑罰を課すことが適當である。

他の
地方公務員法
國家公務員法

一〇二、一一〇
三六

(別紙)

選挙運動の期間短縮に關する各縣の改正意見は次表の通りである。

(選挙運動一、参照)

北海道	岩手縣	宮城縣	福島縣	山形縣	新潟縣
知事	知事	知事	知事	知事	知事
都道府縣 會議議員	都道府縣 會議議員	都道府縣 會議議員	都道府縣 會議議員	都道府縣 會議議員	都道府縣 會議議員
市長	市長	市長	市長	市長	市長
市議會 議員	市議會 議員	市議會 議員	市議會 議員	市議會 議員	市議會 議員
町村長	町村長	町村長	町村長	町村長	町村長
町村議 會議議員	町村議 會議議員	町村議 會議議員	町村議 會議議員	町村議 會議議員	町村議 會議議員
日	日	日	日	日	日
一五	二〇	二〇	二〇	一五	二〇
一〇	一〇	一四	一四	一五	一〇
一〇	一〇	一四	一四	一〇	一〇
一〇	一〇	一四	一四	一〇	一〇

▲公職選挙法改正に關する意見集

七月二十三日開催の全國都道府縣議長會幹事會において各ブロック及び縣より提出された公職選挙法改正に關する意見はつぎのとおりであるので参考に供する。

一、選挙権及び被選挙権に關する事項

改正意見

改正

趣旨

現行法及び備考

(一) 選挙権に關する特例規定設定について

(イ) 選挙権の擴充

地方選挙における三カ月の居住要件を緩和し、同一府縣又は選挙區内において住所を移轉した場合、選挙権が行使できるよう改正されたい(關東)

(ロ) 府縣の選挙において選挙人名簿に登録されてきた選挙人が同一府縣内の他の市町村に住所を移し

同一府縣内に住所を有している者に限り、本人が補充選挙人名簿の登録申請期間中に届け出ることにより新

九條二項 三カ月以上市町村の區域内に住所を有さなければ選挙権がない。

九條三項

三カ月以上市町村に住所をもつていたもので、天災事變等により他の市町村に移つた場合は三カ月に達しなくても申出によつて、その市町村の議會議員、長及び教育委員の選挙権を取得することができる。

た場合新住所地の市町村で選挙期日までに、三カ月の住所要件を具えていないときといえども、その旨を当該選挙委員会に届出れば府県の選挙についての選挙権を失うことのないよう特例規定を設けられたい
(近畿)

二、選挙人名簿の調製に關する事項

住所地の市町村において府県選挙の特別選挙権を取得できるより自法一二七條二項又は公選法九條三項の場合に準じた取扱ができるよう法的措置を構せられたい

自法一二七條二項
都道府県の議會の議員は住所を移したため、被選挙権を失つても、その住所が同一府県内にあるときはそのためにその職を失うことはない。

(一) 基本選挙人名簿の調製について
現行の職權調製制度に申告制を併用するより改正せられたい (近畿)

選挙の都度物議をかもす選挙人名簿の誤記脱漏を防止するため申告制度を併用することが適當に考ふる。

二〇條
基本選挙人名簿は市町村の選挙委員会が調査し十月三十一日までに調製しなければならないこととなつており、選挙委員会がいかにように調製しようと、それは自由であり、法的制限はない。實際は、元の選挙人名簿配給台帳、戸籍簿、戸口簿及び選挙人から申告させる等により作つてゐる。

三、投票に關する事項

(一) 不在者及び代理者投票について

過去の實情から見て不正防止を検討する必要がある。
(東北)

四八條(代理投票)
身體の故障又は文盲により候補者の氏名が書けないものは投票管理者が選任する者をして代理投票ができる

(イ) 不在者及び代理者投票制度の不正を除去するより再検討されたい (關東、鳥取、東北)

今回の地方選挙の結果この制度の濫用による弊害が大きかつたから、身體障害者以外の所謂文盲者には認めないこととする
(近畿)

四九條(不在者投票)
左の場合は不在者投票をすることが出来る。

(ロ) 不在者投票は業務上の支障ある者以外の者は廢止する。代理投票はこれを廢止する (九州)

一、投票區のある都市の區域外において職務又は業務に従事中、旅行中又は滞在中。

二、疫病、負傷、妊娠、不具、産褥のため歩行困難者
監獄、少年院等に收容中。

(ニ) 不在者投票用紙を色紙とし當日投票に使用されることを防止すること。
(東海北陸)

三、交通至難の島その他全選挙の指定地に居住中、滞在中又は業務従事中。

公令五五條
不在者投票管理者は左の者とする。

(ホ) 不在者投票用紙を送付の際候補者名、黨派名を通知する制度とすること。及びこれに要する経費は郵送料のみを縣市町村の負擔とすること。
(東海北陸)

(一) 不在者投票の現在地投票を廢止する
(東海、北陸)

(二) 不在者投票管理者について
警察豫備隊長を不在投票管理者に指定せられたい。
(關東)

(三) 決選投票について

(イ) 地方公共團體の長の決選投票の制度を廢止する。
(關東、九州)

(ロ) 地方公共團體の長の選舉における法定得票數を引下げる。
(東北)

(ハ) 法定得票數を四分の一とし、これに達しないとき再選すること。
(東海、北陸)

(四) 投票制度について記號式投票制度を採用すること。
(東海北陸)

(五) ろう啞者に氏名表を交付する。
(東海、北陸)

(六) 公務員の立候補制限制度の明確化について

(イ) 地方公共團體の議會の議員が在職のまま國會及び他の議會の議員に立候補できるように制限制度を撤廢されたい。
(關東、東北、東海北陸)

(ロ) 公選による公務員が在職中、他の公職の候補者となることのできるよう改正されたい。
(近畿)

四、立候補に關する事項

この改正により醫師の不正不在證明書、同居親族に非ざるものの請求本人以外の者の投票（本人の知らぬ間の投票）等の弊害を除去する。

多數の選舉人を擁する警察豫備隊にこの制度を認めることは不在者投票制度の趣旨から見て妥當であり、反面警察豫備隊所在の市町村の事務軽減を圖り得る。
(關東)

選舉費用の節減を圖るとともに一般選舉民の便宜のため、決選投票をできる限り回避して、選舉費用の軽減を圖る。

決選投票は住民の意思を確認する方法としては妥當でない。

候補者を選定するに容易であり、無効投票も減少するから原則としてこの制度を採用すること。但し技術的困難を伴う點については對策を考究すること。

選舉公報のない地方選舉においては、ろう啞者に候補者を知らせるよう氏名表（候補者名、黨派名、性別、年令等記載）を配付すること。

立候補そのものは兼職でないものであるから、他の議員の候補者になるのに現職を辭職する必要はない。

國會議員地方團體の公選による議員、長、委員が選舉運動の自由を認められているに拘わらず、在職中他の公職の候補者となることのできないことは不合理である。

- 一、選舉人が登録されている選舉人名簿の屬する市町村の選管委員長又はその現に業務中、旅行中若しくは滞在中の市町村の選管委員長
- 二、二十トン以上の船舶の船長
- 三、都道府縣の選管委が指定する病院の院長
- 四、監獄の長又は代用監獄の管理者
- 五、少年院の院長

(參考)

現行では不在者投票用紙も一般投票用紙と同色である。ことは詐偽投票（公選法二二七條）の防止ともなるが、憲法（一五條）で規定する投票の秘密保持の原則にもとるやの問題も生ずる。

現在地投票（施行令五〇の四 五八）

一一七條及び九五條法定得票（有効投票總數の八分の三）に達しないとき行ふ。

現在記號式を採用しているものは最高裁判所裁判官の任命に關する國民審査（最高裁判所裁判官國民審査法）における投票と自營における住民投票——とである。
新設

八九條

左記以外の公務員（國家、地方）は在職中、候補者になれない。

1 首相その他の國務大臣、官房長官及政務次官

2 技術者、監督者及び行政事務擔當者以外の者で、政令で指定するもの。

3 委員、顧問、參與、囑託員等で政令で指定するもの。

る。他の公職の選挙に立候補するため辞職することは
 欠員補充のため補欠選挙を執行しなければならないこと
 となり、又これらの制限は廣く人材を求める民主政
 治趣旨に反する。

一般職に屬する公務員の選挙運動制限の効果を完全な
 らしめるため必要。

候補者濫立の弊を防止する。

都道府縣議會の議員の選挙にも公營制度を擴張採用し
 その裏付として供託金を増額し又得票数を引上げる。
 立候補協定、地盤協定等の防止及び費用の軽減上から
 必要であり、又記號式投票制度採用の一條件でもある

4 消防團長、團員、水防團長、團員
 5 地公法附則二十項に規定する公營企業従事職員で政
 令で指定するもの。

現行法では制限規定なし

供託金額（九二條）

衆議員	三萬圓
參議員	三萬圓
都道府縣 議會議員	一萬圓
知事	三萬圓
市議會議員	五千圓
市長	一萬五千圓
都道府縣の教育委員	一萬圓
市の教育委員	五千圓

九三條 候補者の得票數が左の數に達しないときは没
 收となる。
 一、都道府縣及び市の議會の議員の選挙

議員の定數をもつて有効投票の總數を除して得た數
 の十分の一

八六條 衆、參（地方）議員、地方議會議員及び長教

（イ） 都道府縣議會の議員は在職中衆議員及び參議員
 の候補者となることができないこととする。（九州）

（ロ） 地方公務員に對して立候補制限を大中に緩和す
 ること。已むを得ず立候補を制限するものについ
 てはその公職名を法令で明かにし、又立候補した
 ときは他の法令に拘らず公務員たることを辭した
 ものとみなすこと。（東海、北陸）

（ハ） 一般職に屬する公務員は退職後六月から一年の
 間、公職の候補者になることができないよう制限
 すること。（東北）

（ニ） 供託金額の引上げについて現在の供託金額は低額
 に過ぎるので適當に引上げること。（關東、三重）

（三） 九三條の得票數を引上げられたい （三重）
 四 國及び地方の選挙における立候補の届出期間を短
 縮する。（東海、北陸）

（四） 候補者推せん届出における推せん人の數を制限す
 ること。（東海、北陸）

(六) 立候補の辭退は投票日の前日までと法に明文化すること。
(東海、北陸)

五、同時選挙に關する事項

(一) 同時選挙について

(イ) 同時選挙の制度は廢止されたい。

(關東、九州、兵庫)

(ロ) 同時選挙は再検討を要する。

(島根)

(ハ) 同時選挙に關する臨時特例をしばしば行わないこと。

(東北)

(ニ) 都道府縣知事及び都道府縣議會の議員の選挙は、市町村長及び市町村議會議員選挙に先んじて實施すること。
(九州、東北、東海、北陸)

選挙の混乱と無効投票を防止する必要がある。
現行法による同時選挙は経費節減の上より適當なるも一面無効投票の増大、抱合せ選挙等の弊害が多いから當分の制度は廢止されたい。
(兵庫)

無効投票が多く、選挙運動が混乱するから、これを防止する必要がある。

一般選挙において、住民の身近かな市町村の選挙を先にすれば、その後實施される都道府縣の選挙に、熱意を失うことが多いと思われるから選挙期日について明文化することが適當である。
(東北)

一カ月以上の間かくを置くこと。
但し暫定特例を設け、次の選挙において任期を伸縮すること。
(東海、北陸)

育委員の候補者は公示又は告示の日から選挙の期日前十日まで、参(全國)議員の候補者は期日前二十日まで
八六條三項 制限なし。
八六條七項
候補者は選挙長に届出をしなければその候補者たることを辭することができない。

一一九條

都道府縣議員、知事、都道府縣教育委員の選挙、又は市町村議員、市町村長及び市町村教育委員の選挙はそれぞれ同時に行うことができる。

六、選挙公營に關する事項

(一) 公營ポスター掲示場を増設すること。(東海、北陸)

一四五條
一國、地方公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社が所有し若しくは管理するものには、ポスターを掲示することができない。

（二）政見放送について

ラジオ放送の範囲を少くとも都道府県議會議員まで擴大し。（關東、東海、北陸）放送は録音（レコード）によつて行ふ。（九州、東北）

（三）交通機關の利用範圍擴大について

都道府縣議會議員の選舉にまで無料乗車券を發行すること。（關東）

（四）立會演說會の公營擴張について

（イ）都道府縣議會議員の選舉まで擴大されたい。
（關東、九州、東海北陸、高知）
（ロ）都道府縣の議會議員及び市町村長にまで擴大すること。
（東北、近畿、島根）

（五）公營でビラの貼布について

公營施設用の個人演說會に對しても（立會演說會に退定せず）公營でビラを貼布されたい。（關東）

（六）選舉公報の擴張について

選舉の適正なる周知を圖り能率を高めるため。

選舉運動の公正を圖るため。

選舉民に各候補者の政見等を比較検討する機會を與え、且つ、選擇の自由を與える。
戸別訪問及び逆呼行爲を禁止するに伴い公營を擴大し運動の公正と支出の輕減を圖るため。

選舉の適正なる周知を圖るため。

2 他人の工作物に掲示するときは、その所有者又は管理者の承諾を要す。
となつておりその他の制限はない。

一五〇條
政見放送の範圍は衆、參議員、知事及び都道府縣の教育委員會の委員である。

一七六條

衆、參（地方）議員、知事、縣教育委員は無料で通して十五枚の特殊乗車券

なお、參（全國）議員は左の何れか一の券が貰える。

1 都道府縣單位の特殊乗車券十五枚及び全國通用の國有鐵道回数券十五枚

2 1の特殊乗車券十五枚及び國有鐵道の特殊乗車券三枚

3 全國通用の國有鐵道特殊乗車券六枚

一五二條

衆、參議員、知事、教育委員の選舉については、義務制公營立會演說會を行ふ。

一六〇條の二では

市町村長の場合には任意制公營立會演說會を開催することができるとある。

一五八條

市町村の選管委は立會演說會の日時、會場、演說を行ふ候補者氏名等を掲示しなければならない。又この場合の掲示場所は五十カ所以上でなければならない。

(イ) 都道府縣議會の議員にも選挙公報を發行された い。 （關東、東海、北陸、近畿、三重）	選挙民に候補者の氏名、経歴、政見等を知らしめる必要がある。	一六七條 衆、参議員、知事及び教育委員會委員の選挙には都道府縣選管委員會が一回發行する。
(ロ) 各選挙を通じて發行する（島根）。但し、町村長 一町村議會議員は一覽表とすること。（九州）	戸別訪問及び速呼行為禁止に伴い公營を擴大し運動の公正と支出の軽減を圖るため。	一四九條 衆、参議員及び知事の選挙には、無料で一回新聞廣告ができる。 九四條 公營に要する経費の分擔納付金は左の通りである。 衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓
(ハ) 都道府縣の議員及び市町村の長にまで擴大すること。 （東北）	選挙公營を擴充するため、その裏付として候補者が豫め納付する分擔金を合理的に定める必要がある。	衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓
(ニ) 新聞廣告について 都道府縣議會の議員の候補者の新聞廣告を無料で掲載する事ができるようにされたい。（關東、東海、北陸）	選挙公營の擴充に照應して、その経費の一部を候補者に負擔せしめるため納付金制度を新設する。	衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓
(ヘ) 公營に要する経費の分擔について （東北）	選挙公營の擴充に照應して、その経費の一部を候補者に負擔せしめるため納付金制度を新設する。	衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓
(コ) 選挙公營納付金制度を設定し明瞭公正なる選挙を圖られたい。 （關東、三重）	選挙公營の擴充に照應して、その経費の一部を候補者に負擔せしめるため納付金制度を新設する。	衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓
(ク) 一定得票数に達しない候補者に對し公營費の一部を追徴すること。 （東海、北陸）	選挙公營の擴充に照應して、その経費の一部を候補者に負擔せしめるため納付金制度を新設する。	衆、参議員、知事 二萬圓 都道府縣教育委員 一萬圓

註

右の外中國及び鳥取より「都道府縣議會の議員の選挙運動の公營化を圖られたい。」旨の意見があつた。

七、選挙運動に關する事項

(一) 現行の選挙運動期間を次の通り短縮された。
選挙區の大小、選挙運動費用額の制限等の關係を勘案すれば、本年三月の改正において一部短縮されたが、なお不合理な面もあるので、短縮することが適當と思われる。

記

國會議員	ブロック及び縣	東北	關東	東海、北陸	近畿	中國、鳥取	九州、兵庫、高	現行
	區分							
				現行通り				三〇日

(二) 戸別訪問の禁止について候補者と雖も例外なく全面的に禁止する。(關東、高知、鳥取、島根、九州中國、東北、東海、北陸、近畿)

(三) 自動車、擴聲機及び船舶の使用について

(イ) 自動車、擴聲機の使用は左の通り改められたい
國會議員(參議全國區を除く)、知事

自動車 一台
擴聲機 二揃

縣、市會議員、市町村長

自動車 一台
擴聲機 一揃

町村會議員については使用を認めない。(兵庫)

(ロ) 現行通りとする。但し市町村議員及及び町村長の場合は認めないこととする。(九州)

(ハ) 候補者一人についての制限を選舉區の廣狹、有權者の多寡によつて決める。(島根)

(ニ) 擴聲機の使用を一台に制限する。(東北)

都道府縣(五大市を含む)議會の議員
自動車 一台
擴聲機 一機

但し宣傳用の使用を禁止すること。
町村の選舉には自動車、擴聲機、船舶の使用を禁止すること。

なお一三〇條の選舉務所、一四一條の自動車、船舶の使用する擴聲機は制限外とすること。(東海

北陸)

(三) 都道府縣の議會の議員の選舉と國會議員及び知事等の選舉における自動車使用の差別的取扱いを撤廢されたい。(關東)

現行一三八條但書の規定の限界が困難であり、これが悪用せられ選舉の公正を害する場合が多い。

町村會議員の選舉について制限がないからといつて無制限に使用を許すことは妥當でない。

選舉運動に關する支出を軽減するため。

一三八條但書

公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは許されている一七七條 一九七條では衆、參議員、知事、都道府縣の教育委員等の場合はガソリンを配給し、その費用は選舉費用として看なされない。

都道府縣議員の場合はガソリンの配給もなく、その使用に要した費用は選舉費用に加算される。

一四一條では左の通り使用することができる。
衆、參議員、都道府縣議員、知事、市會議員、市長
教育委員(縣及市)

自動車一台、擴聲機二揃、船舶一隻
參議員(全國) 自動車三台、擴聲機三揃及び船舶二隻

町村の選舉については、現行法では自動車、擴聲機等使用につき明文なし。
一三〇條は選舉事務所の設置及び届出。

選舉運動に使用する自動車の費用の差別的取扱は公平なるべき選舉の精神に反する。

四 文書圖畫の頒布揭示及び撤去について

A 葉書

備考	有無料	枚数	区分	現行の二倍
選挙区の有権者の数に比例した相当の数を増加する。	無料	都道府県議員五枚	東北、關東、東海、北陸	現行の二倍
有料葉書の数を増加する。	都道府県議員無料、市町議員無料	都道府県議員無料	近畿、三重、島根、九州	現行の二倍
選挙区の有権者の数に比例した相当の数を増加する。	無料	都道府県議員二枚	現行	現行の二倍

B ポスター

備考	枚数	制限規定及び敷止する。	現行の二倍
大きさ、色は市町村議員と區別する。	都道府県議員一〇〇枚	制限規定及び敷止する。	現行の二倍
選挙区の有権者の数に比例した相当の数を増加する。	都道府県議員、市町議員、市町議員、市町議員	選挙区の有権者の数に比例した相当の数を増加する。	現行の二倍

一四四條(ポスターの數)
 衆、參(地方)議員知事三千枚
 參(全國) 二萬枚
 都道府縣議員、市會議員、市長 五百枚
 五大市長 二百枚
 町村長、町村會議員 一百枚

(ロ) 立札、ちようちん及び看板

a 選挙事務所の表示又は演説會場において使用する立札、ちようちん、看板の類の大きさを制限すること。
 (近畿)

b 一四三條一項二號に看板を加えること。(東海、北陸)

(ハ) ポスターの撤去

投票所から一丁以内のポスターは投票日には掲

寸法に制限がないため、競つて大きなものを作る傾向があり、種々弊害を生じている。

現行法では自動車に裝飾する看板はポスター乃至立札とみなし擴張解釋をしているがこれを明文化する必要がある。

一四三條一項二號では自動車、擴張機又は船舶に掲示できるものはポスター、立札及びちようちん、として
 一四七條
 選挙運動の期間中適法に掲示したポスターは、選挙の

示責任者をして選挙人の目にふれないよう撤去させること。(東海、北陸、近畿) 候補者の負擔で行わせるよう改められたい。(近畿)

り投票所より一丁以内のポスターを撤去する必要はないこととする。(九州)

(二) 候補者の使用するたすき、腕章を許可すること。(東海、北陸)

(五) 選挙前の投票類似行為について

人気投票署名運動などの選挙期日前の投票類似行為は禁止する。(關東、九州、東北)

(六) 特定候補を目的とする報道について

(イ) 新聞紙等による報道で特定候補の當選を目的とするものの制限 (東北)

(ロ) 候補者又は候補者と意思を通じたものによる選挙を目的とした新聞雑誌パンフレット等の發行を禁止すること。(東海、北陸)

(七) 新聞雑誌の範圍制限について

新聞、雑誌の範圍が廣義に解される虞れがあるからその範圍を制限されたい。(近畿)

註 鳥取縣より「言論と文書による選挙運動を主とすること」という意見が提出されている。

(八) 街頭演説の制限について

神聖なる選挙觀念を冒瀆するおそれがあるものである。(關東)

「制限」を「禁止」とせられたい。選挙運動の公正を期するため。(東北)

報道の自由の濫用になる虞があり、選挙運動の公正を期するため必要である。(東北)

新聞雑誌の定義並びにその範圍が法文上明確を欠いているので、選挙に報道の自由を濫用するものが亂發された。

新聞雑誌を例えば日刊新聞月刊雑誌の如く明確にする必要がある。

但し、投票所を設けた場所の入口から約一丁以内の區域に掲示したものについては都道府縣又は市町村の選挙委員會は、選挙の前日及び當日撤去しなければならぬ。

現行法ではたすき、腕章の類は演説會場以外では佩用できない。

一四三條一項四號 左に該当するものの外は、掲示することができない。

演説會場(立會演説會における演説會場を除く)においてその演説會の開催中、及び街頭演説の場所において演説中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類。

(新設)

選挙運動はその期間(一二九條)中ではなければ、することができないが、上記の場合、事前運動とみなされれば二三九條によつて事前運動違反として禁止又は罰金に處することとなる。

一四八條

この法律に定めるところの選挙運動の制限に關する規定は、新聞紙又は雑誌が、選挙に關し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。

一六六條の二

(イ) 選挙の自由公正を阻害しない範囲内で適當に制限せられたい。(關東)

(ロ) 候補者本人のいない街頭演説は禁止(鳥取、東海、北陸、近畿)

(ハ) 立會演説會開催當日三町以内演説の禁止緩和について

(イ) 立會演説會の開催時間及びその前後各一時間に制限する。

個人の街頭演説もまた同様とする。(關東)

(ロ) 立會演説會開閉前後それぞれ二時間程度の禁止とすること。(東海、北陸、近畿)

(ニ) 選挙運動者の制限について

(イ) 勞務者的選挙運動者を數的に又質的に制限する。特に義務教育中の者又は未成年者學童の選挙運動を禁止する。(關東、九州、東北、東海、北陸、鳥取、島根、中國、高知)

(ロ) 次のように制限されたい。
都道府縣議會議員の場合 運動員二十人以上
勞務者十人以上

又選挙権のない者の選挙運動は禁止されたい。(近畿)

(三) 連呼行爲について

(イ) 連呼行爲は禁止されたい。(關東、島根、鳥取、中國、東北、東海、北陸、近畿)

但し、所定の自動車上からするものはこの限りでない(東海、北陸)
街頭の騒音を防止し、社會の安寧秩序を維持するため(近畿)

一日中の制限は酷でありまたその必要も認めない。

選挙の趣旨及び未成年者、學童に及ぼす精神的影響を考慮し禁止する。
運動員は登録制を實施すること(東海、北陸)

金のかからぬ選挙とするためには、その數に制限を加えるのが適當である。運動員は届出ること(鳥取)
人的嚴衛を防止し、選挙の公正を保持するため。

お祭りさわぎの感なきにあらず、一般住民も迷惑する
靜穩を害し、選挙運動に關する支出の増嵩をきたす。(東北)

但し、登録された運動員もしくは勞務者は認める。(東海、北陸)
なお、宣傳社による街頭放送も禁止されたい(近畿)

午後十時から翌日午前六時までの間は街頭演説をしてはならない。街頭演説については、右の時間的制限の外何等の制限はない。

一六五條

立會演説會(義務制及び任意制)開催の當日には、その會場から三町以内の區域で、選挙運動のため演説會をすることはできない。
街頭演説も同様とする。

現行法では制限はない。
但し選挙費用の點から自ら制約される。

連呼行爲の制限なし。

四、連呼行為の制限

(高知)

ハ 「メガホン」連呼は所定の自動車上を除き禁止する(九州)

三 個人演説會に使用する公營施設中から議事堂を削除されたい。(關東、近畿、東北)

三 選舉運動費用制限の緩和について

選舉運動に關する制限支出基準額を實情に即するよう相當程度引上げられたい。(關東、高知、九州、近畿、東北、東海、北陸)

四 教育者の選舉運動禁止について

イ 教育公務員の選舉運動禁止(中國)

ロ 教育者の選舉運動を公私立學校を問わず又地域の區別なく全面的に禁止されたい。(兵庫)

註 九州ブロックより次のような意見のあつた旨申出があつた。

特定組織が特定候補のための選舉運動は制限する必要がある。

地方公共團體の議事堂は最も重要且つ神聖な施設であり、選舉期間中と雖も利用する回数も多いから、國會議事堂同様とされたい。議事堂の管理上支障があるから禁止する必要がある。(東北)

一六一條 公職の候補者が個人演説會を開催できる場所として地方公共團體の管理に屬する公會堂及び議事堂が規定されている。
一九四條 地方公共團體の議會の議員の場合には、その選舉區内の議員の定數で選舉人名簿に登録されている者の總數を除して得た數を政令で定める金額に乘じて得た額を超えることができなかつてゐる。

參 考

都 知 事 八十萬圓
都 議 會 議 員 約十六萬圓

(選舉運動に關する支出金額の算出の基準額等を定める政令第三條第四條)

地方公務員法三六條

公立學校に勤務する職員は、その學校の設置者たる地方公共團體の區域外においては、左の政治的行爲をすることができない。

- 1 公の選舉又は投票について勧誘運動をすること。
- 2 署名運動を企畫し、又は主宰すること。
- 3 寄附金その他の金品に關與すること。
- 4 その他條例で定める政治的行爲。

新 設

一三六條では右職中選舉運動ができない者として左を

(三) 一般職に属する公務員の組織團體による選挙運動を禁止すること。
(東北)

一八九條
中間的に選挙期日五日前に一回精算書一回(選挙日から十五日以内)
精算後收支のあつたときは更に一回

あがっている。
1 選挙管理委員會の委員及び職員
2 裁判官、檢察官、會計検査官
3 公安委員會の委員
4 警察官及び警察吏員
5 收税官吏及び徴税の吏員
現行法には、いわゆる職員團體が選挙運動をすることを阻止する規定はない。

八、選挙運動に關する收入支出に關する事項

(一) 收支報告書の提出について
中間收支報告を廢止し提出時期は選挙終了後とし、その回数を一回とするよう改められたい。(近畿、東海、北陸)

九、罰則取締に關する事項

(一) 取締りの強化について
(イ) 事前運動の取締りを強化すること。(關東、九州、東北、東海、北陸)
(ロ) 選挙取締り方針を統一されたい。(鳥取)
(ハ) 選挙運動の取締りを強化されたい(東北、島根)
(ニ) 選挙中の検査は差控える。(九州、東海、北陸)
(ホ) 選挙違反關係判決のスピード化を望む。(高知)

取締りの強化は選挙界浄化の基底であると思う。しかし取締りが行き過ぎて選挙界が萎縮することであつてはならない。
選挙はどこまでも明朗に…取締りはあくまで厳正に…でなければならない。(東北、島根)

一八九條
中間的に選挙期日五日前に一回精算書一回(選挙日から十五日以内)
精算後收支のあつたときは更に一回

(二) 罰則について
(イ) 一般に屬する地方公務員が選挙又は投票において地方公務員法三六條二項の政治的行爲の制限に違反した場合の刑罰規定を設けること。(東北)

地方公務員も國家公務員と同様に違反行爲に對して刑罰を課することが適當である。
地公法三六條
職員の政治的行爲制限について規定しているがこれが違反に對しては罰則がない。従つて當該公務員が右の制限に違反した場合は、行政處分に開かれることとなる。
國公法一〇二條國家公務員の政治的行爲の制限について必要な事項を規定し

(ロ) 投票所において投票用紙に自己の記載した被選挙人の氏名を故意に表示した者に對し罰則を設けること。
(東海、北陸)

(ハ) 違反者に對しては長期間選挙権を停止すること。
(東海、北陸)

註 九州プロックより「選挙違反に對してはその得票數を減ずる」減票選挙法採用の意見があつた旨申越あり。

(三) 當選無効の訴について

候補者は勿論選挙運動總括主宰者が買収に費した金額はこれを運動費用に加算し、この運動費用が制限額を超過したときは檢事が職權をもつて當選無効の訴を提起し得るようあるいは直ちに當選無効とするよう改正されたい。
(三重)

現在買収行爲は巧妙となり事實は候補者、あるいは出納責任者の指示による買収でありながら、その費用は法一九七條一項一號の費用とされて罰收が當選に直接影響することなくすんでいる。

現行法では總括主宰者の買収罪確定のときは法二二一條の援用、あるいは二二〇條の利用ができるが有名無實である。よつて選挙の公正を期するため上記のように改正されたい。

一一〇條
職員が右制限に違反した場合は三年以下の徴役又は十萬圓以下の罰金に處せられることとなつてゐる。

一九七條一項一號
左の支出は選挙運動に關する支出でないものとみなす
立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出外のもの
(以下略)

二二〇條
選挙運動に關する支出金額の制限額超過の場合、その當選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は當選人を被告とし、高等裁判所に提訴することができる。

二二一條
選挙運動總括主宰者が買収その他の罪を犯し刑に處せられたため、當該當選人の當選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、當選人を被告とし高等裁判所に提訴することができる。

参考

二二一條の訴訟は従前は檢事が職權によつて提起すべきものとされてゐた。現行法でこれを廢して單純な當事者訴訟とした。

(一) 教育委員の選出方法について

(1) 教育委員会の委員の選出方法を議会の同意を得て當該地方公共團體の長が選任するよう改める。

(關東)

(2) 教育委員会の委員の選挙を間接選挙とするよう教育委員会並に公選法を改正せられたい。(近畿)

(二) 参議院議員(全國區)の選出方法

参議院議員全國選出を全九ブロック選出地區に改めること。

(九州)

(三) 選挙事項の周知及び棄權防止等に關する經費の増額について

國會議員の選挙に關し常時宣傳、啓蒙の義務を選挙委員会に負わされているが、これが、經費の裏付けが充分でないから増額されたい。

(近畿)

(四) 議員の死亡、その他失格の場合における通知

議員の死亡届出、禁治産宣告又は他の選挙犯罪若しくはそれ以外の罪により禁こ以上の刑に處せられた場合の議長に對する通知について規定されたい。

(關東、東北)

教育委員会の委員は直接選挙によつては有能な人物を得ることが困難であるから教育の目的から鑑み人格、識見共に優れかつ教育行政に練達の人を選出するようにする。

現行の直接選挙によることは委員会の性格からみてその必要性が認められぬばかりでなく、莫大な經費を要し地方財政上に及ぼす影響大であるから、間接選挙として選挙管理委員のよう議会对して選出するようしたい。

候補者の選定について全國區では廣汎にすぎ妥當を欠く嫌いがある。

國會議員の選挙について都道府縣に交付される經費中若干の啓蒙宣傳費は含まれているが、常時における啓蒙費は全額地方負擔となつているので充分な運動ができぬ、國費をもつて支出されたい。

議會の議員に欠員を生じた場合に議長は當該選挙委員会に通知する義務がある。

(一一一條)が、地方自治法二二六條又は公選法二五四條による以外にその事實を知り得る法的根據がない失格した議員が議會の議事に加わつてなされた議決は無効であるから、上記の刑に處せられた場合には裁判所から議長あて通知することにされたい。

一條乃至五條その他關係條文から教育委員会の委員に關する事項を削除する。

四條二項

参議院の定数は二百五十人としそのうち百人を全國選出議員百五十人を地方選出議員とすること。

一一一條

議員、長等の欠けた場合の通知について

地方公共團體の議員の欠けた場合は、その議會の議長から選挙委員会に通知しなければならぬと規定しているだけである。

なお、一一一條には禁治産者、禁こ以上の刑に處せられた者は選挙權及び被選挙權を有しない。となつていゝ。

二五四條

當選が十六章(罰則)に掲げる罪を犯し刑に處せられた場合の裁判所長の通知義務(他の選挙犯罪について)

(四) 議員當選の場合における通知

議員當選の場合は議會に對する通知について規定せられたい。(關東)

(四) 選挙期日の特例について従来地方選挙の期日についてその都度特例法が公布され期日決定となつたことは候補者並に選挙關係者が大いに迷惑したところであるから、公選法の規定に基づき地方公共團體において各々選挙を執行できるようにされたい(近議)

十勝川水系の總合開發調査開始さる

七月一日、北海道開發局の看板が掲げられ、國が北海道の開發に力コブを入れて本格的に乗り出して來たことは單的な表現としてこれは大いに喜ぶべきことであろう。

本年二月、北海道總合開發の基本的なものとして、第一次計畫書が中央に提出されたが、これを實際にあてはめて實施するには、更にその地方の特性をよく活かした實施計畫が必要であることは言うまでもない。

従つて北海道の開發はも早論議の時ではなく現實の問題となつて來たのであつて本年度は七〇億の北海道開發費が投ぜられ事業は開始せられているのである。

昨年始められた石狩川水系總合開發の調査は既に相當進められているが本年度は十勝川が取上げられ、地域計畫としての十勝總合開發がいま時代の脚光を浴びて登場してきている。

このたび經濟安定本部資源調査會、北海道開發廳ならびに道が参加して本年六月十日から十日間にわたる十勝川水系總合開發のための現地調査を

知事に對しては報告する義務を有しているが、議會に對する報告の法的裏付なきことは不合理。

は除く。

自法一二六條 地方團體の議會の議員は、議會の許可を得て辭職することができる。

一〇八條

選管委員會は當選の旨を

一、都道府縣の議會の議員の選挙では知事に

二、市町村の議會の議員の選挙では知事、都道府縣の選管委員會及び市町村長に

報告しなければならない。

試みた、これは十勝川開發の實施計畫を樹てるための重要な基礎的總合的調査であつたわけである。

勿論このたびの調査で結論を得たわけではなく、今後も引續いて各専門的な調査が行われるのであるが、これを解明することによつて、自ら將來の開發の方向は見出せるものと思われる。

十勝の開發における問題點

一、電源の開發

水力發電において水源を得るには然別系、糠平、芽登いすれも本道に例を見ない有望な地點である。

本道における最近の電力需供事情は水力(約三十萬キロワット)火力(約二十三萬キロワット)合わせて約五十三萬キロワット(十九億八千四百萬キロワット時)に對して、需要は二十一億七千九百萬キロワット時で不足電力は極めて大きく、これが産業の振興を阻害している大きな原因であつて、北海道開發の重點事項の一として「電源開發」が取上げられて

道東地區について、三萬四千キロワットの需要に對して、豊水期には大體供給し得るが、渇水期になると約二萬キロワットを中央地區から送電してもらわねばならない有様で、十勝の開發と言えはすぐに電源の開發というくらい十勝川水系の電源開發は大きな問題となつてゐる。

十勝川水系における包藏水力は三十萬キロワットと言われ、北海道全體の三分の一に相當し、石狩川水系と同程度であるが、水源がまとまつていて比較的安く電氣が起ることは有利な點である。

その分布は十勝川本流系（然別、岩松）約十萬キロワット、糠平、芽登、ピリベツ系等で十五萬〜二十萬キロワットとなつてゐる。

北海道電力會社の發電計畫によれば

▲然別、岩松系發電計畫

天然湖、然別の湖水より水を引いて、この水を何回も利用して發電するもので、冬季渇水期に不足電力を補うことができる特長がある。

現在の岩松發電所（一萬二千六百キロワット）を除いて

然別第一發電所 一萬一千四百キロワット

然別第二發電所 七千キロワット

然別第三發電所 九千七百キロワット

上岩松發電所 一萬七千八百キロワット

下岩松發電所 一萬一千キロワット

▲糠平、芽登系發電計畫

音更川上流龍門の瀧附近で大堰堤（高さ八十一米、堤長二百八十五米）を作り、融雪水と洪水を貯めて、雨龍ダムの一倍半の大きな貯水湖を設け更にこの水を芽登川、ピリベツ川、利別川、三河川の流域を横ぎり四つの發電所を建設する。

糠平發電所の規模の大きさ、洪水調節に役立つことはその特長と言えよう。

糠平發電所

五萬二千四百キロワット

芽登第一發電所 二萬二千キロワット
芽登第二發電所 三萬七千七百キロワット
芽登第三發電所 四萬五千二百キロワット

これらの發電計畫における問題となる點は、資金——然別系で二十六億、糠平、芽登系で百二十一億の巨額な資金を要するので、見返資金あるいは外資導入の方法によらなくては電力會社の自己資金だけでは直ちに着手困難であらう。

觀光地帯との關係——然別湖は大雪山國立公園地帯に屬しており、湖面が五米も地肌をさらしては困ると觀光側から調査を進めており、これとの調整をどうするか。

補償——ダムの建設により補償は内地のように大きくはないが、糠平のダムを作ることによつて土幌線糠平驛と官舎、學校など二十戸餘が湖底に沈み、鐵道の移動がなされなくてはならない。

畑地灌漑、無水地帯との關係——洪水調整との關係とともに、畑地灌漑に利用できるが、または無水地帯の解消に役立たせることができるが、多目的に利用できない場合の發電の規模とその時期はまた變つてくるであらう。

電力料金と工業計畫——電力再編成後の電力料金値上げ問題と、これにらみ合わせた電力の供給方策、すなわち十勝に興る工業計畫をどのよりに畫くか、いわゆる十勝の位置と原料、製品の關係、即ち工業立地としての電力を一應考慮されるであらう。

二、奥地林の開發について

北海道における木材の需供狀況は用材の需要最少限度におさえて一千四百萬石、これに對して供給は最大能力をあげて一千四百四十萬石であるから二百六十萬石の不足がある。これは奥地林の開發をする一方、消費を節約するほかはない。

なお、さし迫つた木材の需要に應ずるため現在奥地林の開發を引當にして里山の伐採をしてゐる有様であるから、早く奥地林を開發して里山

を休ませることを考えなくてはならないことになつてゐる。

十勝における森林面積は六十七萬町歩、蓄積約二億石で、上川に次ぐ豊富な森林地帯を奥地に持つてゐる、特に十勝川上流三股の奥、ピリベツ川の奥地、それに岩松發電所上流がその主なるもので、現在岩松發電所ダムを利用して年間三十萬石程度のパルプ材が流送されてゐる。これらの奥地林に屬するものが、針葉樹、闊葉樹を合わせ一億三千萬石程度である。

この奥地林の開発で問題となることは輸送路であり、林道、軌道、鐵道港灣がこれにもなわなくてはならない。現在、釧路港と狩勝の難所が管外へのルートであるが、三股と上川間の鐵道または軌道ができなければ必ずしも有利な地點とは言えない。

なお水源涵養、洪水防止の點からすれば奥地林は寧ろ保育すべきであるとの意見もあり、奥地林の開発はなお考究すべきであらう。

三、無水地帯、泥炭地、濕地帯の問題

十勝における特異な地帯は火山灰地と無水地帯、泥炭地、濕地帯といろいろあるが、この特殊な地帯がどうしてできたかと云うと、森林が伐られて水が出、家畜が入つて草木を枯らし地下水がだんだん降つて無水地帯ができ、河床が高くなつて濕地帯ができ荒廢地となつたというようなものが多い。

▲無水地帯

一は鹿追村瓜幕一帯の無水地帯で三、四十尺掘らなくては飲料水がないしかし地表には、いたるところにじめじめした濕地がある。

二は居邊川上流の無水地帯で百尺以上でも水が出ない。完全な水なし部落である。しかし十尺二十尺くらいで地表水を濾過して使い水としてゐる。勿論、飲料水とはならず、家畜と人との水をどうするか、水の無い廣漠たる原野が未開のまま取殘されてゐる。

この地帯の開発の問題としては上水道で水を引くこと、發電所ダムの水を引いて溜地を作ること、あるいは國費で幾百尺でも掘つて井戸を作つ

てやること等であるが、これに要する資金も開發の効果が嚴密に計量されることであらう。

▲泥炭地、濕地帯

一は十勝川流域の豊頃におけるもの、他の一は浦幌下頃邊川流域の泥炭濕地帯である。これらの下流地帯における特殊地帯は中流における灌漑によつて沖積層、砂土層に浸透して濕地帯をつくり、一望のヨシ原と化したものであると言われる。

泥炭地とは言つても土壤が肥えてゐるので、この地帯の開拓は排水を完全にすれば立派な耕地となる可能性が大きい、このためには十勝川の代替工事の下流までの早期完成と、排水溝の大規模な工事がなくてはならず、他面、營農資金を入れて經營安定を圖らなくては入植者だけの力による開拓は困難であらう。

四、治水問題

洪水の被害はいつも下流が大きい。十勝川のように上流から工事が進められて下流の改修護岸工事がおくれのところでは何年に一回の洪水を免がれない。

併し治水問題は單に河川の蛇行を直し、護岸をする事をもつて事足れりとするものであつてはならない。

治水そのものは水源における森林の植林、伐採すなわち治川と大きな關係を持ち、更にダムの建設（發電と灌漑）による洪水の調節ということがあるが、これら一貫性ある総合的な施策があつて完成する。また灌漑は無水地帯と濕地帯問題の解決とどのような關係にあるかは先に述べたとおりである。

治水における問題は洪水に對する調査を完全にして、それに基いた治水計畫を考え、更にダムによつて調節できる發電計畫との調整を圖り、その上にたつた一貫した治水計畫の確定がなされ、この一貫した計畫による治水工事でなくてはならない。その場しのぎの切替や護岸では勞多くして功少いことを知らなくてはならない。

五、その他の諸問題

海岸線の少ないこの管内では漁港にも恵まれず水産に大きなものはないが、十勝川における鮭、鱒と廣尾港の擴張工事は特筆されるものであり、鮭、鱒の孵化による養殖と廣尾港の擴張工事は水産振興上優先して考慮される所であろう。

次に十勝と他の經濟圏との交流はどうか、將來どうするか、そしてそのルートはどうするか。

十勝は農牧林業が主業であり、特に農業生産は全體のなかばを占め畑作を特長としている。そして日用品、機械、化學製品等々を道内外の市場から入れている。この食糧と原料供給地としての十勝の經濟的様相と、今後の電力の開發、治水計畫の完成による開拓、増産等を考え合わせてどのように變えてゆくか。一例をあげれば農産加工から更に機械（農機具等）、肥料まで自給自足の域まで工業計畫を持つか、それが果して經濟循環の中で可能かどうか、あるいは水稻の限界線をどこに引くか問題である。

なお經濟の交流がいずれのルートによつてなされているかと言えば、大部分が釧路とカリカチを通じている。將來三股！上川線によつて上川旭川に通じ、日勝線によつて日高に通ずる陸上交通路と、廣尾港の擴張によつていさゝか海上輸送路は開けるであろう。このことによつて十勝の資源の經濟的價値は高まり、工業振興の可能性も生じてくるわけである。もしそれまでにならないにしても根釧は道東として一の經濟圏と見てもよく、電力の如きは道東として考えてこそ開發の促進が期待されよう。

十勝開發の方向

十勝の總合開發はいかにあるべきか、未だその結論を述べる時期ではないしかし現地の幾多の問題を拾ひあげたので、これらの問題の中から十勝の開發の方向は自ら見出すことができよう。

一、土地利用計畫を樹て優先實施の事

十勝における開發は土地改良からであり、開拓がその中心とならなければならないだろうそれには

- (1) 火山地帯の土性調査
- (2) 無水地帯における地下水調査
- (3) 泥炭地濕地帯の開拓を考慮した一貫した治水計畫等が先行される

なくてはならず、同時に、これらの代表的地帯にモデル・プアムを設けて（防風、防霧林と草を植え、家畜を飼ひ、輪作をやること、または排水によつて土地改良を行う）國がまずモデルを示して、可能性のある計畫とすること。

十勝の火山灰地の分布と割合

既耕地十六萬町歩	火山灰地	十三萬町歩
普通地	普通地	三萬町歩
農耕地四十二萬町歩	火山灰地	三十二萬町歩
普通地	普通地	十萬町歩

（農業試驗場幸震分室調）

未開地の開拓と同時に既耕地における地力減退の防止策と、地力培養の方策が併せて考慮されることも必要である。

二、電源開發は本年中に著手の見込

十勝の電源開發は建設費も安く有利な地點と見られるが、發電と洪水調節、灌漑等々考え合わせる時、なお未解決の問題のあることは前述のとおりである。しかし道東における電力事情と道全體の需要供給からみても、現在道東地區が中央から送電されている分、八千五百万キロワット時に見合う然別系の水力發電は、本年中に見返資金の決定を見て著手されるものと思われる。

爾餘の問題——港灣、道路、鐵道、奥地林の開發、工業計畫の問題——はいずれ等も十勝地區に局限されたものでなく、根釧を含めた東北北海

計	九 州				
	福分	佐賀	長崎	宮崎	熊本 鹿兒島
一一〇	一	二	一	四	三
一	五九	一九	二二	三八	二九
一、七四〇	八	五	四	一五	一六
四七六					

社説 自警廢止の住民投票 (七・八一朝日)

第十國會における警察法の改正により、人口五千以上の市街的町村に設けられた自治體警察は住民投票によつてその廢止を議決したのち、その町村における警察の責任を國家地方警察に轉移せしめることができるようになった。本年に限り、この住民投票は九月末まで行い、國警への移管は十月一日から實施されることになつてゐるので、地方の町村では自治體警察の存廢をめぐる關係者の動きがようやく表面化してきた觀がある。例えば滋賀縣では自警をもつ町村全部が町村議會でその廢止を決議したといわれ、徳島縣の椿町ではすでに全國にさきがけて去る十五日住民投票を行い自警廢止を決定した。そのほか自警存廢でゴタゴタをつづけている町村も少くはないようである。

過般の警察法改正のねらいの一つが、弱少自治體警察を整理し、國家地方警察を強化する點にあつたことは疑いをいれないのであつて、その結果として町村自警の自發的廢止を認めることになつたのである。これらの弱小町村において、警察費が町村財政を壓迫し、ひいては警察力の維持強化が困難となり、その機動力に欠陥が生じたり、また小單位の自警では、人事交流の停止から起る士氣の沈滞や、ボスの介入から生じる腐敗やあるい

は國警と自警との連絡協調の不圓滑からくる犯罪捜査機能の低下など、い／＼の欠陥がすでに指摘されていたのである。これらの技術的な欠陥はその後の警察法の改正によつて次第に是正されてきたのであるが、何といつても、その財政難が町村自警の返上論を促進した動機であることは否定できない。

問題は、このような町村自警の存廢を決するに當つては、眞に町村民に自由な自發的判斷によるべきものであるということである。過去三年間における自治體警察の經驗にかんがみて、町村民自身が町村の財政事情や治安狀況をよく考へて決定すべしということである。町村自警廢止の結果、現實において地方自治の根本精神をふみにじつたり、町村の基本的機能を奪われたりしてはならぬということである。戦後の警察制度改革を必然ならしめた民主警察のあり方を考えるならば、町村民の自治警察權をしかく簡単に放棄してよいというものではあるまい、財政難だけならば他に打開の方法もあろうし、またどうしても財政難で投出すとしても、一度自警を廢止したのち二年後には再び住民投票で自警を復活しうる道が残されてゐるから、財政が充實すれば再び自警を持ちうることも念頭におくべきであらう。

今日、町村自警の存否をめぐる動きには、可成り複雑なものがあつて、中には遺憾な點も少くはない。廢止を希望してゐるのが、警察維持管理の責任を負つてゐる理事者や重税に悩む住民であるに反し、當の自警自體は待遇その他で國警より好條件のため廢止を好まないとか、また自警内部でも幹部はその地位の擁護から存續論者であるに反し一般署員は人事の行詰りから國警編入を希望したりするようなマチマチの現象も見受けられる。自己の勢力温存のため自警廢止に反對するボスも當然存在しよう。また廢止論者の中には、自警を廢止すればこれに該當する平衡交付金が浮く、などと悪質の宣傳を飛ばす者もあると聞く、この點についてはすでに地方財政委員会から、自警廢止にともない、警察費に關する財政需要額は、當然町村交付金中に算入せられないむねの通達を發してゐるから、疑問はない

はずである。自警存廢兩論が激化するにしたがい、ゆがめられた主張が横行することを戒めたいのである。

町村自警の存廢はあくまで町村民全體の公正妥當な世論にきいて決しなければならぬ。關係町村においては、公聽會を開いたり文書を利用したりして、存廢双方の意向を住民に徹底させる義務がある。警察が地方民にもつ威力はすこぶる根強いものがあるが、そのために公正な世論の發表をいじけさせるような結果に陥つてはならないし、また國家警察の方で自警の吸収を希望するの余り、側壓を加えるようなことがあつてはならない。警察はその頭に國家の権力や自治體の威力をのせて民衆に臨むものではない。町村民自身の警察であり、國民全體の警察である。一部特權階層や地方有力者のための警察で決してない。最近、民主警察の根本精神がやゝもすれば薄れ、舊來の警察國家式觀念に陥ろうとする傾向が一部に見受けられるので、合せてこの點について警察關係者の反省をも要望しておきたい。

社説 警察制度反動化の恐れ (七、二七東京)

さきに徳島縣の椿町が住民投票の結果、壓倒的多數で自治體警察の廢止を決定したが滋賀縣では町村自治署の全部が、埼玉縣では縣下廿九自治署のうち實に廿八署が、また千葉縣下大部分の主要町の自治署がそれ／＼の地方議會で廢止と議決され、近く住民投票にかけられるという、このような情勢はいまや全國的大勢のようになりかかっている。一方政令諮問委員會は、行政機構の改革を機に、國家公安委員會を廢止して新たに保安省を設け、自治體警察をもそれに統合する方針だととき、かくて警察の中央集權化の機運は濃くなつていようだ。

中央集權は地方分權と眞正面から反撥する。そして地方分權は民主政治に不可欠の條件である。わが國におけるこの關係は警察制度においてその典型を見る。マ元師が昭和廿二年九月十六日附書簡で警察制度の改革を示唆した根本精神もまたこゝにあつた。従つて民主主義による祖國の再建を

念願するわが國として、警察の中央集權制を復活するとせば、それは方策盡きて、これ以外に國家保安の途がないことが明かな場合に限り、かつ暫定的でなければならぬ。だが各地方の相次ぐ自治署廢止の議決や諮問委員會における警察中央集權化構想は、はたして方策盡きた結果といえるだろうか。

市町村の多くが、自治體警察の維持に耐え難しとする共通の最大理由は財政難である。戰爭による徹底的な消耗と破壊に加えて、限らない支出の増大である。投げ出してもよいとなれば、自治署を投げ出したくなるのも無理はない。しかし自治體警察のもつ以上のような重大意義を認證するならば、自治體としてはまず所管事項の全般にわたり、その當否、先後、緩急輕重を最も嚴密に再検討し、その上で自治署の廢止か否かの結論を出すのが順序だろう。自治體豫算の過半ないし大半が人件費という今日、所管事項に根本的な改革を加えるならば、すでに自治署の廢止を議決した町村中にも、財政的に自治署の維持に耐え得るものが決して少しとしないのではないか。しかも、そのような最善を盡した上で、廢止の結論に達したという事實を、不敏にしてわれ／＼はまだ一つも聞かない。

一方政令諮問委員會が自治體警察をも統合した保安省を企圖する最大理由は、治安力の強化だといわれる。中央集權制は、常時一手に全國の警察力を指揮できる制度だから確かに治安力の強化になる。しかしそれは治安力強化の一方途であつてその總てではない。さらばことの性質上その他のあらゆる方途を講ずることが先行しなければならぬ。豫備隊に筋金を入れること、國警の機動力や機械力を充實すること、國警内に對共専門組織を特設すること、國警、海上保安廳、出入國管理廳、特審局等國家機關に對する指揮權を統一すること等々がそれだと思ふ。それにもかゝらず、諮問委員會は一足飛びに警察國家へ逆行する恐れを免れ難い中央集權化をめざしている。われ／＼にはまことに納得しにくいのである。ことに、非常事態に際しては、首相が自治體警察を含む一切の警察力を直接統一指揮できることは、舊警察法以來定つていゝる上に、新警察法は場合によつては

都道府縣警察隊長が、管下自治體警察を指揮できる道をも新たに開いてい
ることを思うとき、よけいその感が深い。

警察幹部の大部分が警察國家時代の人達であることや、警察の持つ行政
への強い影響力などから推して、警察の中央集權化は、この六年間、全國
民が營々として積上げて來た民主化への努力の何割かを削るだらう。自治
體と住民、そして諮問委員會の猛省を求めたい。特にこの際委員諸氏にた
ずねたいことは、政令改廢の鐵則が民主化の嚴守にあり、その線に沿う治
安力強化の方途がいくらかもあるにかゝわらず、あえて中央集權化に飛躍す
るかに振舞う眞意は何かという點である。

自治體警察吏員定員別一人當警察費調
(昭和五年三月現在調)

警察吏員 定員別	調査 警察數	定員總數	昭和二十五年 警察費豫算額 (十二月末)	定員一人當 豫算額
六人	一六	一〇六	三三,七三三	三一九,〇〇〇
七	六四	四四八	九四,七七三	二一,二五〇
八	充	五五三	一五,五〇〇	二八,五〇〇
九	六	五九七	一五,二六一	二五,〇〇〇
一〇	六	六〇	一五,七五〇	二六,〇〇〇
一一	四六	五〇六	一〇,一六五	二〇,〇〇〇
一二	三	三三	一〇,四九〇	三三,〇〇〇
一三	四	四六	一〇,九八〇	一五,〇〇〇
一四	七	七〇	一〇,一七〇	一四,〇〇〇
一五	三	三〇	六,七六〇	二二,五〇〇
一六	一〇	一〇〇	三,四七〇	一五,〇〇〇
一七	三	三〇	六,七七一	二二,〇〇〇

一八	三	三九六	六,六七	一五,〇〇〇
一九	一六	三〇四	五,〇三	一六,〇〇〇
二〇	一四	二八〇	六,〇六	二七,〇〇〇
二一	三	二五三	五,七三	三三,〇〇〇
二二	三	二六六	五,八九〇	三〇,〇〇〇
二三	三	二九九	六,〇〇〇	三〇,〇〇〇
二四	八	一七	七,〇七	一五,〇〇〇
二五	七	一七五	四,四三	三三,〇〇〇
二六	一	二六六	六,一五	三〇,〇〇〇
二七	八	二六	五,〇六三	三五,〇〇〇
二八	五	一四〇	二七,六〇	一七,〇〇〇
二九	四	一六	三,九四	一八,〇〇〇
三〇	四	一三〇	二六,七四	三〇,〇〇〇
三一	一六	五五	一〇,三六	一四,〇〇〇
三二	四	五四	一五,四一	二九,〇〇〇
三三	三	五五	一四,六一	一四,〇〇〇
三四	二〇	一一六	二四,〇八	二五,〇〇〇
三五	一	一三三	二五,九〇	三三,〇〇〇
三六	七	六七	一五,〇九	三五,〇〇〇
三七	三	一五五	二六,四五	三三,〇〇〇
三八	一〇	一六〇	二七,〇六	三〇,〇〇〇
三九	九	一七五	二八,〇六	三三,〇〇〇
四〇	七	一四九	二四,五八	三三,〇〇〇

昭和二十五年都市町村(當初)

豫算面に於ける公安委員會費調

昭和二十六年六月調全國自公連

127-200	1			
107-250	4	99	230,090	370,000
357-300	5	1,402	3,013,380	2,500,000
307-350	2	604	1,410,890	2,300,000
257-300	4	1,495	3,313,240	3,300,000
207-250	2	850	1,740,470	2,340,000
157-200	3	1,755	3,350,000	1,600,000
小計	77	2,007,750	5,240,870	2,340,750
仙台		76	1,609,950	1,900,000
福岡		93	2,350,950	2,600,000
横濱		3,353	6,500,800	1,500,000
神戸		2,600	5,770,790	2,800,000
名古屋		3,556	6,600,000	1,700,000
京都		3,556	7,600,000	2,100,000
大阪		8,600	1,000,000	3,300,000
警視廳		2,556	5,000,000	2,000,000
小計		40,120	99,300,000	2,500,000
合計		2,047,870	1,524,170	2,000,000

1 本調査は昭和二十五年警察費歳出豫算の昨年三月末現在によるもので、その後ベース引上、その他のため相当歳出増があるものと認められるとともに警察費中に公安委員會費を算入していないものが大部分なので、現在における實際の費用は相当額増加するものと認められる。

2 本調査に於て、全國一、五六四の内、中小自治體については、各定員の段階毎に概ねその半數について調査したもの。

警察吏員階別	調査員數	左記會費平均額	單位公安委員一人當				
			(A) 會費	(B) 會費	(C) 會費	(D) 會費	(E) 會費
670	7	3,360	2,350,000	5,400,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000
210	7	5,500	2,750,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
310	14	5,500	1,360,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
310	2	5,500	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
510	2	7,700	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000
1010	4	5,000	8,900,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
1510	2	5,500	8,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
3010	3	1,280	1,650,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
合計	23	4,491	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000
横濱市	1	3,553	1,740,000	1,740,000	1,740,000	1,740,000	1,740,000
名古屋市	1	3,556	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000
警視廳(東京)	1	2,556	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000

- 註 (1) 本調査は昭和二十五年當初豫算面に依るもので決算額に於ては相當増額されて居るものと認められる。
- (2) 本調査は全國六警察區の中北海道、宮城、栃木、岐阜、山口、大分の六縣中豫め報告資料中整つたものについて調べたもの。
- (3) 本表中單に定員とあるは警察吏員のことである。

附 録

▲請 願

第四回定例道議会において各常任委員会に付託した請願はつぎのとおりである。

付託 委員 會	請願番 號	件 名	請 願 者
士	木請願第八號	準池地方費道網走線上線道路中上落滑村二十四線から二十七線に至る道路改良工事實施の件	上落滑村長
同	同第九號	準池地方費道上落滑丸瀬布線道路改修工事實施の件	同
同	同第一〇號	上落滑村上古潭九號から紋別町鴻之舞に至る道路開さく工事の件	同
同	同第一一號	床丹原野道路の改良工事に對し補助の件	佐呂村長
同	同第一四號	サロマベツ川(地方費道)舊河口堀開工事施行の件	同
同	同第一五號	サロマベツ川(地方費河川)の護岸工事施行の件	同
同	同第一六號	富武士原野道路を準池地方費道に昇格の件	同
同	同第一七號	準池地方費道側溝施設工事着工の件	同
同	同第一八號	苫小牧一千歳町字島榑舞間道路を池方費道に昇格の件	苫小牧市長
同	同第二〇號	廣尾港修築簡易工事施行の件	廣尾町長
同	同第二一號	千代田渡船場備付の渡船改造の件	幕別町長
同	同第二二號	汐止川切替工事施行の件	函館市龜尾部落民代表 高橋一外一三五名

同	同第三二號	久遠郡貝取洞村字平濱の船揚場築設に對し相當額補助の件	貝取洞村長
同	同第三七號	赤平町字共和に溜池新設の件	赤平町長
同	同第三九號	北海道交通船協會加盟定期航路就航各業者に對し補助金並びに船質改善助成金制度設定の件	北海道交通船協會會長
同	同第四二號	名寄川支流ベンケ川を準用河川に昇格方の件	下川町長
同	同第四六號	準池地方費道紋別旭川線補修工事施行の件	上川村長
同	同第四七號	赤平町市街側溝工事道費による繼續施行の件	赤平町長
同	同第四八號	準池地方費道茂尻砂川線改良工事施行方の件	同
同	同第四九號	赤平町百戸濤國費による架橋方の件	同
同	同第五四號	準池地方費道能石八雲間道路改修の件	能石村長外一名
同	同第五五號	町村道赤平線改良工事施行の件	赤平町長
同	同第五六號	初山別村有明土助組合直營による貯水池設置事業を道費による補助事業として認可の件	初山別村長
同	同第五七號	十勝管内土地改良事業に對し補助金交付の件	幕別町幕別農業協同組 合長外二四名
同	同第五九號	町村道遠野停車場連絡道路補修工事に對し補助の件	釧路村長
同	同第六〇號	錢龜澤村志海苔に漁港築設の件	錢龜澤村長
同	同第六一號	厚岸湖内眞龍地先水面埋立工事及び船入洞築造の件	厚岸町長
同	同第六二號	根室町花咲港擴張工事變更の件	根室町長

農	政請願第一號	幕別町相川に農業試験場十勝分場の分場設置の件	幕別町長
同	同 第二號	薄荷蒸溜機に對し道費助成の件	北海道薄荷耕作組合連合會々々長
同	同 第三號	村營ラジオ共同聴取施設に對し道費助成の件	釧路村長
同	同 第四號	農業協同組合の育成並びに資金對策の件	北海道指導農業協同組合連合會々々長
同	同 第五號	積雪寒冷單作地帯振興對策の件	同 外七名
同	同 第六號	農業改良(生活改善)普及員増員の件	檜山町村會長 外一名
同	同 第七號	農業試験場設置の件	稚内市宗谷地區指導農業協同組合連合會長 外二四名
同	同 第二五號	北海道家畜貸付規則による牝牛貸付に關する件	中川村長
同	同 第三八號	昭和二十六年年度道營競馬追加開催の件	北見市六條東三丁目北海道馬主代表 大熊芳太郎 外一名
同	同 第五一號	西足寄町に家畜保健衛生所設置の件	西足寄町長 外二名
同	同 第五二號	農産物検査法第二十一條にもとづく道條例設定の件	帶廣市帶廣商工會議所會頭
同	同 第六六號	釧路支廳管内農業改良普及員の増員配置の件	農業改良委員釧路國協議會々々長
同	同 第六九號	全道家畜共進會に對し道費助成の件	道指導連會長
同	同 第七〇號	傳貸馬の殺処分手當に關する件	十勝町村長會々々長
同	同 第八〇號	傳貸殺處分手當金の繰替支給方の件	札幌市北四路十一北海道畜産推進協議會代表 松本六太郎
同	同 第一一〇號	米作川魚粕確保の件	道農業復興會議々々長

同	同 第一一二號	種畜對策に對し豫算措置の件	北海道指導農業協同組合連合會長
文	教請願第二七號	苫小牧高等學校に綜合クラブ活動教室建設に對し道費補助の件	北海道苫小牧高校勤務青年教育振興會長 外二名
同	同 第二八號	室蘭ろう學校増築に關する件	北海道室蘭ろう學校長
同	同 第三〇號	函館中部高等學校々舎改築の件	函館中部高校PTA會長 外三名
同	同 第三一號	北海道函館工業高等學校運動場増築工事施行の件	北海道函館工業高校父兄教師會長 外一名
同	同 第三四號	北見北斗高等學校(定時制)給食室設置の件	北見北斗高校定時制PTA會長 外十二名
同	同 第四四號	美唄高等學校定時制課程を獨立校とするの件	美唄高校定時制課程獨立期成會長 外二名
同	同 第四五號	北見學區高等學校職業教育施設充實の件	北見市長
同	同 第九三號	定時制夜間課程教職員手當の復活についで	北海道高校教職員組合執行委員長
同	同 第九四號	認定講習豫算復活要望の件	北海道高校教職員組合執行委員長
同	同 第九八號	幌別中學校々庭敷地に對し道費による工事施行の件	幌別町長
同	同 第一〇九號	廣尾郡大樹町立高等學校を道立に移管方の件	大樹町長
同	同 第一一一號	夕張北高校教室増築の件	夕張市長
開	拓同 第二四號	弟子屈町地方の開拓促進に關する件	弟子屈町開拓農業協同組合 田中寅三 外二名
同	同 第四一號	小清水村砥草奥地一・四八三町歩開放促進の件	小清水村長
同	同 第五〇號	釧路村鳥通地區開發計畫促進の件	釧路村長

同	四〇	松前町を國庫補助住宅地として指定の件	松前町長
同	五三	中川郡本別町に補助住宅建設の件	本別町長
同	一〇九	建設工事の適正價格及び請負額増額の件	北海道土建連合協會々長
土木	一〇	白老犬漣間道路を地方費道に編入の件	白老村長
同	一一	地方費道及び準地方費道の改修促進の件	釧路商工会議所會頭
同	一二	愛別川架設布引橋架換の件	愛別村長 外一名
同	一三	居邊川の護岸工事及び築堤工事施行の件	池田町長 外一名
同	一四	利別川新水路により切斷される町村道に架橋の件	同
同	一七	津別町津別市街より字高合に至る道路に對し道費補助の件	津別町長 外一名
同	一八	地方費道帶廣、網走線の中本岐二又間道路改良工事繼續施行の件	同
同	一九	津別町津別市街地町道側溝工事に對し道費助成の件	同
同	二〇	津別市街地「最上、開盛」北見間道路を地方費道に昇格及び改良工事施行の件	同
同	二四	眞狩川支流南別川河川改修工事に對し道費補助の件	虻田郡眞狩村長
同	二五	町村道知來別狩太道路の改良工事に對し助成の件	同
同	三七	地方費道並に準地方費道路鋪裝新設工事施行の件	札幌市長
同	三八	栗澤土地改良區日置揚水場に對し道費補助の件	栗澤町土地改良區理事長 外一名

同	三九	交通事故防止のため道路改繕補修工事施行促進の件	北海道交通安全協會連合會々長
同	四六	花咲港擴張工事變更に關する件	根室町長 外一名
同	四九	室蘭港北面石油基地前面浚渫の件	室蘭市長 外一名
同	五一	常呂町下常呂原野に對する常呂川切替工事施行の件	常呂町長 外一名
同	五二	町村道改良工事に對し相當額助成の件	同
同	五六	標津、羅臼間準地方費道整備改良の件	羅臼村長 外一名
同	五七	羅臼、知開別村間道開鑿の件	同
同	五八	熊石港浚渫擴張工事施行の件	熊石村長 外一名
同	五九	熊石村相沼港築設の件	同
同	六〇	熊石村泊川港築設の件	同
同	六一	熊石村關内港築設の件	同
同	六二	漁港の擴張、修築、新設に關する件	幌泉郡幌泉村長
同	六六	泊村船入洞築設工事に關する件	檜山郡泊村長
同	七七	地方費道札幌一月寒間道路鋪裝工事施行の件	豊平町月寒街道鋪裝期成會々長
同	八一	農林省所管災害復舊工事費に對する補助の件	江丹別村長
開拓	八二	小清水村萱野地區開發方の件	小清水村長

同	一一三	散在地區の暗渠排水並に客土事業に對し補助の件	上川支廳管内町村會長 外一三名
同	一一〇	農林省所管災害復舊工事に對し道費補助の件	上富良野村長 外二名
同	一〇一	常呂町佐呂間觀光道路道費による改修工事施行の件	同
同	九九	常呂川口港改修工事施行の件	常呂町長 外一名
同	九八	津別町キキン原野道路を地方費道に編入方の件	同
同	九六	地方費道網走、阿寒湖畔線改修工事施行の件	同
同	九五	地方費道帯廣、網走線及町村道ケミチャップ道路改修工事實施の件	同
同	九四	津別町最上、本岐間道路開さくの件	同
同	九三	津別町市街地方費道測溝開さく並に改修の件	津別町長 外一名
同	九二	犬牛朱別川改修の件	溫根別村長
同	八九	常呂港早期完成の件	常呂町長 外一名
同	八七	準地方費道士別本別線開盛橋架替施行の件	同
同	八六	地方費道河川別川池山町本別間治水工事施行の件	同
同	八五	十勝郡浦幌町字上浦幌上川上から白糠郡白糠町字上茶路までの産業道路敷設の件	同
同	八四	本別町上水道敷設事業に對し起債並に補助の件	同
土木	八三	町村道本別市街大通橋架替工事施行の件	本別町長

同	一一二	厚岸町字上尾幌に道立診療所設置の件	同
同	一一一	釧路村字別保に道立診療所設置の件	釧路地方總合開發促進期成會長 外三名
同	八八	入舸村大字野塚村に道立診療所設置の件	入舸村長
同	六九	北海道中央高等理容美容學校(旭川市設置費に對する道費助成の件)	北海道中央高等理容美容學校設立代表者 宮原初
同	六八	江丹別村字嵐山及び共和地區に道立診療所設置の件	江丹別村長
同	二一	看護婦養成所設置の病院に對し道費補助の件	全道看護婦養成所設置病院代表市立札幌病院長
同	一六	津別町津別市街に道立診療所を設置の件	津別町長 外一名
衛生	一五	留壽都村に道立診療所設置の件	留壽都村長
同	一四七	篠路河橋移及富別町富別太間を流れる石狩川に架橋の件	篠路村長 外三名
同	一四六	本別町ベリベツ東一線道路改修工事施行の件	同
同	一四五	本別町開拓橋架替工事施行の件	本別町長
同	一三二	町村道山口支線砂利道補修工事の件	篠路村長 外一名
同	一二九	札幌市内國道、地方費道及準地方費道舗装工事の件	札幌市會議長
同	一二八	地方費道札幌根室線中、上戸別野花南間道路改修工事の件	同
同	一二七	地方費道札幌根室線中、芦別、上戸別間路線變更並架橋工事施行の件	同
同	一二六	準地方費道芦別―神居古潭線を地方費道に昇格改修の件	芦別町長

同	七〇	網走市字能取開拓地に道路敷設の件	網走市長
開拓	二六	野幌開拓地の用水設備並びに農道補修工事に對する道費補助の件	開拓農業協同組合石狩地 區協議會會長
同	一四四	大樹町に漁港築設の件	大樹町長
同	一一八	屈斜湖の理科學的基礎調査實施方の件	釧路地方總合開發促進期 成會長
同	九〇	サロマ湖養殖事業を國費事業として 繼續施行の件	常呂町長 外一名
同	八〇	龜田郡日浦、尻岸内、惠山管内の沿 岸漁田改良施設事業助成に關する件	尻岸内村長 外四名
同	五〇	常呂漁港を第四種漁港として指定の 件	常呂町長 外一名
同	四七	函館市に道立水族館及び水産博物館 設置に關する件	函館市長 外一名
同	四五	水産施設に關する件	羅臼村長
同	四四	漁港新設に關する件	齒舞村長
同	四三	船入洞及び霧笛設置に關する件	落石漁業協同組合長
同	四二	機船底曳網漁業取締規則改正に關す る件	北海道機船底曳網漁業協 組組合連合會長
同	二七	沿岸漁田改良施設に對し道費補助の 件	宗谷支廳管内漁業協同組 合長
同	二三	機船底曳網漁業海區制變更反對の件	小樽市漁業協同組合長
水産	二二	道立水族館並に水産博物館誘致の件	小樽市長 外三名
同	一一三	弟子屈町字川湯に道立診療所設置の 件	同

商工	四一	地代家賃統制に要する事務費の全額 交付の件	北海道市長會長
同	一四八	劍淵村客土工事及び農道建設促進の 件	劍淵開拓農業協同組合長
同	一三三	簡易軌道新設並びに補修工事施行の 件	釧路地方總合開發促進期 成會長 外二名
同	一二四	小清水村開拓者連盟の諸計畫につい て助成の件	小清水村開拓農業協同組 合長 外一名
同	一〇七	釧路村遠野地區を開拓計畫地として 指定の件	釧路村長
同	一〇六	江蔭北開拓地上水道施設の件	同
同	一〇五	上札鶴地區開拓農道建設工事促進の 件	同
同	一〇四	江蔭南地區開拓農道建設工事促進の 件	同
同	一〇三	萱野圃地開發促進の件	上斜里村長
同	九七	津別町、榮、相生間開拓道路開さく 方の件	津別町長 外一名
同	七六	根室町牧之内開拓地區に牝牛貸付方 の件	根室町長
同	七五	白糠村和天別地區開拓地の諸施設促 進の件	白糠町長
同	七四	釧路村遠野地區開拓計畫樹立の件	釧路村長
同	七三	釧路國管内の開拓地に保健婦及び助 産婦増員並に手當増額の件	同
同	七二	釧路國管内緑肥増産のため種子購入 費補助の件	同
同	七一	釧路國管内開拓地に道有貸付牝牛導 入の件	釧路國開拓農業協同組合 協議會會長

同	四八	伸鐵工業の助成に関する件	北海道商工會議所連合會 會頭
同	六七	中小企業相談所に補助金増額交付の件	北海道中央中小企業相談 所所長 外一五名
同	一一〇	燧厨房用家庭炭の確保の件	札幌市議會議長
同	一一七	小水力發電施設に道費補助並びに助成の件	釧路地方總合開發促進期 成會長
同	一二五	石灰窒素肥料工業用電力料金の件	昭和電工株式會社旭川工 場場長
同	一三〇	昭和二十六年度工業振興機械貸與の件	北海道協同紡績株式會社 長
同	一三一	社団法人北海道綜合開發經濟研究所支援の件	北海道農業協同組合連合 會連絡協議會會長 外四名
同	一四三	中小企業相談所に對する補助金増額の件	函館市長 外五名
總務	三一	上富良野村を町とするの件	上富良野町制施行促進期 成會長
同	七九	生活補給金支給に關する件	全北海道廳職員組合中央 執行委員長 外二名
同	一〇〇	請負工事前渡金分割返濟制度の件	北海道土建連合協會會長
文教	三三	大野農業高等學校施設充足方促進の件	北海道農業高等學校父母 と先生の會長
同	三三	公民館設置に對し道費補加の件	中室知社會教育委員協議 會砂川會場議長
同	三四	北海道農業高等學校々舎増築の件	北海道永山農業高等學校 長 外三名
同	三五	札幌ろう學校々舎建築の件	札幌ろう學校PTA會長
林務	二九	網走市鱒浦以東小清水村古樋に至る地區の道立公園に編入の件	網走道立公園協議會長

事務局人事異動

- ◎六月十五日付
調査課勤務を命ずる (庶務課) 主事 中 默 敬 三
- ◎七月十二日付
調査課勤務を命ずる (新任) 事務補 米 澤 昭 夫
- ◎八月一日付
調査課勤務を命ずる (新任) 主事 千 葉 恒 三 郎
議事課勤務を命ずる (新任) 主事 高 橋 和 雄

同	九一	薪炭事業の保護育成強化の件	留萌薪炭協同組合長 外一名
同	一〇二	サロマ湖觀光地帯に對し觀光設備を道費により設置方の件	常呂町長 外一名
同	一一九	阿寒國立公園觀光道路施設強化擴充の件	釧路地方總合開發促進期 成會長
民生	三六	北海道社會福祉協議會經費助成に關する件	北海道社會福祉協議會々 長
同	一一六	弟子屈町立養老院設置に對し道費補助の件	釧路地方總合開發促進期 成會長
土木	一一二	町道納内村一多度志村間を準地方費道に昇格の件	多度志村長 外十名



圖書室だより

◎新購入圖書紹介

わが國電気事業の現状 著 譯者 日刊工業新聞社
 大英和辭典 市河三喜
 地方行政事務規範 高辻正己
 思春期 山田眞夫
 幼年期 宮本三枝子
 鳩舎 波多野勤子
 日本の國立公園 永井龍男
 近代英國 天嶋仁郎
 人物世界史東洋 近代英國 カザミアン
 事業に勝抜いた男 仁井田 陸
 秘められた情熱 ジョルジュ・サンド
 浮雲 林 美美子
 月明學校 三上 慶子
 谷崎潤一郎小説集 谷崎 潤一郎
 倉田百三作品集第一卷 倉田 百三
 眞理の闘い 南原 繁
 眞理の道 エリザベスブリット
 私の歩み 安倍 能成
 ものゝ見方について 笠 信太郎

◎寄贈圖書

柳色新たなり 林 房雄
 原敬日記④⑤⑥ 原 奎一郎
 源頼朝下巻 吉川 英治
 新しい行政法 園部 敏
 大閣記第四卷 吉川 英治
 愛の沙漠 フランリウモリーヤック
 私の自叙傳 鳩山 一郎

綜合經濟 第四卷第六號 北海道綜合經濟研究所
 國內出版物 目錄第二卷第八號 國立國會圖書館
 收書通報 三三四號 同 右
 建築動態統計月報七、九月號 建設省圖書館
 弘報だより 二十三號 農林省圖書館
 國際原料會議の概要 外務省圖書館
 米國貿易協定計畫の運用其ノ一、二、三 同 右
 昭和二十三年度第六十二 法務府圖書館
 登記統計要旨 郵政省圖書館
 郵政勞務情報六五、六七號 郵政省圖書館
 郵貯時報 六月號 郵政省圖書館
 郵政 六月號 農林省圖書館
 林業技術の改良普及 同 右
 重要性とその効果 同 右
 昭和二十五年年度林業技術普及事業報告 同 右
 食糧研究所研究報告 五號 同 右
 關東電氣通信統計月報 二卷一一號 電氣通信省
 同 三號 圖書館
 同 同 圖書館
 市民意識と勞働組合 同 右
 婦人と政治―選挙のあとに 同 右
 病院診療所と看護婦 同 右
 婦人勞働調査資料六號 同 右
 教育委員會月報 五月號 北海道教育委員會

北海道學校一覽 同 右
 成人學校の手引 同 右
 北海道教育費の概要 同 右
 第四回社會教育研究大會記錄集 同 右
 北海道教育財政の實態 同 右
 婦人日常の友 同 右
 あすの生活におくる 同 右
 勞働力調査報告 35 總理府統計局
 貿易北海道 第二卷第五號 北海道貿易館
 北海道稅概要 北海道總務部稅務課
 北海道圖書館報 24號 北海道圖書館
 矯正保護統計月報 五月號 法務府矯正保護局
 消防第三卷第三號 國家消防廳
 勞働力調査報告 36 總理府統計局
 北海道勞働委員會月報 第一卷一・二號 北海道地方勞働委員會事務局
 ユネスコ國際書誌サーヴィス 第一回書誌サーヴィス 國立國會圖書館
 改良會議一般報告書 同 右
 第一回書誌サーヴィス 同 右
 昭和二十五年年度常呂町勢要覽 北海道自治行政協會
 北海道自治 第2號 北海道自治行政協會
 第3號 同
 第4號 同
 北海道勞働經濟 17 北海道立
 旬刊弘報 36 勞働科學研究所
 北海道弘報課 北海道弘報課
 道立水族館設置計畫書 小樽市道立水族館設置期成會
 觀光留萌 留萌 市
 電氣試驗所 電氣試驗所
 電氣試驗所研究報告 第五一八號 同 右
 電氣試驗所彙報 第一五卷第六號 同 右
 總合開發委員會要錄(第三輯) 北海道總合開發委員會事務局
 小樽港の經濟的調査 北海道立勞働科學研究所
 學生庶報だより 三卷十二・十三號 厚生省圖書館

世界月報 六卷・三・四・五號	外務省圖書館	右
中共の貿易 (沿革篇)	同	右
家内労働の實情婦人 労働調査資料七號	労働省圖書館	右
弘報だより 二四・二五・二六號	農林省圖書館	右
農林統計速報 百十號、百十三號、 百十五號	同	右
農家經濟調査 第二十五年度	同	右
昭和二十四年第一次國有林野統計書	同	右
水産時報 三卷六號・七號	同	右
森林法 (附森林法施行法)	同	右
積雪と森林 林業技 術シリーズ二十三號	同	右
山地の荒廢と地質 林業技 術シリーズ二十六號	同	右
苗畑土壤と施肥林業技術	同	右
米國西部の森林害虫	同	右
經濟月報 五・六月刊	經濟安定本部圖書館	右
中小企業等協同組合の經營事例 紙及バルブ統計	通商産業省圖書館	右
和英・産業貿易用語辭典	同	右
昭和二十二年工業統計表 下卷	同	右
一九四九年雜貨統計年報	同	右
通産統計月報 四卷四號	同	右
戰略物資の需給 調査資料十六集	同	右
秋田縣議會月報 (縣政) 五・六月號	秋田縣議會事務局	右
宮城縣議會時報 第三卷第三號	宮城縣同	右
新潟縣議會時報 (五月三十一日發行)	新潟縣同	右
栃木縣議會月報 七月號	栃木縣同	右
地方議會の權限	福島縣同	右
群馬縣議會時報 第二卷第五號	群馬縣同	右
茨城縣議會月報 六月號	茨城縣同	右
(第一卷第四號)	千葉縣同	右
縣議會關係諸規程集	同	右

千葉縣議會時報第六輯	同	右
北日本年鑑、昭和二十六年版	富山縣同	右
日本管理資料 昭和二十六年 一月、三月、五月、七月、九月、十一月、十二月 朝鮮事變の経緯	通商産業省圖書館	右
書類の書き方	同	右
業務月報 十二號	特別調査圖書館	右
農家の友 八月號	同	右
魚と卵	北海道農業改良普及會	右
綜合經濟 第四卷第七號	北海道水産孵化場	右
讀書春秋 第二卷第七號	北海道綜合經濟研究所	右
國土建設の現況	國立國會圖書館	右
建設月報 六・七月號	建設協會	右
進む國土建設	同	右
國土建設の歩み建設の話	同	右
富山縣紳士録 昭和26年版	富山縣議會事務局	右
富山縣の觀光と産業	同	右
東京都議會議員要覽	東京都議會事務局	右
東京都議會月報六月號 (第四卷第三七〇號)	同	右
圖書室年報 No.3	大阪府會調查課	右
圖書目錄第一號	京都府會事務局	右
京都府議會時報第二六號 (特集)	同	右
廣報あいち 29	愛知縣弘報課	右
岡山縣議會提要	岡山縣議會事務局	右
三重議會 第三號	三重縣同	右
滋賀縣議會時報第一八號	滋賀縣同	右
鳥取縣議會要覽昭和二十六年	鳥取縣同	右
鳥取縣議會月報第二十三號	同	右
鳥取縣議會 第二十七號	同	右
昭和二十四年鳥取縣統計書	鳥取縣總務部統計課	右
島根縣議會提要	島根縣議會事務局	右

電力料金 値上げに關する
事情を調査報告書

福岡縣議會史

山口縣議會月報 六月號

千鳥、色丹、齒舞の歸屬問題

福岡縣同

山口縣議會事務局

山本 紘 照



昭和三十二年 八月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第八號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番